

**投資信託説明書
(請求目論見書)**

使用開始日 2022.9.17

PIMCO ニューワールドインカムファンド

＜豪ドルコース＞(毎月分配型)

＜豪ドルコース＞(年2回分配型)

＜ブラジルリアルコース＞(毎月分配型)

＜ブラジルリアルコース＞(年2回分配型)

＜メキシコペソコース＞(毎月分配型)

＜メキシコペソコース＞(年2回分配型)

＜世界通貨分散コース＞(毎月分配型)

＜世界通貨分散コース＞(年2回分配型)

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「PIMCO ニューワールドインカムファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年9月16日に関東財務局長に提出しており、2022年9月17日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	2
(5)【申込手数料】	2
(6)【申込単位】	2
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	107
第3【ファンドの経理状況】	114
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	183
第三部【委託会社等の情報】	184
第1【委託会社等の概況】	184
約款	213

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)
(以上を総称して「PIMCO ニューワールドインカムファンド」といいます。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。)

なお、ファンドの名称について、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。
毎月分配型の「4つの通貨コース」を総称して「毎月分配型」、年2回分配型の「4つの通貨コース」を総称して「年2回分配型」という場合があります。

正式名称	略称
PIMCO ニューワールドインカムファンド <豪ドルコース> (毎月分配型)	豪ドルコース (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <豪ドルコース> (年2回分配型)	豪ドルコース (年2回分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <メキシコペソコース> (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <メキシコペソコース> (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <世界通貨分散コース> (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
PIMCO ニューワールドインカムファンド <世界通貨分散コース> (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2022年9月17日から2023年9月19日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			TOP I X	条件付運用型
大型株	年4回	北米				
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券	(隔月)	アジア	オブ・			
一般	年12回	オセアニア	ファンズ			
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				その他 ()
属性 ()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券)						

(債券 公債)						
資産複合 ()						

「豪ドルコース（年2回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」
「メキシコペソコース（年2回分配型）」
「世界通貨分散コース（年2回分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				その他
属性 ()		エマージング				()
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	

		ます。
	年 2 回	信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回	信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）	信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）	信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIX に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記

	載があるものをいいます。
条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

PIMCO ニューワールドインカムファンドは、以下の8本のファンドで構成される投資信託です。

 豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 ブラジルリアルコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 メキシコペソコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 世界通貨分散コース (毎月分配型) / (年2回分配型)
---	---	--	--

1 世界通貨分散コースにおいては、12通貨(豪ドル、ブラジルリアル、メキシコペソ、カナダドル、インドネシアルピア、インドルピー、韓国ウォン、中国元、トルコリラ、ユーロ、英ポンド、米ドル)への実質的な配分は12分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が12分の1程度ずつからカイ離する場合があります。

投資対象

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等が実質的な主要投資対象です。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券(新興経済国の政府および政府機関等の発行もしくは保証する債券(ソブリン債券、準ソブリン債券))に実質的な投資を行います。また、エマージング債券と同様の投資効果を持つ派生商品を活用する場合があります。証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。
- 実質的に投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、実質的に投資する債券の平均格付けは原則として「B-格」相当以上を維持します。



エマージング債券とは

新興経済国(エマージング・カントリー)の政府、政府機関、企業が発行する債券です。先進国の国債等と比較して信用力が低い代わりに利回りが高くなる傾向があります。

- 新興経済国とは、経済が発展途上であり、今後の急速な経済成長が期待できる国々をいいます。
- デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

<世界の主な新興経済国>



1 上記以外の国を投資対象国とすることがあります。

<信用格付けと利回りについて>

信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利息の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

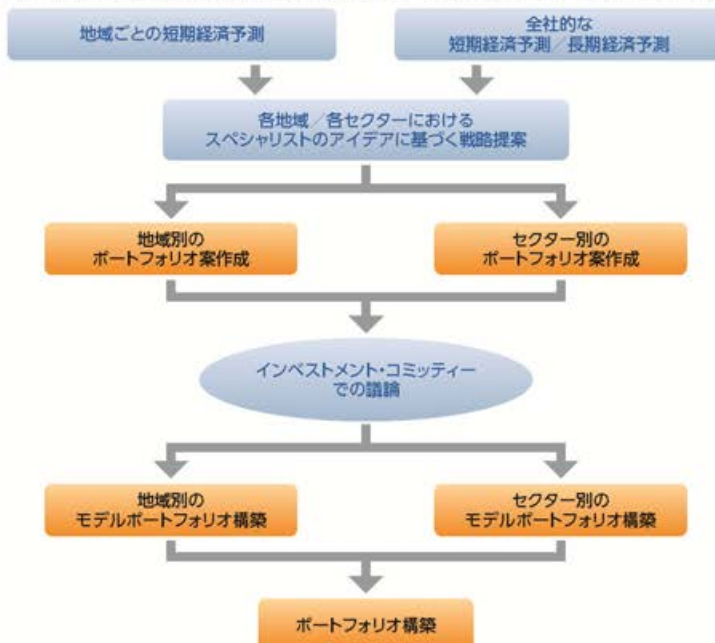
高い	ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)	S&Pグローバル・レーティング (S&P)	低い	
信用力	Aaa	AAA	投資適格格付け	
	Aa	AA		
	A	A		
	Baa	BBB		
	Ba	BB		利回り
	B	B		
	Caa	CCC		
	Ca	CC		
	C	C		
	-	D		
低い			高い	

Moody'sのAaからCaaまでの信用格付けには「1, 2, 3」、S&PのAAからCCCまでの信用格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。左記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 ☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託(米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等に投資)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ社 (PIMCO= Pacific Investment Management Company LLC) は、1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- ！ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。



各ファンドが投資を行う外国投資信託においては、米ドル建てを中心としたエマーシング債券等に投資を行う一方で、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行います。これにより、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益/差損」が生じます。

- 為替取引とは、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各ファンドの対象通貨ベースでのエマーシング債券等への投資効果を追求します。
- ❗ 各ファンド対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

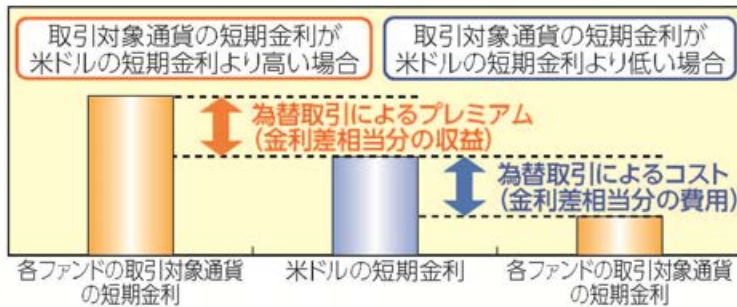
* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

- NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。
- ❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きくカイ離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)>

各ファンドの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該ファンドでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。





一方、各ファンドの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該ファンドでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



- ❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替取引によるプレミアム/コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

<為替差益／差損>

各ファンドの基準価額は、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

PIMCO ニューワールド インカムファンド	下落 ← 基準価額 → 上昇																																							
豪ドルコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高																																							
ブラジルリアルコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高																																							
メキシコペソコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高																																							
世界通貨分散コース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	<table border="1"> <tr> <td>世界通貨</td> <td>円に対して</td> <td>世界通貨</td> </tr> <tr> <td>豪ドル安</td> <td></td> <td>豪ドル高</td> </tr> <tr> <td>ブラジルリアル安</td> <td></td> <td>ブラジルリアル高</td> </tr> <tr> <td>メキシコペソ安</td> <td></td> <td>メキシコペソ高</td> </tr> <tr> <td>カナダドル安</td> <td></td> <td>カナダドル高</td> </tr> <tr> <td>インドネシアルピア安</td> <td></td> <td>インドネシアルピア高</td> </tr> <tr> <td>インドルピー安</td> <td></td> <td>インドルピー高</td> </tr> <tr> <td>韓国ウォン安</td> <td></td> <td>韓国ウォン高</td> </tr> <tr> <td>中国元安</td> <td></td> <td>中国元高</td> </tr> <tr> <td>トルコリラ安</td> <td></td> <td>トルコリラ高</td> </tr> <tr> <td>ユーロ安</td> <td></td> <td>ユーロ高</td> </tr> <tr> <td>英ポンド安</td> <td></td> <td>英ポンド高</td> </tr> <tr> <td>米ドル安</td> <td></td> <td>米ドル高</td> </tr> </table>	世界通貨	円に対して	世界通貨	豪ドル安		豪ドル高	ブラジルリアル安		ブラジルリアル高	メキシコペソ安		メキシコペソ高	カナダドル安		カナダドル高	インドネシアルピア安		インドネシアルピア高	インドルピー安		インドルピー高	韓国ウォン安		韓国ウォン高	中国元安		中国元高	トルコリラ安		トルコリラ高	ユーロ安		ユーロ高	英ポンド安		英ポンド高	米ドル安		米ドル高
世界通貨	円に対して	世界通貨																																						
豪ドル安		豪ドル高																																						
ブラジルリアル安		ブラジルリアル高																																						
メキシコペソ安		メキシコペソ高																																						
カナダドル安		カナダドル高																																						
インドネシアルピア安		インドネシアルピア高																																						
インドルピー安		インドルピー高																																						
韓国ウォン安		韓国ウォン高																																						
中国元安		中国元高																																						
トルコリラ安		トルコリラ高																																						
ユーロ安		ユーロ高																																						
英ポンド安		英ポンド高																																						
米ドル安		米ドル高																																						

*上記通貨は、今後変更となる場合があります。

<世界通貨分散コースについて>

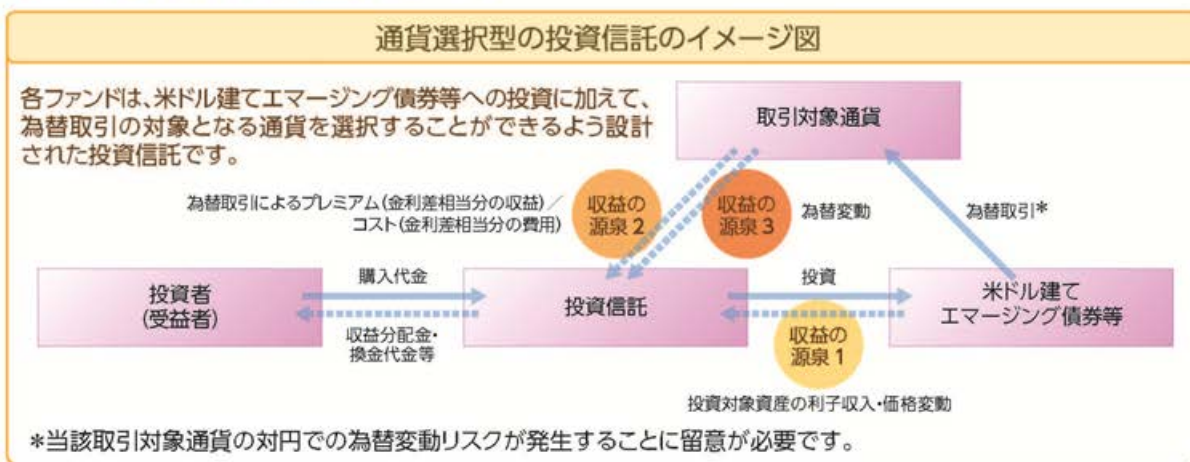
- ◆ 通貨の分散を考慮し、原則として12通貨へ投資を行います。また、各通貨の実質的な配分が概ね均等になることを基本とします。
- ◆ 組入通貨については、世界各国の長期的な経済構造の変化等を考慮し、入替えを行う場合があります。なお、資本規制等が設けられ、継続的な投資が困難となった場合等には、当該通貨を除外することがあります。

<通貨配分のイメージ>

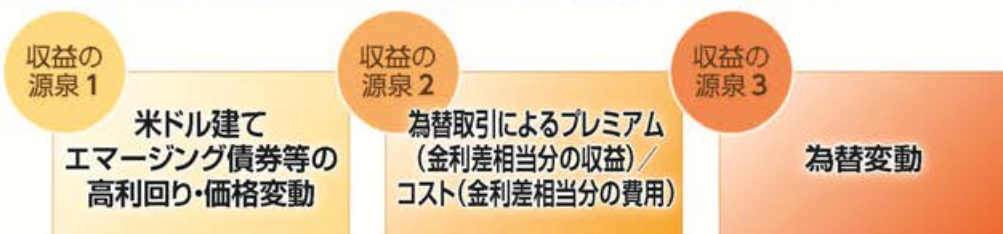


❗ 上記はイメージであり、実際の通貨配分とは異なる場合があります。また、組入通貨については、今後変更となる場合があります。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ



● 各ファンドの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



● 各ファンドにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替取引によるプレミアム/コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

📄 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

「毎月分配型」は毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。「年2回分配型」は年2回の決算時(6・12月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

「毎月分配型」

- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「年2回分配型」

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



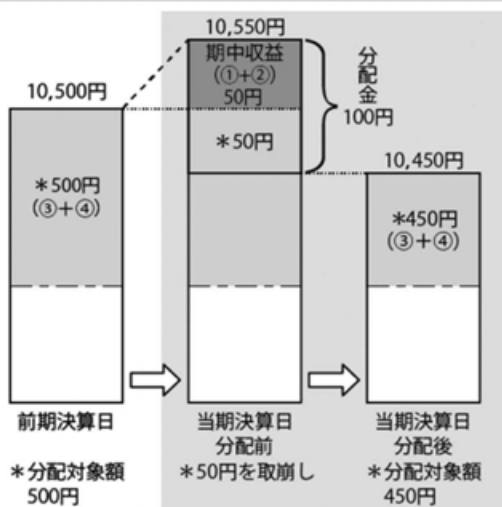
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

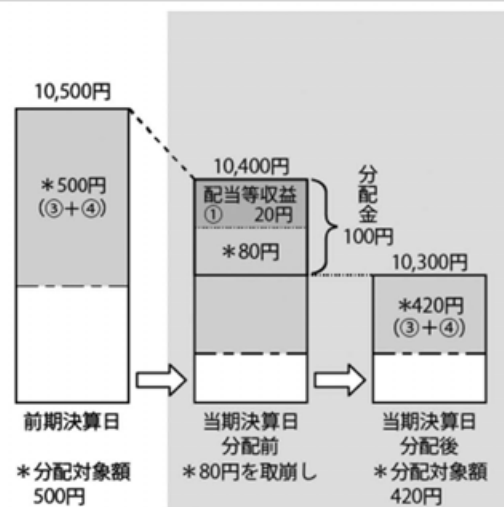
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



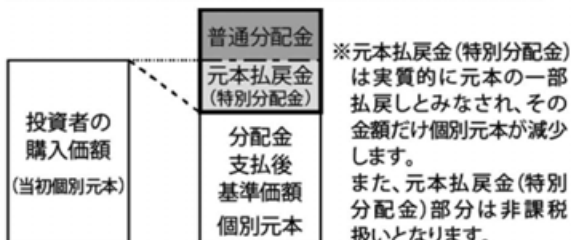
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

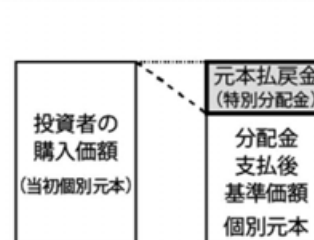
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

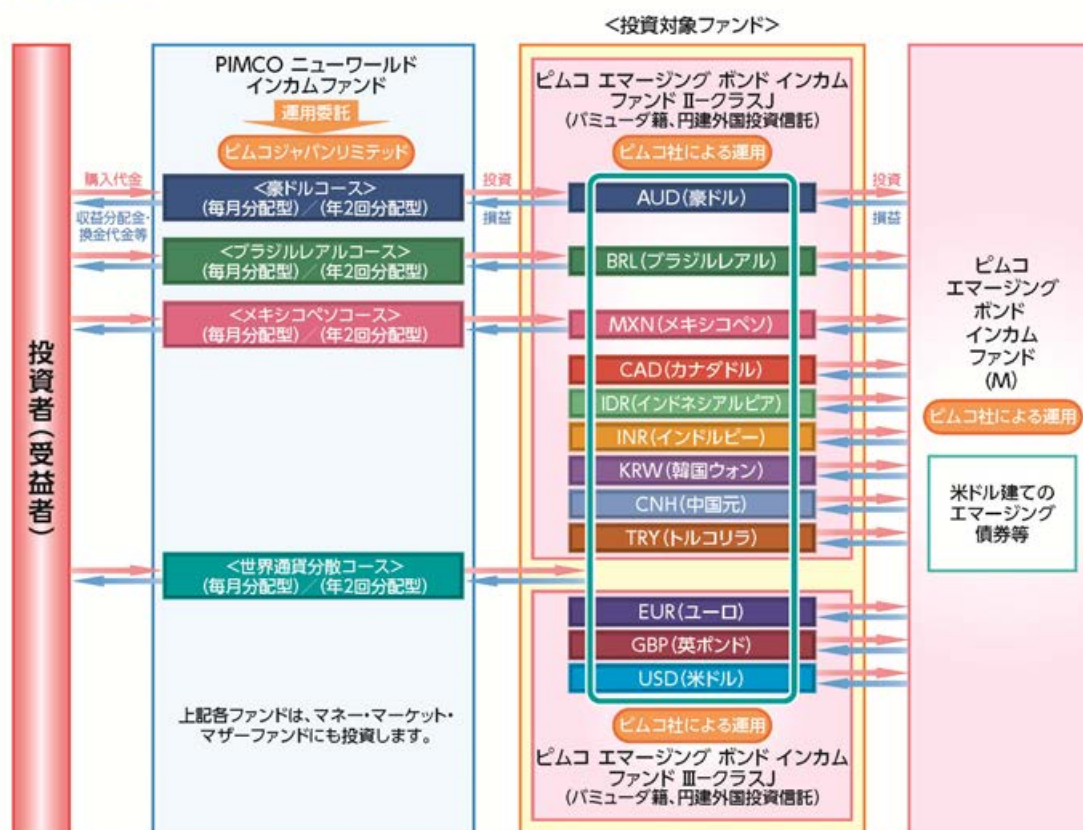


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み



- ❗ 世界通貨分散コース(毎月分配型)および世界通貨分散コース(年2回分配型)が投資対象とする投資信託証券については、今後変更となる場合があります。
- ❗ 販売会社によっては、取り扱わないファンドがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- ❗ 各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。なお、販売会社によっては、全部または一部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

「豪ドルコース (毎月分配型)」

「ブラジルリアルコース (毎月分配型)」

2011年3月31日 設定日、信託契約締結、運用開始

2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更

2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

「メキシコペソコース (毎月分配型)」

2013年1月16日 設定日、信託契約締結、運用開始

2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更

2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

「豪ドルコース (年2回分配型)」

「ブラジルリアルコース (年2回分配型)」

「メキシコペソコース（年2回分配型）」

2013年2月20日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更
 2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

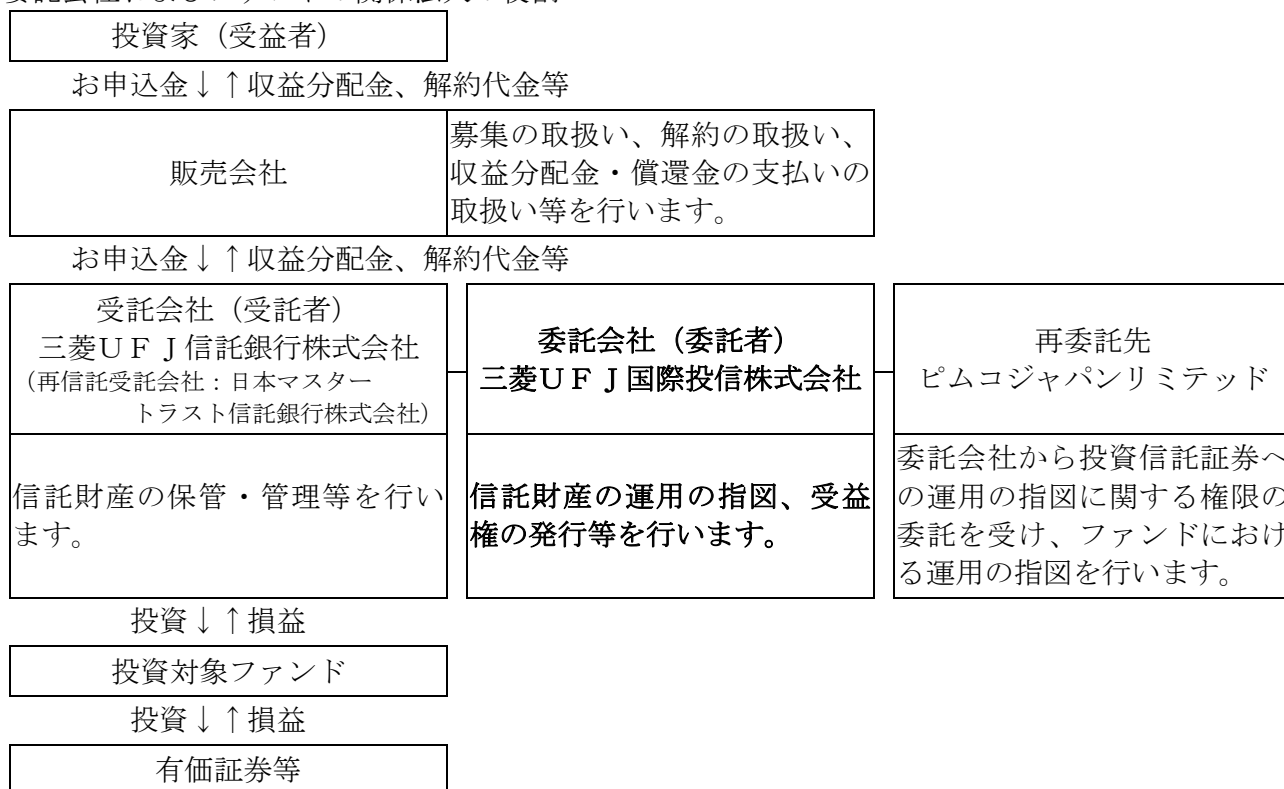
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（年2回分配型）」

2013年7月1日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更
 2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2022年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・設立年月日
1985 年 8 月 1 日
- ・資本金
2,000 百万円
- ・沿革
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（年2回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマ

ーディング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「メキシコペソコース (毎月分配型)」

「メキシコペソコース (年2回分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います (このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「世界通貨分散コース (毎月分配型)」

「世界通貨分散コース (年2回分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。投資信託証券への投資にあたっては、異なる通貨への投資効果を有する別に定める投資信託証券 (以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から、通貨の分散に配慮して投資を行うことを基本とします。各指定投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は概ね均等になることを基本とします。指定投資信託証券は、長期的な経済構造の変化に応じて見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券 (ファンド設定時以降に設定された投資信託も含まれます。)に指定されることがあります。指定投資信託証券への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、各対象通貨買いの為替取引を行います。ただし、対象通貨が米ドルの指定投資信託証券においては当該為替取引を行いません。(このため、基準価額はすべての対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。)なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J」、「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券（「世界通貨分散コース（毎月分配型）」、「世界通貨分散コース（年2回分配型）」の場合）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

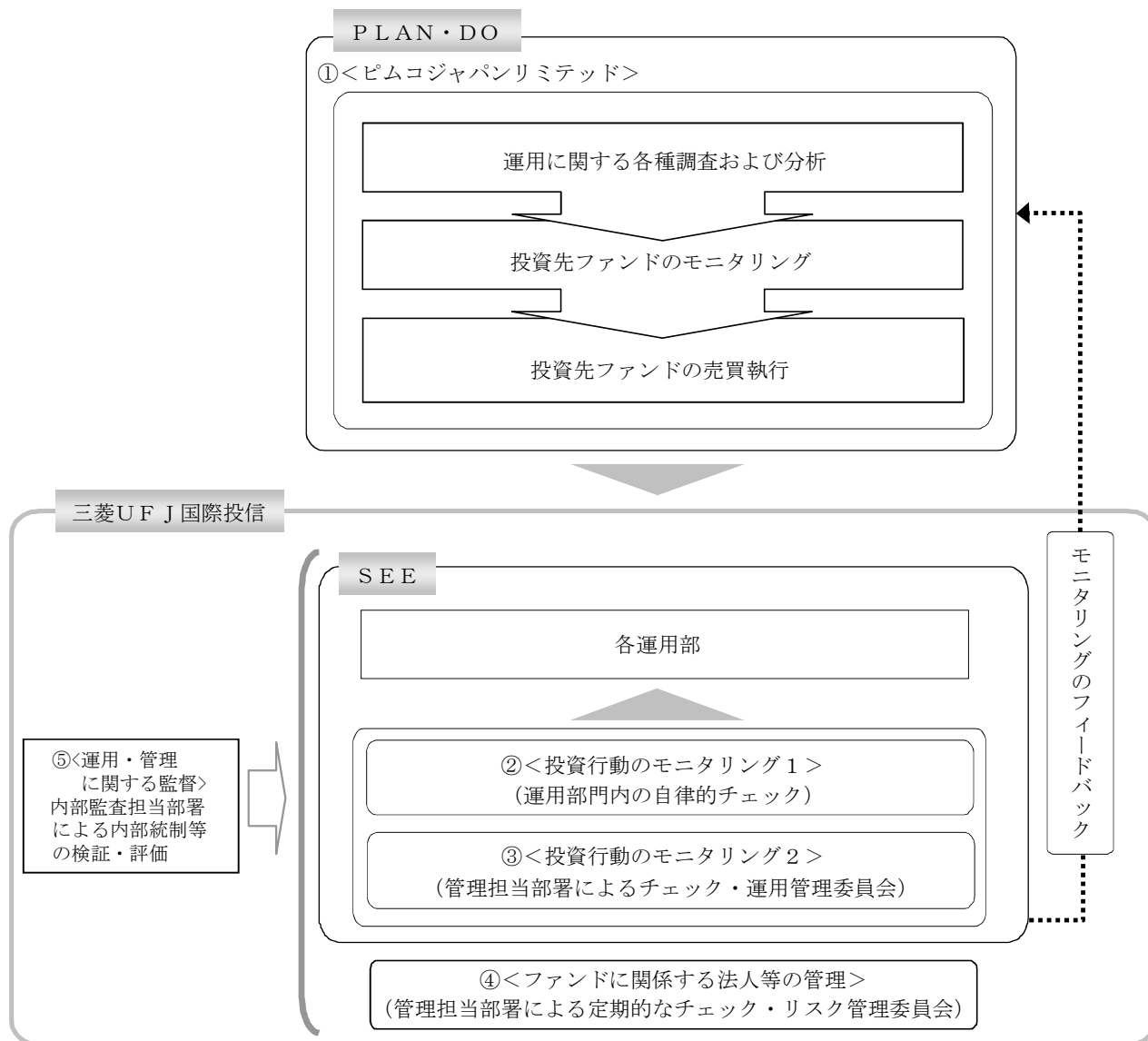
ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD) / (BRL) / (MXN) / (CAD) / (IDR) / (INR) / (KRW) / (CNH) / (TRY) ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド III - クラスJ (EUR) / (GBP) / (USD)																			
形態	パミュダ籍・円建外国投資信託																		
投資態度	ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																		
主な投資対象	新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等																		
主な投資制限	・通常、ファンドの純資産総額の80%以上を新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品に投資します。 ・投資する公社債は原則として取得時においてCCC-格相当以上の格付けを取得しているものに限り、投資する債券の平均格付けは、原則としてB-格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として3年以上8年以内で調整します。 ・米ドル建ておよび米ドル建て以外の資産に投資を行います。 ・資金管理目的で、米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等にも投資を行います。 ・保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。																		
	ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド II - クラスJ																		
	<table border="1"> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td> <td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td> <td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>MXN(メキシコペソ)</td> <td>原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>CAD(カナダドル)</td> <td>原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td> <td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>INR(インドルピー)</td> <td>原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>KRW(韓国ウォン)</td> <td>原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>CNH(中国元)</td> <td>原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td> <td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td> </tr> </table>	AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。	CAD(カナダドル)	原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。	INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。	KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。	CNH(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。
	AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																	
	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																	
	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。																	
	CAD(カナダドル)	原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。																	
	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																	
	INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。																	
	KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。																	
CNH(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。																		
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																		
ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド III - クラスJ																			
<table border="1"> <tr> <td>EUR(ユーロ)</td> <td>原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>GBP(英ポンド)</td> <td>原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> </table>	EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。	GBP(英ポンド)	原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。													
EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。																		
GBP(英ポンド)	原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。																		
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																		
運用管理費用(信託報酬)	ありません。																		
購入時手数料	ありません。																		
信託財産留保額	ありません。																		
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)																		
設定日	AUD/BRL:2011年3月31日 MXN:2013年1月16日 CAD/IDR/INR/KRW/CNH/TRY/EUR/GBP/USD:2013年7月1日																		
決算日	原則として毎年10月31日																		
分配方針	原則として毎月经費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																		

原則として「ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ エマーシング ボンド インカム ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

! 投資対象とする投資信託証券については、今後変更となる場合があります。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

■世界通貨分散コース(毎月分配型)および世界通貨分散コース(年2回分配型)以外の各コース

各ファンドの組入外貨建資産は主として米ドル建て資産ですが、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。

為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■世界通貨分散コース(毎月分配型)および世界通貨分散コース(年2回分配型)

各ファンドの組入外貨建資産は主として米ドル建て資産ですが、米ドル売り、世界通貨買いの為替取引を行うため、当該世界通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。

為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

*世界通貨は、豪ドル、ブラジルリアル、メキシコペソ、カナダドル、インドネシアルピア、インドルピー、韓国ウォン、中国元、トルコリラ、ユーロ、英ポンド、米ドルが各々12分の1程度ずつで構成されます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

① トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

② コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④ 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

[再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

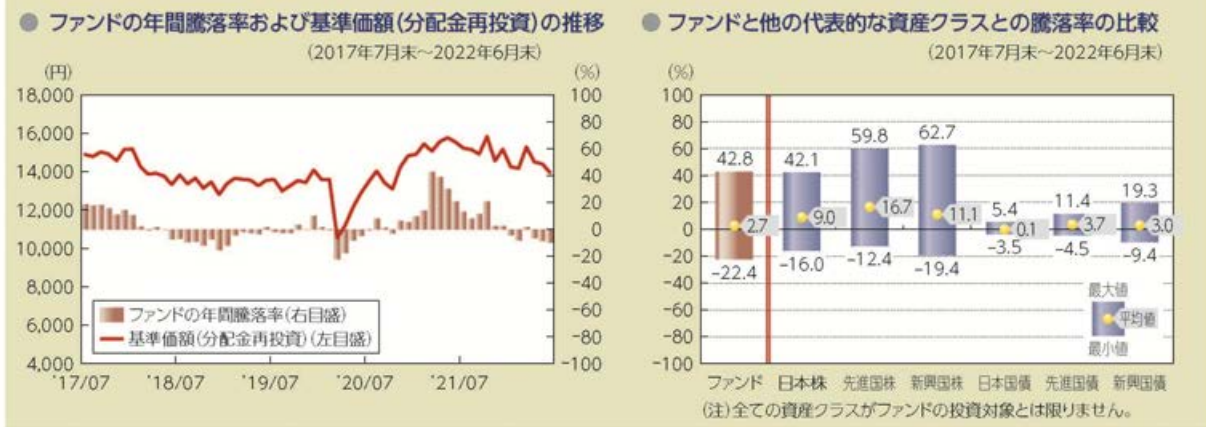
[委託会社における再委託先に対する確認体制]

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

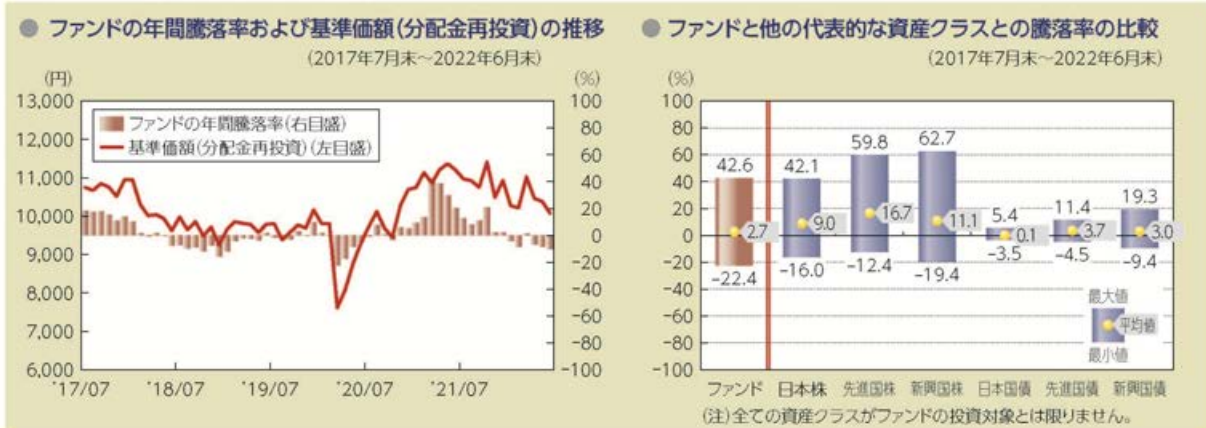
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドルコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

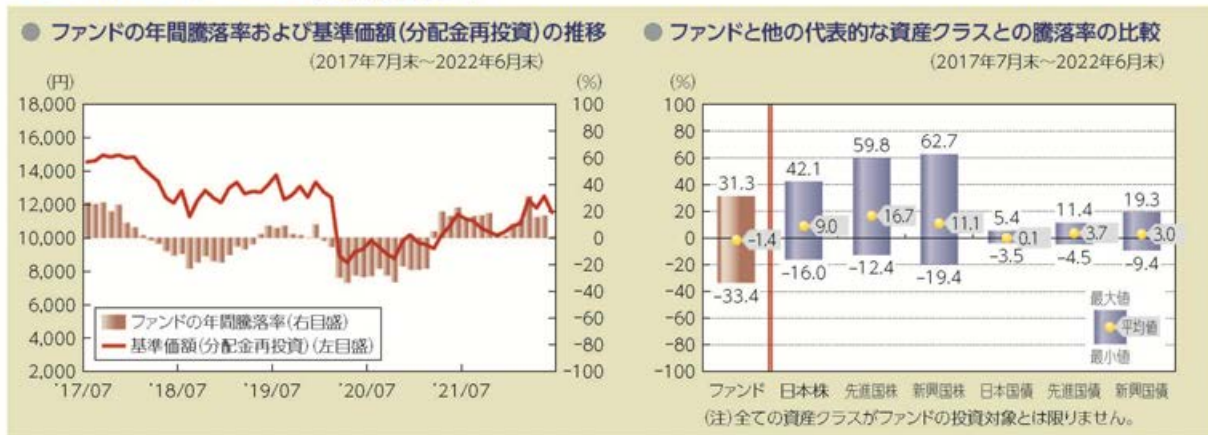
豪ドルコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

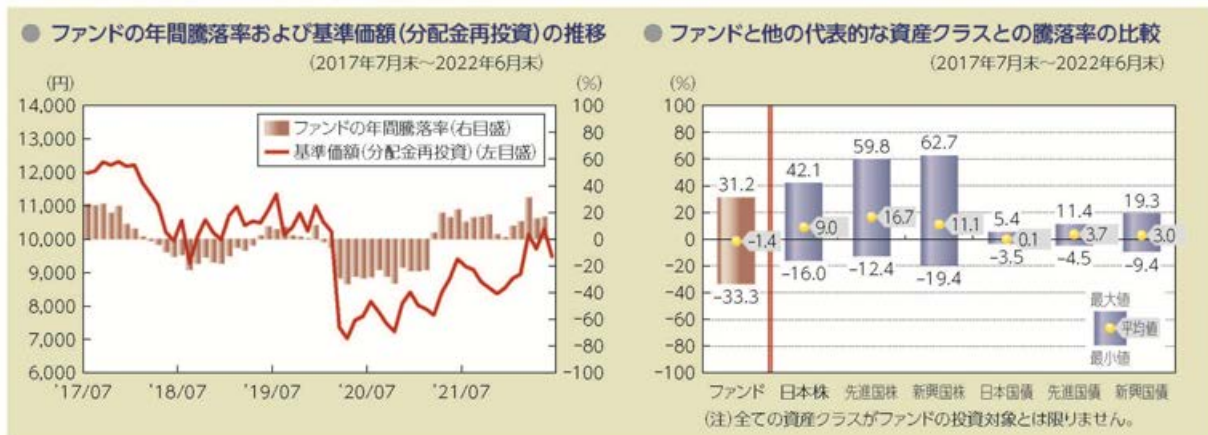
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジルリアルコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

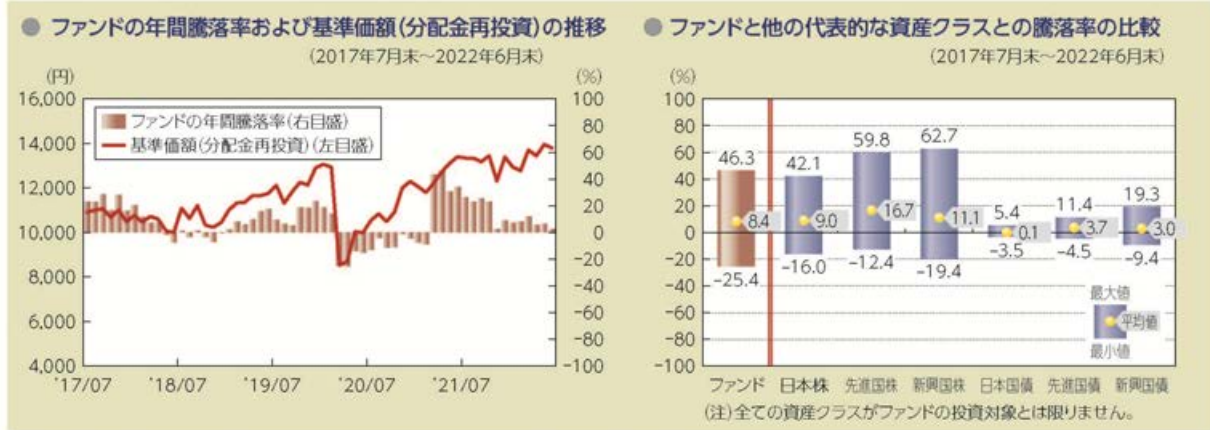
ブラジルリアルコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

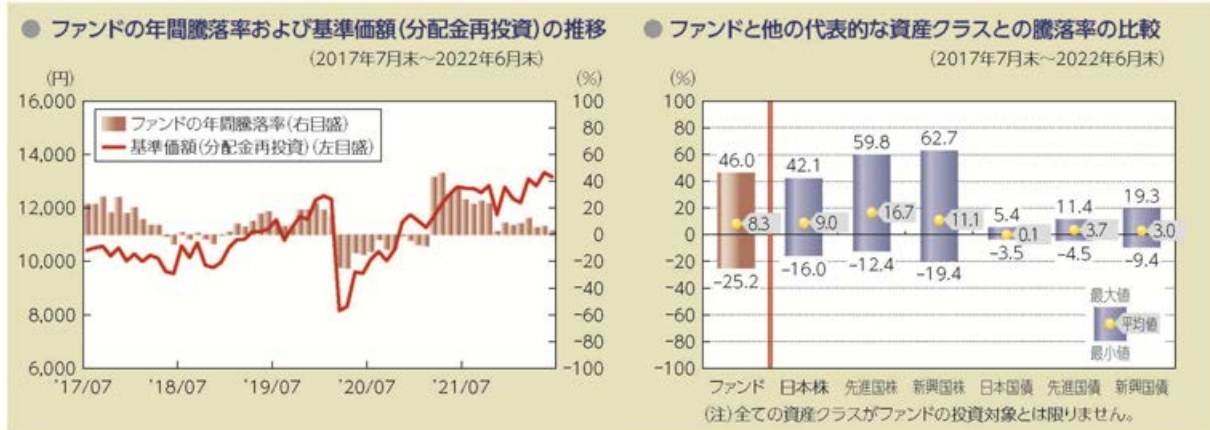
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

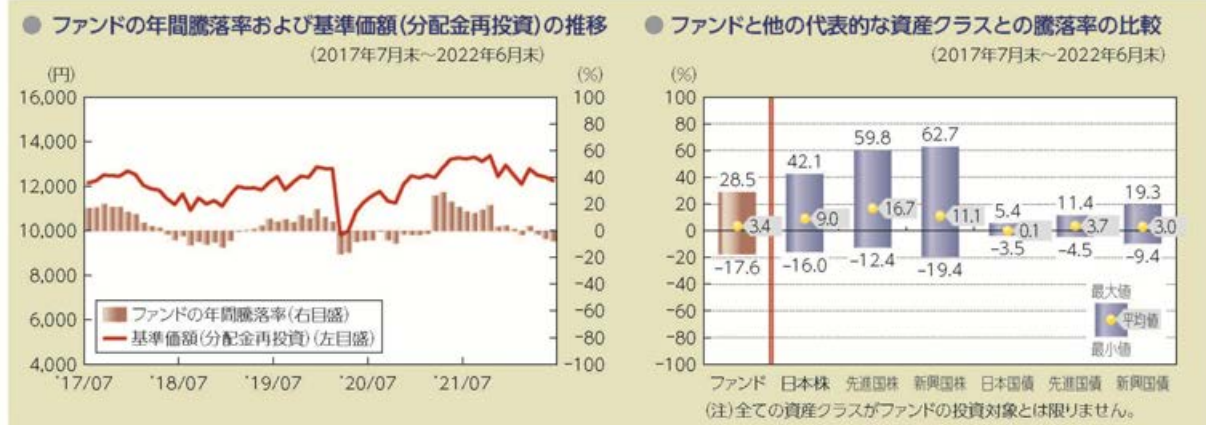
メキシコペソコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

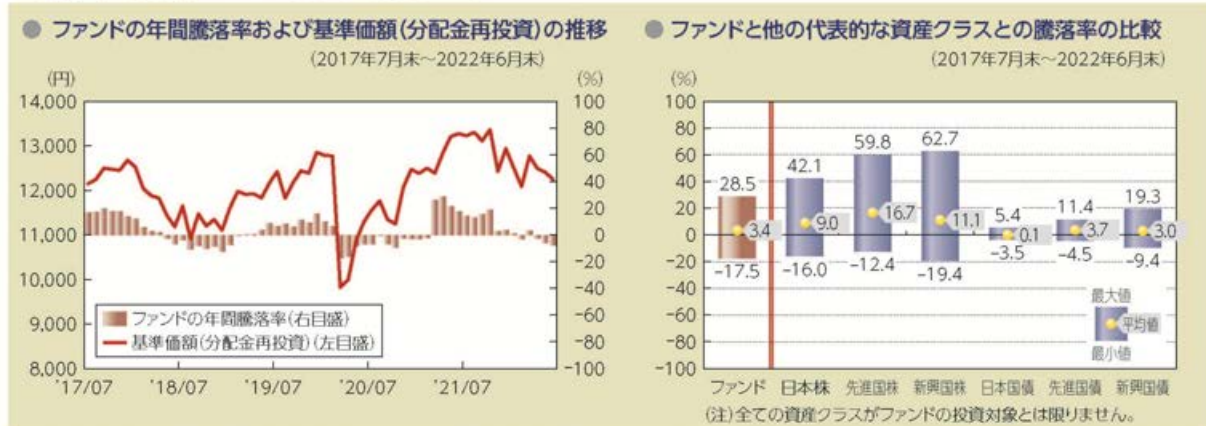
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

世界通貨分散コース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

世界通貨分散コース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金(解約)手数料】

かかりません。

※換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.815%(税抜1.65%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社における 取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
300 億円以下の部分	0.91%	0.7%	0.04%
300 億円超の部分	0.81%	0.8%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.649%以内（税抜年0.59%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 6 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	4,761,287,960	99.42
親投資信託受益証券	日本	5,649,175	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	22,324,291	0.46
純資産総額		4,789,261,426	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 6 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)	764,374.3715	6.273	4,794,920,432	6.229	4,761,287,960	99.42
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,548,198	1.0182	5,649,175	1.0182	5,649,175	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.42
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14 計算期間末日 (平成24年7月20日)	91,990,639,329	92,624,566,047	10,158	10,228
第15 計算期間末日 (平成24年8月20日)	93,805,109,745	94,445,713,697	10,250	10,320
第16 計算期間末日 (平成24年9月20日)	96,757,326,181	97,417,871,158	10,254	10,324
第17 計算期間末日 (平成24年10月22日)	100,708,483,344	101,386,902,674	10,391	10,461
第18 計算期間末日 (平成24年11月20日)	101,266,009,586	101,936,661,300	10,570	10,640
第19 計算期間末日 (平成24年12月20日)	108,018,202,413	108,501,410,275	11,177	11,227
第20 計算期間末日 (平成25年1月21日)	114,462,372,293	114,940,603,176	11,967	12,017
第21 計算期間末日 (平成25年2月20日)	110,400,827,767	110,857,312,931	12,092	12,142
第22 計算期間末日 (平成25年3月21日)	105,145,902,985	105,573,271,780	12,302	12,352
第23 計算期間末日 (平成25年4月22日)	102,412,718,949	105,274,848,598	12,524	12,874
第24 計算期間末日 (平成25年5月20日)	97,860,937,629	98,259,069,370	12,290	12,340
第25 計算期間末日 (平成25年6月20日)	73,323,631,630	73,673,318,344	10,484	10,534
第26 計算期間末日 (平成25年7月22日)	64,474,615,923	64,778,423,959	10,611	10,661
第27 計算期間末日 (平成25年8月20日)	55,718,036,469	55,996,761,971	9,995	10,045
第28 計算期間末日 (平成25年9月20日)	52,864,289,511	53,111,723,485	10,683	10,733
第29 計算期間末日 (平成25年10月21日)	50,031,098,252	50,262,558,275	10,808	10,858
第30 計算期間末日 (平成25年11月20日)	45,765,217,134	45,981,620,894	10,574	10,624
第31 計算期間末日 (平成25年12月20日)	41,797,197,527	41,999,493,713	10,331	10,381
第32 計算期間末日 (平成26年1月20日)	39,786,223,703	39,979,579,766	10,288	10,338
第33 計算期間末日 (平成26年2月20日)	37,654,700,715	37,837,912,895	10,276	10,326
第34 計算期間末日 (平成26年3月20日)	35,939,681,583	36,112,792,214	10,381	10,431
第35 計算期間末日 (平成26年4月21日)	36,202,970,471	36,368,696,285	10,923	10,973
第36 計算期間末日 (平成26年5月20日)	34,464,407,709	34,621,352,209	10,980	11,030
第37 計算期間末日 (平成26年6月20日)	32,864,672,195	33,610,001,243	11,024	11,274
第38 計算期間末日 (平成26年7月22日)	31,728,623,605	31,873,722,079	10,933	10,983
第39 計算期間末日 (平成26年8月20日)	31,179,475,693	31,320,749,519	11,035	11,085
第40 計算期間末日 (平成26年9月22日)	30,396,945,254	30,811,097,112	11,009	11,159
第41 計算期間末日 (平成26年10月20日)	28,677,709,666	28,814,222,087	10,504	10,554
第42 計算期間末日 (平成26年11月20日)	30,280,740,201	30,414,240,345	11,341	11,391
第43 計算期間末日 (平成26年12月22日)	27,601,333,308	27,732,775,805	10,499	10,549
第44 計算期間末日 (平成27年1月20日)	27,050,288,540	27,180,822,649	10,361	10,411
第45 計算期間末日 (平成27年2月20日)	25,782,508,441	25,910,824,699	10,046	10,096
第46 計算期間末日 (平成27年3月20日)	25,054,499,052	25,181,195,451	9,888	9,938

第 47 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	25,406,691,733	25,531,520,686	10,177	10,227
第 48 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	25,675,228,058	25,798,313,371	10,430	10,480
第 49 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	24,946,411,598	25,068,953,493	10,179	10,229
第 50 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	23,755,764,700	23,877,131,246	9,787	9,837
第 51 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	22,956,970,736	23,077,509,396	9,523	9,573
第 52 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	20,508,649,181	20,626,955,214	8,668	8,718
第 53 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	20,932,793,691	21,049,546,908	8,965	9,015
第 54 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	20,570,099,709	20,683,361,561	9,081	9,131
第 55 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	19,229,297,721	19,339,492,341	8,725	8,775
第 56 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	17,356,883,751	17,465,876,124	7,962	8,012
第 57 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	16,793,716,987	16,899,377,837	7,947	7,997
第 58 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	17,837,456,627	17,939,871,303	8,708	8,758
第 59 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	17,755,330,353	17,855,216,220	8,888	8,938
第 60 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	15,905,482,324	16,002,956,360	8,159	8,209
第 61 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	15,333,844,555	15,429,443,422	8,020	8,070
第 62 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	16,367,796,539	16,463,182,232	8,580	8,630
第 63 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	15,720,340,645	15,814,716,802	8,329	8,379
第 64 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	15,269,163,136	15,361,720,496	8,248	8,298
第 65 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	15,526,552,271	15,617,544,363	8,532	8,582
第 66 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	14,893,853,697	14,983,456,278	8,311	8,361
第 67 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	15,440,000,383	15,528,739,647	8,700	8,750
第 68 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	15,805,923,469	15,893,456,410	9,029	9,079
第 69 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	15,624,064,478	15,710,695,210	9,018	9,068
第 70 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	15,596,446,628	15,682,259,338	9,087	9,137
第 71 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	14,544,484,591	14,628,815,561	8,623	8,673
第 72 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	14,634,663,615	14,718,263,462	8,753	8,803
第 73 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	14,836,288,976	14,919,208,682	8,946	8,996
第 74 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	15,233,819,178	15,315,436,949	9,332	9,382
第 75 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	14,657,838,200	14,738,461,546	9,090	9,140
第 76 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	15,055,399,245	15,134,824,734	9,478	9,528
第 77 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	14,665,664,045	14,712,225,120	9,449	9,479
第 78 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	13,621,163,271	13,666,742,971	8,965	8,995
第 79 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	13,703,741,837	13,748,540,655	9,177	9,207
第 80 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	13,820,582,369	13,864,745,501	9,388	9,418
第 81 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	12,666,011,766	12,709,592,907	8,719	8,749
第 82 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	12,085,471,949	12,128,579,480	8,411	8,441
第 83 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	12,281,295,481	12,324,098,234	8,608	8,638
第 84 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	11,830,421,653	11,873,044,170	8,327	8,357
第 85 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	11,205,118,120	11,247,286,902	7,972	8,002
第 86 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	11,285,821,999	11,326,445,198	8,335	8,365
第 87 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	10,574,591,188	10,614,562,804	7,937	7,967

第 88 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	10,485,503,864	10,524,732,783	8,019	8,049
第 89 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	10,122,806,456	10,161,461,649	7,856	7,886
第 90 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	10,114,501,993	10,152,673,229	7,949	7,979
第 91 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	9,760,554,829	9,797,905,786	7,840	7,870
第 92 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	9,683,601,219	9,720,789,263	7,812	7,842
第 93 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	9,675,962,117	9,712,608,077	7,921	7,951
第 94 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	9,650,298,268	9,686,446,745	8,009	8,039
第 95 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	9,631,478,414	9,667,121,197	8,107	8,137
第 96 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	9,002,929,540	9,038,366,771	7,622	7,652
第 97 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	8,904,103,956	8,927,268,087	7,688	7,708
第 98 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	8,924,023,906	8,946,592,756	7,908	7,928
第 99 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	8,275,118,104	8,297,281,282	7,467	7,487
第 100 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	8,276,848,333	8,293,095,196	7,642	7,657
第 101 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	8,067,261,192	8,082,992,678	7,692	7,707
第 102 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	7,877,459,855	7,892,930,445	7,638	7,653
第 103 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	7,871,737,476	7,886,763,952	7,858	7,873
第 104 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	7,890,778,146	7,905,569,170	8,002	8,017
第 105 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	7,662,415,160	7,676,889,594	7,941	7,956
第 106 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	5,361,394,452	5,375,644,718	5,643	5,658
第 107 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	5,872,355,858	5,886,400,810	6,272	6,287
第 108 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	6,164,027,908	6,177,955,429	6,639	6,654
第 109 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	6,588,448,640	6,602,138,247	7,219	7,234
第 110 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	6,709,870,939	6,727,895,669	7,445	7,465
第 111 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	6,860,131,095	6,877,762,732	7,782	7,802
第 112 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	6,580,862,919	6,598,292,692	7,551	7,571
第 113 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	6,441,681,054	6,458,831,249	7,512	7,532
第 114 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	6,508,693,181	6,525,541,068	7,726	7,746
第 115 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	6,784,804,092	6,801,388,865	8,182	8,202
第 116 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	6,698,078,442	6,714,391,829	8,212	8,232
第 117 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	6,795,973,705	6,812,035,439	8,462	8,482
第 118 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	6,675,328,662	6,691,246,781	8,387	8,407
第 119 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	6,661,975,942	6,677,649,032	8,501	8,521
第 120 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	6,493,566,850	6,508,851,516	8,497	8,517
第 121 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	6,293,442,504	6,308,350,825	8,443	8,463
第 122 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	6,044,672,770	6,059,402,120	8,208	8,228
第 123 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	5,828,137,354	5,842,711,073	7,998	8,018
第 124 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	5,855,457,599	5,869,914,861	8,100	8,120
第 125 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	6,102,341,060	6,116,680,160	8,511	8,531
第 126 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	5,801,650,975	5,815,855,451	8,169	8,189
第 127 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	5,579,710,520	5,593,735,411	7,957	7,977
第 128 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	5,397,304,527	5,411,131,614	7,807	7,827

第129 計算期間末日 (令和 4 年 2 月 21 日)	5,239,125,296	5,252,719,967	7,708	7,728
第130 計算期間末日 (令和 4 年 3 月 22 日)	5,243,655,642	5,257,149,684	7,772	7,792
第131 計算期間末日 (令和 4 年 4 月 20 日)	5,412,484,647	5,425,776,192	8,144	8,164
第132 計算期間末日 (令和 4 年 5 月 20 日)	4,804,549,272	4,827,480,331	7,333	7,368
第133 計算期間末日 (令和 4 年 6 月 20 日)	4,838,540,133	4,861,363,890	7,420	7,455
令和 3 年 6 月末日	6,285,956,645	—	8,481	—
7 月末日	6,079,972,728	—	8,287	—
8 月末日	5,980,069,124	—	8,229	—
9 月末日	5,827,297,359	—	8,079	—
10 月末日	6,109,206,230	—	8,553	—
11 月末日	5,530,917,109	—	7,847	—
12 月末日	5,685,061,627	—	8,156	—
令和 4 年 1 月末日	5,276,679,486	—	7,644	—
2 月末日	5,134,681,313	—	7,582	—
3 月末日	5,488,448,516	—	8,158	—
4 月末日	5,094,819,528	—	7,725	—
5 月末日	4,985,585,074	—	7,627	—
6 月末日	4,789,261,426	—	7,364	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第14 計算期間	70 円
第15 計算期間	70 円
第16 計算期間	70 円
第17 計算期間	70 円
第18 計算期間	70 円
第19 計算期間	50 円
第20 計算期間	50 円
第21 計算期間	50 円
第22 計算期間	50 円
第23 計算期間	350 円
第24 計算期間	50 円
第25 計算期間	50 円
第26 計算期間	50 円
第27 計算期間	50 円
第28 計算期間	50 円
第29 計算期間	50 円
第30 計算期間	50 円

第 31 計算期間	50 円
第 32 計算期間	50 円
第 33 計算期間	50 円
第 34 計算期間	50 円
第 35 計算期間	50 円
第 36 計算期間	50 円
第 37 計算期間	250 円
第 38 計算期間	50 円
第 39 計算期間	50 円
第 40 計算期間	150 円
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円
第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円
第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円

第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	50 円
第 75 計算期間	50 円
第 76 計算期間	50 円
第 77 計算期間	30 円
第 78 計算期間	30 円
第 79 計算期間	30 円
第 80 計算期間	30 円
第 81 計算期間	30 円
第 82 計算期間	30 円
第 83 計算期間	30 円
第 84 計算期間	30 円
第 85 計算期間	30 円
第 86 計算期間	30 円
第 87 計算期間	30 円
第 88 計算期間	30 円
第 89 計算期間	30 円
第 90 計算期間	30 円
第 91 計算期間	30 円
第 92 計算期間	30 円
第 93 計算期間	30 円
第 94 計算期間	30 円
第 95 計算期間	30 円
第 96 計算期間	30 円
第 97 計算期間	20 円
第 98 計算期間	20 円
第 99 計算期間	20 円
第 100 計算期間	15 円
第 101 計算期間	15 円
第 102 計算期間	15 円
第 103 計算期間	15 円
第 104 計算期間	15 円
第 105 計算期間	15 円
第 106 計算期間	15 円
第 107 計算期間	15 円
第 108 計算期間	15 円
第 109 計算期間	15 円
第 110 計算期間	20 円
第 111 計算期間	20 円
第 112 計算期間	20 円

第 113 計算期間	20 円
第 114 計算期間	20 円
第 115 計算期間	20 円
第 116 計算期間	20 円
第 117 計算期間	20 円
第 118 計算期間	20 円
第 119 計算期間	20 円
第 120 計算期間	20 円
第 121 計算期間	20 円
第 122 計算期間	20 円
第 123 計算期間	20 円
第 124 計算期間	20 円
第 125 計算期間	20 円
第 126 計算期間	20 円
第 127 計算期間	20 円
第 128 計算期間	20 円
第 129 計算期間	20 円
第 130 計算期間	20 円
第 131 計算期間	20 円
第 132 計算期間	35 円
第 133 計算期間	35 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 14 計算期間	4.83
第 15 計算期間	1.59
第 16 計算期間	0.72
第 17 計算期間	2.01
第 18 計算期間	2.39
第 19 計算期間	6.21
第 20 計算期間	7.51
第 21 計算期間	1.46
第 22 計算期間	2.15
第 23 計算期間	4.64
第 24 計算期間	△1.46
第 25 計算期間	△14.28
第 26 計算期間	1.68
第 27 計算期間	△5.33
第 28 計算期間	7.38
第 29 計算期間	1.63

第 30 計算期間	△1.70
第 31 計算期間	△1.82
第 32 計算期間	0.06
第 33 計算期間	0.36
第 34 計算期間	1.50
第 35 計算期間	5.70
第 36 計算期間	0.97
第 37 計算期間	2.67
第 38 計算期間	△0.37
第 39 計算期間	1.39
第 40 計算期間	1.12
第 41 計算期間	△4.13
第 42 計算期間	8.44
第 43 計算期間	△6.98
第 44 計算期間	△0.83
第 45 計算期間	△2.55
第 46 計算期間	△1.07
第 47 計算期間	3.42
第 48 計算期間	2.97
第 49 計算期間	△1.92
第 50 計算期間	△3.35
第 51 計算期間	△2.18
第 52 計算期間	△8.45
第 53 計算期間	4.00
第 54 計算期間	1.85
第 55 計算期間	△3.36
第 56 計算期間	△8.17
第 57 計算期間	0.43
第 58 計算期間	10.20
第 59 計算期間	2.64
第 60 計算期間	△7.63
第 61 計算期間	△1.09
第 62 計算期間	7.60
第 63 計算期間	△2.34
第 64 計算期間	△0.37
第 65 計算期間	4.04
第 66 計算期間	△2.00
第 67 計算期間	5.28
第 68 計算期間	4.35
第 69 計算期間	0.43
第 70 計算期間	1.31

第 71 計算期間	△4.55
第 72 計算期間	2.08
第 73 計算期間	2.77
第 74 計算期間	4.87
第 75 計算期間	△2.05
第 76 計算期間	4.81
第 77 計算期間	0.01
第 78 計算期間	△4.80
第 79 計算期間	2.69
第 80 計算期間	2.62
第 81 計算期間	△6.80
第 82 計算期間	△3.18
第 83 計算期間	2.69
第 84 計算期間	△2.91
第 85 計算期間	△3.90
第 86 計算期間	4.92
第 87 計算期間	△4.41
第 88 計算期間	1.41
第 89 計算期間	△1.65
第 90 計算期間	1.56
第 91 計算期間	△0.99
第 92 計算期間	0.02
第 93 計算期間	1.77
第 94 計算期間	1.48
第 95 計算期間	1.59
第 96 計算期間	△5.61
第 97 計算期間	1.12
第 98 計算期間	3.12
第 99 計算期間	△5.32
第 100 計算期間	2.54
第 101 計算期間	0.85
第 102 計算期間	△0.50
第 103 計算期間	3.07
第 104 計算期間	2.02
第 105 計算期間	△0.57
第 106 計算期間	△28.74
第 107 計算期間	11.41
第 108 計算期間	6.09
第 109 計算期間	8.96
第 110 計算期間	3.40
第 111 計算期間	4.79

第 112 計算期間	△2.71
第 113 計算期間	△0.25
第 114 計算期間	3.11
第 115 計算期間	6.16
第 116 計算期間	0.61
第 117 計算期間	3.28
第 118 計算期間	△0.64
第 119 計算期間	1.59
第 120 計算期間	0.18
第 121 計算期間	△0.40
第 122 計算期間	△2.54
第 123 計算期間	△2.31
第 124 計算期間	1.52
第 125 計算期間	5.32
第 126 計算期間	△3.78
第 127 計算期間	△2.35
第 128 計算期間	△1.63
第 129 計算期間	△1.01
第 130 計算期間	1.08
第 131 計算期間	5.04
第 132 計算期間	△9.52
第 133 計算期間	1.66

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 14 計算期間	4,676,507,008	5,395,263,630	90,560,959,726
第 15 計算期間	4,128,194,049	3,174,303,356	91,514,850,419
第 16 計算期間	5,333,300,855	2,484,583,033	94,363,568,241
第 17 計算期間	5,701,454,414	3,147,975,397	96,917,047,258
第 18 計算期間	3,830,162,463	4,939,821,902	95,807,387,819
第 19 計算期間	4,469,042,158	3,634,857,416	96,641,572,561
第 20 計算期間	2,864,495,242	3,859,891,098	95,646,176,705
第 21 計算期間	181,284,641	4,530,428,382	91,297,032,964
第 22 計算期間	119,330,710	5,942,604,672	85,473,759,002
第 23 計算期間	8,427,812	3,707,053,981	81,775,132,833
第 24 計算期間	43,113,263	2,191,897,893	79,626,348,203
第 25 計算期間	18,033,700	9,707,038,981	69,937,342,922
第 26 計算期間	21,543,088	9,197,278,623	60,761,607,387
第 27 計算期間	12,911,333	5,029,418,246	55,745,100,474

第 28 計算期間	74,132,916	6,332,438,422	49,486,794,968
第 29 計算期間	4,879,749	3,199,669,947	46,292,004,770
第 30 計算期間	51,762,731	3,063,015,310	43,280,752,191
第 31 計算期間	20,474,440	2,841,989,271	40,459,237,360
第 32 計算期間	8,695,598	1,796,720,303	38,671,212,655
第 33 計算期間	53,976,720	2,082,753,213	36,642,436,162
第 34 計算期間	4,177,914	2,024,487,826	34,622,126,250
第 35 計算期間	7,093,110	1,484,056,469	33,145,162,891
第 36 計算期間	46,355,237	1,802,618,002	31,388,900,126
第 37 計算期間	3,440,876	1,579,179,077	29,813,161,925
第 38 計算期間	2,998,575	796,465,571	29,019,694,929
第 39 計算期間	3,638,247	768,567,918	28,254,765,258
第 40 計算期間	7,214,293	651,855,661	27,610,123,890
第 41 計算期間	8,213,127	315,852,651	27,302,484,366
第 42 計算期間	4,091,130	606,546,528	26,700,028,968
第 43 計算期間	2,748,169	414,277,554	26,288,499,583
第 44 計算期間	4,613,149	186,290,833	26,106,821,899
第 45 計算期間	21,830,692	465,400,984	25,663,251,607
第 46 計算期間	24,748,931	348,720,698	25,339,279,840
第 47 計算期間	5,650,337	379,139,447	24,965,790,730
第 48 計算期間	11,289,437	360,017,406	24,617,062,761
第 49 計算期間	15,006,874	123,690,628	24,508,379,007
第 50 計算期間	3,600,000	238,669,717	24,273,309,290
第 51 計算期間	9,900,576	175,477,715	24,107,732,151
第 52 計算期間	11,342,084	457,867,572	23,661,206,663
第 53 計算期間	1,080,000	311,643,204	23,350,643,459
第 54 計算期間	1,129,816	699,402,678	22,652,370,597
第 55 計算期間	5,000,000	618,446,591	22,038,924,006
第 56 計算期間	51,267,568	291,716,848	21,798,474,726
第 57 計算期間	11,791,835	678,096,374	21,132,170,187
第 58 計算期間	2,126,693	651,361,540	20,482,935,340
第 59 計算期間	2,313,984	508,075,776	19,977,173,548
第 60 計算期間	18,264,354	500,630,691	19,494,807,211
第 61 計算期間	46,422,248	421,455,992	19,119,773,467
第 62 計算期間	234,266,962	276,901,757	19,077,138,672
第 63 計算期間	132,642,974	334,550,061	18,875,231,585
第 64 計算期間	87,194,402	450,953,978	18,511,472,009
第 65 計算期間	182,301,203	495,354,725	18,198,418,487
第 66 計算期間	119,686,034	397,588,275	17,920,516,246
第 67 計算期間	78,481,780	251,145,151	17,747,852,875
第 68 計算期間	2,341,832	243,606,368	17,506,588,339

第 69 計算期間	18,360,464	198,802,232	17,326,146,571
第 70 計算期間	38,122,505	201,727,015	17,162,542,061
第 71 計算期間	74,385,784	370,733,781	16,866,194,064
第 72 計算期間	64,153,565	210,378,072	16,719,969,557
第 73 計算期間	27,316,339	163,344,552	16,583,941,344
第 74 計算期間	31,347,203	291,734,150	16,323,554,397
第 75 計算期間	—	198,885,059	16,124,669,338
第 76 計算期間	1,000,000	240,571,437	15,885,097,901
第 77 計算期間	1,284,156	366,023,602	15,520,358,455
第 78 計算期間	—	327,124,944	15,193,233,511
第 79 計算期間	1,000,000	261,294,076	14,932,939,435
第 80 計算期間	1,000,000	212,895,257	14,721,044,178
第 81 計算期間	50,000	194,047,085	14,527,047,093
第 82 計算期間	5,164,380	163,034,384	14,369,177,089
第 83 計算期間	2,958,022	104,550,614	14,267,584,497
第 84 計算期間	—	60,078,518	14,207,505,979
第 85 計算期間	1,000,000	152,245,201	14,056,260,778
第 86 計算期間	10,000	515,204,113	13,541,066,665
第 87 計算期間	3,338,525	220,532,927	13,323,872,263
第 88 計算期間	3,100,000	250,665,826	13,076,306,437
第 89 計算期間	1,010,000	192,251,848	12,885,064,589
第 90 計算期間	1,000,000	162,319,243	12,723,745,346
第 91 計算期間	—	273,426,111	12,450,319,235
第 92 計算期間	70,000	54,374,339	12,396,014,896
第 93 計算期間	2,280,082	182,974,916	12,215,320,062
第 94 計算期間	1,000,000	166,827,410	12,049,492,652
第 95 計算期間	1,000,000	169,564,666	11,880,927,986
第 96 計算期間	—	68,517,440	11,812,410,546
第 97 計算期間	2,000,000	232,344,804	11,582,065,742
第 98 計算期間	6,039,632	303,679,987	11,284,425,387
第 99 計算期間	—	202,836,143	11,081,589,244
第 100 計算期間	1,000,000	251,346,746	10,831,242,498
第 101 計算期間	—	343,585,127	10,487,657,371
第 102 計算期間	—	173,930,130	10,313,727,241
第 103 計算期間	—	296,076,097	10,017,651,144
第 104 計算期間	—	156,967,918	9,860,683,226
第 105 計算期間	—	211,060,416	9,649,622,810
第 106 計算期間	—	149,445,337	9,500,177,473
第 107 計算期間	1,772,921	138,648,404	9,363,301,990
第 108 計算期間	765,504	79,053,296	9,285,014,198
第 109 計算期間	—	158,609,051	9,126,405,147

第 110 計算期間	—	114,040,062	9,012,365,085
第 111 計算期間	—	196,546,247	8,815,818,838
第 112 計算期間	—	100,932,141	8,714,886,697
第 113 計算期間	—	139,789,104	8,575,097,593
第 114 計算期間	—	151,153,671	8,423,943,922
第 115 計算期間	—	131,557,409	8,292,386,513
第 116 計算期間	—	135,692,615	8,156,693,898
第 117 計算期間	—	125,826,569	8,030,867,329
第 118 計算期間	—	71,807,434	7,959,059,895
第 119 計算期間	10,000	122,524,743	7,836,545,152
第 120 計算期間	—	194,212,052	7,642,333,100
第 121 計算期間	—	188,172,343	7,454,160,757
第 122 計算期間	—	89,485,447	7,364,675,310
第 123 計算期間	—	77,815,357	7,286,859,953
第 124 計算期間	—	58,228,636	7,228,631,317
第 125 計算期間	—	59,080,927	7,169,550,390
第 126 計算期間	—	67,312,035	7,102,238,355
第 127 計算期間	—	89,792,643	7,012,445,712
第 128 計算期間	—	98,902,072	6,913,543,640
第 129 計算期間	—	116,207,936	6,797,335,704
第 130 計算期間	10,000	50,324,695	6,747,021,009
第 131 計算期間	984,124	102,232,599	6,645,772,534
第 132 計算期間	—	94,041,258	6,551,731,276
第 133 計算期間	90,000	30,747,648	6,521,073,628

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)】

(1) 【投資状況】

令和4年6月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	49,465,845	99.39
親投資信託受益証券	日本	71,026	0.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	234,412	0.47
純資産総額		49,771,283	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4 年 6 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)	7,941,2178	6,273	49,815,259	6,229	49,465,845	99.39
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	69,757	1.0182	71,026	1.0182	71,026	0.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.39
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 6 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 20 日)	44,624,566	44,624,566	9,076	9,076
第 2 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 20 日)	33,109,745	33,109,745	9,203	9,203
第 3 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 20 日)	45,326,843	45,370,989	10,267	10,277
第 4 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 22 日)	21,691,294	21,712,719	10,124	10,134
第 5 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 22 日)	38,754,553	38,754,553	10,109	10,109
第 6 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 21 日)	34,833,624	34,833,624	8,962	8,962
第 7 計算期間末日 (平成 28 年 6 月 20 日)	31,200,966	31,200,966	8,543	8,543
第 8 計算期間末日 (平成 28 年 12 月 20 日)	30,040,727	30,040,727	9,595	9,595
第 9 計算期間末日 (平成 29 年 6 月 20 日)	30,100,339	30,100,339	10,200	10,200
第 10 計算期間末日 (平成 29 年 12 月 20 日)	38,579,745	38,615,731	10,721	10,731
第 11 計算期間末日 (平成 30 年 6 月 20 日)	65,874,078	65,874,078	9,510	9,510

第 12 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	64,505,701	64,505,701	9,567	9,567
第 13 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	62,627,159	62,627,159	9,589	9,589
第 14 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	64,525,818	64,525,818	9,927	9,927
第 15 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	60,052,104	60,052,104	9,239	9,239
第 16 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	67,699,416	67,763,171	10,619	10,629
第 17 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	57,546,745	57,598,587	11,100	11,110
第 18 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	52,700,381	52,750,073	10,605	10,615
第 19 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	50,145,689	50,145,689	10,091	10,091
	令和 3 年 6 月末日	57,805,511	—	11,150	—
	7 月末日	56,624,631	—	10,922	—
	8 月末日	56,366,340	—	10,873	—
	9 月末日	53,279,609	—	10,702	—
	10 月末日	56,526,730	—	11,354	—
	11 月末日	51,891,459	—	10,443	—
	12 月末日	54,012,706	—	10,869	—
	令和 4 年 1 月末日	50,766,616	—	10,216	—
	2 月末日	50,480,264	—	10,159	—
	3 月末日	54,462,126	—	10,960	—
	4 月末日	51,710,410	—	10,406	—
	5 月末日	51,298,110	—	10,323	—
	6 月末日	49,771,283	—	10,016	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	10 円
第 4 計算期間	10 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円

第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	10 円
第 17 計算期間	10 円
第 18 計算期間	10 円
第 19 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△9.24
第 2 計算期間	1.39
第 3 計算期間	11.67
第 4 計算期間	△1.29
第 5 計算期間	△0.14
第 6 計算期間	△11.34
第 7 計算期間	△4.67
第 8 計算期間	12.31
第 9 計算期間	6.30
第 10 計算期間	5.20
第 11 計算期間	△11.29
第 12 計算期間	0.59
第 13 計算期間	0.22
第 14 計算期間	3.52
第 15 計算期間	△6.93
第 16 計算期間	15.04
第 17 計算期間	4.62
第 18 計算期間	△4.36
第 19 計算期間	△4.84

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	53,498,084	4,329,601	49,168,483
第 2 計算期間	60,000	13,250,340	35,978,143
第 3 計算期間	24,082,560	15,914,445	44,146,258
第 4 計算期間	—	22,720,555	21,425,703
第 5 計算期間	17,020,475	109,601	38,336,577
第 6 計算期間	630,677	100,000	38,867,254
第 7 計算期間	245,107	2,588,014	36,524,347
第 8 計算期間	8,520,976	13,736,892	31,308,431

第9計算期間	—	1,797,411	29,511,020
第10計算期間	7,135,323	660,157	35,986,186
第11計算期間	33,959,220	680,259	69,265,147
第12計算期間	—	1,841,391	67,423,756
第13計算期間	—	2,112,611	65,311,145
第14計算期間	—	310,000	65,001,145
第15計算期間	121,675	121,675	65,001,145
第16計算期間	—	1,245,694	63,755,451
第17計算期間	20,093,406	32,006,609	51,842,248
第18計算期間	—	2,149,938	49,692,310
第19計算期間	—	—	49,692,310

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和4年6月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	85,201,966	99.06
親投資信託受益証券	日本	125,661	0.15
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	684,737	0.79
純資産総額		86,012,364	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BR L)	33,412.5358	2,602	86,939,418	2,550	85,201,966	99.06
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	123,415	1.0182	125,661	1.0182	125,661	0.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年6月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.06
親投資信託受益証券	0.15

合計	99.20
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14 計算期間末日 (平成24年7月20日)	1,829,916,432	1,850,311,799	8,075	8,165
第15 計算期間末日 (平成24年8月20日)	1,764,714,452	1,784,190,507	8,155	8,245
第16 計算期間末日 (平成24年9月20日)	1,651,222,575	1,669,565,448	8,102	8,192
第17 計算期間末日 (平成24年10月22日)	1,636,360,554	1,654,180,164	8,265	8,355
第18 計算期間末日 (平成24年11月20日)	1,547,698,060	1,564,772,942	8,158	8,248
第19 計算期間末日 (平成24年12月20日)	1,594,562,277	1,603,903,608	8,535	8,585
第20 計算期間末日 (平成25年1月21日)	1,673,696,284	1,682,706,487	9,288	9,338
第21 計算期間末日 (平成25年2月20日)	1,645,590,229	1,653,864,952	9,943	9,993
第22 計算期間末日 (平成25年3月21日)	1,591,149,509	1,599,151,327	9,942	9,992
第23 計算期間末日 (平成25年4月22日)	2,189,127,606	2,199,710,192	10,343	10,393
第24 計算期間末日 (平成25年5月20日)	2,204,676,664	2,215,109,250	10,566	10,616
第25 計算期間末日 (平成25年6月20日)	1,780,570,146	1,790,909,136	8,611	8,661
第26 計算期間末日 (平成25年7月22日)	1,430,289,874	1,438,401,119	8,817	8,867
第27 計算期間末日 (平成25年8月20日)	1,238,625,872	1,249,768,405	7,781	7,851
第28 計算期間末日 (平成25年9月20日)	1,338,337,853	1,349,052,406	8,744	8,814
第29 計算期間末日 (平成25年10月21日)	1,338,413,618	1,349,001,611	8,849	8,919
第30 計算期間末日 (平成25年11月20日)	1,262,362,397	1,272,748,606	8,508	8,578
第31 計算期間末日 (平成25年12月20日)	1,211,761,205	1,221,733,933	8,506	8,576
第32 計算期間末日 (平成26年1月20日)	1,141,794,511	1,151,166,708	8,528	8,598
第33 計算期間末日 (平成26年2月20日)	1,059,667,368	1,068,697,513	8,214	8,284
第34 計算期間末日 (平成26年3月20日)	1,052,679,552	1,063,945,309	8,410	8,500
第35 計算期間末日 (平成26年4月21日)	945,261,967	954,779,969	8,938	9,028
第36 計算期間末日 (平成26年5月20日)	953,516,291	962,916,124	9,130	9,220
第37 計算期間末日 (平成26年6月20日)	930,262,744	939,344,778	9,219	9,309

第 38 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	914,690,775	923,637,374	9,202	9,292
第 39 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	910,425,838	919,323,790	9,209	9,299
第 40 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	955,084,783	964,408,887	9,219	9,309
第 41 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	868,081,039	877,068,753	8,693	8,783
第 42 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	888,763,657	897,623,931	9,028	9,118
第 43 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	831,792,116	840,452,950	8,644	8,734
第 44 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	822,171,081	830,824,050	8,551	8,641
第 45 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	756,236,954	764,725,879	8,018	8,108
第 46 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	651,346,545	659,714,359	7,006	7,096
第 47 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	706,464,524	714,831,732	7,599	7,689
第 48 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	718,338,988	726,718,216	7,716	7,806
第 49 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	707,142,942	715,539,751	7,579	7,669
第 50 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	690,882,284	699,323,894	7,366	7,456
第 51 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	619,330,859	627,732,070	6,635	6,725
第 52 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	481,263,578	489,362,749	5,348	5,438
第 53 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	496,656,773	504,573,588	5,646	5,736
第 54 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	521,291,064	529,085,100	6,019	6,109
第 55 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	466,873,174	474,466,426	5,534	5,624
第 56 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	417,893,183	425,367,185	5,032	5,122
第 57 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	389,277,739	396,469,591	4,871	4,961
第 58 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	429,454,830	436,395,461	5,569	5,659
第 59 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	424,573,904	429,870,603	5,611	5,681
第 60 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	405,870,304	411,029,033	5,507	5,577
第 61 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	403,127,674	408,211,713	5,550	5,620
第 62 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	431,006,824	435,935,463	6,121	6,191
第 63 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	411,438,162	416,274,261	5,955	6,025
第 64 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	401,199,362	405,968,348	5,889	5,959
第 65 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	417,912,805	422,645,981	6,181	6,251
第 66 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	391,630,197	396,273,073	5,905	5,975
第 67 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	413,602,045	418,199,421	6,298	6,368
第 68 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	434,715,772	439,302,648	6,634	6,704
第 69 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	442,832,533	447,415,909	6,763	6,833
第 70 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	427,534,124	431,927,558	6,812	6,882
第 71 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	406,850,866	411,199,756	6,549	6,619
第 72 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	393,605,536	397,910,706	6,400	6,470
第 73 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	399,556,928	403,915,292	6,417	6,487
第 74 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	408,641,786	412,919,013	6,688	6,758
第 75 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	396,806,405	401,071,489	6,513	6,583
第 76 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	420,304,096	424,640,494	6,785	6,855
第 77 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	415,380,833	419,676,190	6,769	6,839
第 78 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	395,423,498	398,471,885	6,486	6,536

第 79 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	380,015,701	382,942,806	6,491	6,541
第 80 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	388,158,294	391,129,680	6,532	6,582
第 81 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	359,943,826	362,905,612	6,076	6,126
第 82 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	349,535,033	352,491,969	5,910	5,960
第 83 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	342,480,630	345,436,666	5,793	5,843
第 84 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	306,983,322	309,918,408	5,230	5,280
第 85 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	296,105,393	298,134,088	5,109	5,144
第 86 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	281,035,098	282,933,582	5,181	5,216
第 87 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	262,018,151	263,890,665	4,897	4,932
第 88 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	250,991,630	252,851,719	4,723	4,758
第 89 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	277,205,949	279,057,148	5,241	5,276
第 90 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	269,898,304	271,741,313	5,126	5,161
第 91 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	260,435,312	262,267,331	4,976	5,011
第 92 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	267,618,350	269,449,949	5,114	5,149
第 93 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	274,541,563	276,370,089	5,255	5,290
第 94 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	273,248,780	275,066,491	5,261	5,296
第 95 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	260,780,904	262,590,810	5,043	5,078
第 96 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	244,237,370	246,028,201	4,773	4,808
第 97 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	258,133,586	259,918,327	5,062	5,097
第 98 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	266,137,947	267,910,508	5,255	5,290
第 99 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	240,596,966	242,356,227	4,787	4,822
第 100 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	236,560,884	238,304,745	4,748	4,783
第 101 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	235,162,315	236,151,363	4,755	4,775
第 102 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	223,130,362	224,091,128	4,645	4,665
第 103 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	225,694,716	226,613,178	4,915	4,935
第 104 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	221,791,147	222,703,009	4,865	4,885
第 105 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	196,740,411	197,566,843	4,761	4,781
第 106 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	138,947,220	139,765,252	3,397	3,417
第 107 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	132,286,470	133,103,102	3,240	3,260
第 108 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	123,919,598	124,732,030	3,051	3,071
第 109 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	136,095,520	136,898,752	3,389	3,409
第 110 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	135,429,754	136,218,356	3,435	3,455
第 111 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	129,343,655	130,111,434	3,369	3,389
第 112 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	127,671,954	128,246,513	3,333	3,348
第 113 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	123,512,583	124,083,092	3,247	3,262
第 114 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	129,518,852	130,085,911	3,426	3,441
第 115 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	127,066,620	127,593,690	3,616	3,631
第 116 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	117,599,186	118,113,206	3,432	3,447
第 117 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	112,662,032	112,990,412	3,431	3,441
第 118 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	109,192,977	109,514,986	3,391	3,401
第 119 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	106,706,551	107,022,060	3,382	3,392

第120 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	100,918,760	101,487,886	3,546	3,566
第121 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	107,552,969	108,114,795	3,829	3,849
第122 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	102,860,917	103,421,183	3,672	3,692
第123 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	97,011,225	97,561,036	3,529	3,549
第124 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	97,355,797	97,899,158	3,583	3,603
第125 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	93,892,283	94,426,624	3,514	3,534
第126 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	92,615,223	93,416,585	3,467	3,497
第127 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	86,258,010	87,029,244	3,355	3,385
第128 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	87,299,645	88,072,957	3,387	3,417
第129 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	92,310,927	93,078,839	3,606	3,636
第130 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	93,079,827	93,845,646	3,646	3,676
第131 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	98,823,387	100,040,863	4,059	4,109
第132 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	88,948,826	90,174,183	3,630	3,680
第133 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	87,273,270	88,481,254	3,612	3,662
	令和 3 年 6 月末日	109,498,587	—	3,898	—
	7 月末日	104,842,520	—	3,782	—
	8 月末日	101,374,968	—	3,721	—
	9 月末日	96,035,123	—	3,553	—
	10 月末日	92,467,695	—	3,461	—
	11 月末日	88,766,119	—	3,361	—
	12 月末日	87,571,257	—	3,397	—
	令和 4 年 1 月末日	89,714,821	—	3,480	—
	2 月末日	89,581,562	—	3,503	—
	3 月末日	95,327,457	—	3,935	—
	4 月末日	91,184,634	—	3,723	—
	5 月末日	93,586,139	—	3,894	—
	6 月末日	86,012,364	—	3,539	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第14 計算期間	90 円
第15 計算期間	90 円
第16 計算期間	90 円
第17 計算期間	90 円
第18 計算期間	90 円
第19 計算期間	50 円
第20 計算期間	50 円
第21 計算期間	50 円

第 22 計算期間	50 円
第 23 計算期間	50 円
第 24 計算期間	50 円
第 25 計算期間	50 円
第 26 計算期間	50 円
第 27 計算期間	70 円
第 28 計算期間	70 円
第 29 計算期間	70 円
第 30 計算期間	70 円
第 31 計算期間	70 円
第 32 計算期間	70 円
第 33 計算期間	70 円
第 34 計算期間	90 円
第 35 計算期間	90 円
第 36 計算期間	90 円
第 37 計算期間	90 円
第 38 計算期間	90 円
第 39 計算期間	90 円
第 40 計算期間	90 円
第 41 計算期間	90 円
第 42 計算期間	90 円
第 43 計算期間	90 円
第 44 計算期間	90 円
第 45 計算期間	90 円
第 46 計算期間	90 円
第 47 計算期間	90 円
第 48 計算期間	90 円
第 49 計算期間	90 円
第 50 計算期間	90 円
第 51 計算期間	90 円
第 52 計算期間	90 円
第 53 計算期間	90 円
第 54 計算期間	90 円
第 55 計算期間	90 円
第 56 計算期間	90 円
第 57 計算期間	90 円
第 58 計算期間	90 円
第 59 計算期間	70 円
第 60 計算期間	70 円
第 61 計算期間	70 円
第 62 計算期間	70 円

第 63 計算期間	70 円
第 64 計算期間	70 円
第 65 計算期間	70 円
第 66 計算期間	70 円
第 67 計算期間	70 円
第 68 計算期間	70 円
第 69 計算期間	70 円
第 70 計算期間	70 円
第 71 計算期間	70 円
第 72 計算期間	70 円
第 73 計算期間	70 円
第 74 計算期間	70 円
第 75 計算期間	70 円
第 76 計算期間	70 円
第 77 計算期間	70 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	35 円
第 86 計算期間	35 円
第 87 計算期間	35 円
第 88 計算期間	35 円
第 89 計算期間	35 円
第 90 計算期間	35 円
第 91 計算期間	35 円
第 92 計算期間	35 円
第 93 計算期間	35 円
第 94 計算期間	35 円
第 95 計算期間	35 円
第 96 計算期間	35 円
第 97 計算期間	35 円
第 98 計算期間	35 円
第 99 計算期間	35 円
第 100 計算期間	35 円
第 101 計算期間	20 円
第 102 計算期間	20 円
第 103 計算期間	20 円

第 104 計算期間	20 円
第 105 計算期間	20 円
第 106 計算期間	20 円
第 107 計算期間	20 円
第 108 計算期間	20 円
第 109 計算期間	20 円
第 110 計算期間	20 円
第 111 計算期間	20 円
第 112 計算期間	15 円
第 113 計算期間	15 円
第 114 計算期間	15 円
第 115 計算期間	15 円
第 116 計算期間	15 円
第 117 計算期間	10 円
第 118 計算期間	10 円
第 119 計算期間	10 円
第 120 計算期間	20 円
第 121 計算期間	20 円
第 122 計算期間	20 円
第 123 計算期間	20 円
第 124 計算期間	20 円
第 125 計算期間	20 円
第 126 計算期間	30 円
第 127 計算期間	30 円
第 128 計算期間	30 円
第 129 計算期間	30 円
第 130 計算期間	30 円
第 131 計算期間	50 円
第 132 計算期間	50 円
第 133 計算期間	50 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 14 計算期間	3.49
第 15 計算期間	2.10
第 16 計算期間	0.45
第 17 計算期間	3.12
第 18 計算期間	△0.20
第 19 計算期間	5.23
第 20 計算期間	9.40

第 21 計算期間	7.59
第 22 計算期間	0.49
第 23 計算期間	4.53
第 24 計算期間	2.63
第 25 計算期間	△18.02
第 26 計算期間	2.97
第 27 計算期間	△10.95
第 28 計算期間	13.27
第 29 計算期間	2.00
第 30 計算期間	△3.06
第 31 計算期間	0.79
第 32 計算期間	1.08
第 33 計算期間	△2.86
第 34 計算期間	3.48
第 35 計算期間	7.34
第 36 計算期間	3.15
第 37 計算期間	1.96
第 38 計算期間	0.79
第 39 計算期間	1.05
第 40 計算期間	1.08
第 41 計算期間	△4.72
第 42 計算期間	4.88
第 43 計算期間	△3.25
第 44 計算期間	△0.03
第 45 計算期間	△5.18
第 46 計算期間	△11.49
第 47 計算期間	9.74
第 48 計算期間	2.72
第 49 計算期間	△0.60
第 50 計算期間	△1.62
第 51 計算期間	△8.70
第 52 計算期間	△18.04
第 53 計算期間	7.25
第 54 計算期間	8.20
第 55 計算期間	△6.56
第 56 計算期間	△7.44
第 57 計算期間	△1.41
第 58 計算期間	16.17
第 59 計算期間	2.01
第 60 計算期間	△0.60
第 61 計算期間	2.05

第 62 計算期間	11.54
第 63 計算期間	△1.56
第 64 計算期間	0.06
第 65 計算期間	6.14
第 66 計算期間	△3.33
第 67 計算期間	7.84
第 68 計算期間	6.44
第 69 計算期間	2.99
第 70 計算期間	1.75
第 71 計算期間	△2.83
第 72 計算期間	△1.20
第 73 計算期間	1.35
第 74 計算期間	5.31
第 75 計算期間	△1.56
第 76 計算期間	5.25
第 77 計算期間	0.79
第 78 計算期間	△3.44
第 79 計算期間	0.84
第 80 計算期間	1.40
第 81 計算期間	△6.21
第 82 計算期間	△1.90
第 83 計算期間	△1.13
第 84 計算期間	△8.85
第 85 計算期間	△1.64
第 86 計算期間	2.09
第 87 計算期間	△4.80
第 88 計算期間	△2.83
第 89 計算期間	11.70
第 90 計算期間	△1.52
第 91 計算期間	△2.24
第 92 計算期間	3.47
第 93 計算期間	3.44
第 94 計算期間	0.78
第 95 計算期間	△3.47
第 96 計算期間	△4.65
第 97 計算期間	6.78
第 98 計算期間	4.50
第 99 計算期間	△8.23
第 100 計算期間	△0.08
第 101 計算期間	0.56
第 102 計算期間	△1.89

第 103 計算期間	6.24
第 104 計算期間	△0.61
第 105 計算期間	△1.72
第 106 計算期間	△28.22
第 107 計算期間	△4.03
第 108 計算期間	△5.21
第 109 計算期間	11.73
第 110 計算期間	1.94
第 111 計算期間	△1.33
第 112 計算期間	△0.62
第 113 計算期間	△2.13
第 114 計算期間	5.97
第 115 計算期間	5.98
第 116 計算期間	△4.67
第 117 計算期間	0.26
第 118 計算期間	△0.87
第 119 計算期間	0.02
第 120 計算期間	5.44
第 121 計算期間	8.54
第 122 計算期間	△3.57
第 123 計算期間	△3.34
第 124 計算期間	2.09
第 125 計算期間	△1.36
第 126 計算期間	△0.48
第 127 計算期間	△2.36
第 128 計算期間	1.84
第 129 計算期間	7.35
第 130 計算期間	1.94
第 131 計算期間	12.69
第 132 計算期間	△9.33
第 133 計算期間	0.88

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 14 計算期間	574,922	97,880,000	2,266,151,895
第 15 計算期間	1,894,258	104,040,000	2,164,006,153
第 16 計算期間	12,290,911	138,200,000	2,038,097,064
第 17 計算期間	3,510,623	61,650,964	1,979,956,723
第 18 計算期間	18,252,496	101,000,000	1,897,209,219

第 19 計算期間	20,034,024	48,977,003	1,868,266,240
第 20 計算期間	11,285,089	77,510,641	1,802,040,688
第 21 計算期間	4,782,977	151,879,036	1,654,944,629
第 22 計算期間	1,510,000	56,090,870	1,600,363,759
第 23 計算期間	570,193,177	54,039,727	2,116,517,209
第 24 計算期間	—	30,000,000	2,086,517,209
第 25 計算期間	3,090,878	21,810,000	2,067,798,087
第 26 計算期間	5,718,866	451,267,843	1,622,249,110
第 27 計算期間	—	30,458,621	1,591,790,489
第 28 計算期間	2,010,000	63,150,000	1,530,650,489
第 29 計算期間	—	18,080,000	1,512,570,489
第 30 計算期間	23,661	28,850,000	1,483,744,150
第 31 計算期間	4,640,241	63,708,866	1,424,675,525
第 32 計算期間	—	85,790,177	1,338,885,348
第 33 計算期間	1,985,449	50,850,000	1,290,020,797
第 34 計算期間	1,000,000	39,270,000	1,251,750,797
第 35 計算期間	3,458,249	197,653,177	1,057,555,869
第 36 計算期間	1,070,060	14,200,000	1,044,425,929
第 37 計算期間	3,072,100	38,383,070	1,009,114,959
第 38 計算期間	970,000	16,018,318	994,066,641
第 39 計算期間	1,689,715	7,095,009	988,661,347
第 40 計算期間	64,900,255	17,550,000	1,036,011,602
第 41 計算期間	1,066,784	38,443,467	998,634,919
第 42 計算期間	1,440,000	15,600,000	984,474,919
第 43 計算期間	160,000	22,320,000	962,314,919
第 44 計算期間	1,600,000	2,473,913	961,441,006
第 45 計算期間	4,412,904	22,640,000	943,213,910
第 46 計算期間	8,583,216	22,040,000	929,757,126
第 47 計算期間	3,432,696	3,500,000	929,689,822
第 48 計算期間	13,035,619	11,700,000	931,025,441
第 49 計算期間	10,154,415	8,201,009	932,978,847
第 50 計算期間	11,727,892	6,750,000	937,956,739
第 51 計算期間	1,511,230	6,000,000	933,467,969
第 52 計算期間	—	33,560,000	899,907,969
第 53 計算期間	—	20,261,771	879,646,198
第 54 計算期間	337,912	13,980,000	866,004,110
第 55 計算期間	—	22,309,345	843,694,765
第 56 計算期間	—	13,250,000	830,444,765
第 57 計算期間	500,000	31,850,000	799,094,765
第 58 計算期間	—	27,913,435	771,181,330
第 59 計算期間	—	14,510,000	756,671,330

第 60 計算期間	—	19,710,000	736,961,330
第 61 計算期間	—	10,670,000	726,291,330
第 62 計算期間	—	22,200,000	704,091,330
第 63 計算期間	—	13,220,000	690,871,330
第 64 計算期間	—	9,587,559	681,283,771
第 65 計算期間	2,584,295	7,700,000	676,168,066
第 66 計算期間	—	12,900,000	663,268,066
第 67 計算期間	—	6,500,000	656,768,066
第 68 計算期間	50,000	1,550,000	655,268,066
第 69 計算期間	—	500,000	654,768,066
第 70 計算期間	70,000	27,204,582	627,633,484
第 71 計算期間	3,536,604	9,900,000	621,270,088
第 72 計算期間	744,945	6,990,623	615,024,410
第 73 計算期間	16,799,021	9,200,000	622,623,431
第 74 計算期間	—	11,590,878	611,032,553
第 75 計算期間	—	1,734,714	609,297,839
第 76 計算期間	20,854,732	10,667,024	619,485,547
第 77 計算期間	236,929	6,100,000	613,622,476
第 78 計算期間	1,180,000	5,124,898	609,677,578
第 79 計算期間	100,000	24,356,447	585,421,131
第 80 計算期間	11,056,104	2,200,000	594,277,235
第 81 計算期間	80,000	2,000,000	592,357,235
第 82 計算期間	30,000	1,000,000	591,387,235
第 83 計算期間	140,000	320,000	591,207,235
第 84 計算期間	110,000	4,300,000	587,017,235
第 85 計算期間	110,000	7,500,000	579,627,235
第 86 計算期間	60,000	37,262,990	542,424,245
第 87 計算期間	50,000	7,470,060	535,004,185
第 88 計算期間	50,000	3,600,000	531,454,185
第 89 計算期間	60,000	2,600,000	528,914,185
第 90 計算期間	30,000	2,370,000	526,574,185
第 91 計算期間	60,000	3,200,000	523,434,185
第 92 計算期間	10,000	130,000	523,314,185
第 93 計算期間	10,000	887,912	522,436,273
第 94 計算期間	10,000	3,100,000	519,346,273
第 95 計算期間	70,000	2,300,000	517,116,273
第 96 計算期間	50,000	5,500,000	511,666,273
第 97 計算期間	10,000	1,750,000	509,926,273
第 98 計算期間	20,000	3,500,000	506,446,273
第 99 計算期間	—	3,800,000	502,646,273
第 100 計算期間	—	4,400,000	498,246,273

第 101 計算期間	10,000	3,732,038	494,524,235
第 102 計算期間	10,000	14,151,104	480,383,131
第 103 計算期間	10,000	21,162,082	459,231,049
第 104 計算期間	—	3,300,000	455,931,049
第 105 計算期間	20,000	42,734,690	413,216,359
第 106 計算期間	—	4,200,000	409,016,359
第 107 計算期間	—	700,000	408,316,359
第 108 計算期間	10,000	2,110,000	406,216,359
第 109 計算期間	—	4,600,000	401,616,359
第 110 計算期間	—	7,314,937	394,301,422
第 111 計算期間	—	10,411,605	383,889,817
第 112 計算期間	—	850,000	383,039,817
第 113 計算期間	1,300,000	4,000,000	380,339,817
第 114 計算期間	—	2,300,000	378,039,817
第 115 計算期間	—	26,659,744	351,380,073
第 116 計算期間	—	8,700,000	342,680,073
第 117 計算期間	—	14,300,000	328,380,073
第 118 計算期間	—	6,370,614	322,009,459
第 119 計算期間	—	6,500,000	315,509,459
第 120 計算期間	10,000	30,956,447	284,563,012
第 121 計算期間	—	3,650,000	280,913,012
第 122 計算期間	20,000	800,000	280,133,012
第 123 計算期間	—	5,227,256	274,905,756
第 124 計算期間	—	3,224,945	271,680,811
第 125 計算期間	70,000	4,580,000	267,170,811
第 126 計算期間	—	50,000	267,120,811
第 127 計算期間	—	10,042,771	257,078,040
第 128 計算期間	1,442,707	750,000	257,770,747
第 129 計算期間	—	1,800,000	255,970,747
第 130 計算期間	1,452,574	2,150,000	255,273,321
第 131 計算期間	1,221,985	13,000,000	243,495,306
第 132 計算期間	1,576,273	—	245,071,579
第 133 計算期間	2,775,349	6,250,000	241,596,928

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	パミューダ	18,306,998	99.35

親投資信託受益証券	日本	31,011	0.17
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	88,535	0.48
純資産総額		18,426,544	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ピムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (BR L)	7,179,215	2,602	18,680,317	2,550	18,306,998	99.35
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	30,457	1.0182	31,011	1.0182	31,011	0.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年6月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.35
親投資信託受益証券	0.17
合計	99.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年6月20日)	5,211,904	5,211,904	8,852	8,852
第2計算期間末日 (平成25年12月20日)	5,517,375	5,517,375	9,171	9,171

第3計算期間末日	(平成26年6月20日)	23,454,936	23,477,237	10,517	10,527
第4計算期間末日	(平成26年12月22日)	27,374,162	27,400,310	10,469	10,479
第5計算期間末日	(平成27年6月22日)	88,955,686	88,955,686	9,822	9,822
第6計算期間末日	(平成27年12月21日)	43,640,400	43,640,400	7,822	7,822
第7計算期間末日	(平成28年6月20日)	46,939,873	46,939,873	8,589	8,589
第8計算期間末日	(平成28年12月20日)	47,352,870	47,398,224	10,441	10,451
第9計算期間末日	(平成29年6月20日)	38,293,878	38,327,697	11,323	11,333
第10計算期間末日	(平成29年12月20日)	39,666,766	39,699,504	12,116	12,126
第11計算期間末日	(平成30年6月20日)	29,522,741	29,522,741	10,014	10,014
第12計算期間末日	(平成30年12月20日)	23,940,103	23,940,103	10,173	10,173
第13計算期間末日	(令和1年6月20日)	25,370,064	25,393,596	10,781	10,791
第14計算期間末日	(令和1年12月20日)	24,278,686	24,301,131	10,817	10,827
第15計算期間末日	(令和2年6月22日)	15,094,314	15,094,314	7,718	7,718
第16計算期間末日	(令和2年12月21日)	16,577,700	16,577,700	8,477	8,477
第17計算期間末日	(令和3年6月21日)	18,041,127	18,041,127	9,186	9,186
第18計算期間末日	(令和3年12月20日)	16,456,621	16,456,621	8,374	8,374
第19計算期間末日	(令和4年6月20日)	18,809,130	18,809,130	9,618	9,618
	令和3年6月末日	18,365,302	—	9,351	—
	7月末日	17,921,680	—	9,125	—
	8月末日	17,733,825	—	9,030	—
	9月末日	17,019,629	—	8,666	—
	10月末日	16,683,003	—	8,489	—
	11月末日	16,336,871	—	8,313	—
	12月末日	16,662,537	—	8,479	—
	令和4年1月末日	17,228,402	—	8,767	—
	2月末日	17,401,631	—	8,898	—
	3月末日	27,422,818	—	10,078	—
	4月末日	26,253,914	—	9,649	—
	5月末日	20,009,383	—	10,232	—
	6月末日	18,426,544	—	9,422	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	0円

第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	10 円
第 9 計算期間	10 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	10 円
第 14 計算期間	10 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円
第 19 計算期間	0 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△11.48
第 2 計算期間	3.60
第 3 計算期間	14.78
第 4 計算期間	△0.36
第 5 計算期間	△6.18
第 6 計算期間	△20.36
第 7 計算期間	9.80
第 8 計算期間	21.67
第 9 計算期間	8.54
第 10 計算期間	7.09
第 11 計算期間	△17.34
第 12 計算期間	1.58
第 13 計算期間	6.07
第 14 計算期間	0.42
第 15 計算期間	△28.64
第 16 計算期間	9.83
第 17 計算期間	8.36
第 18 計算期間	△8.83
第 19 計算期間	14.85

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,887,518	—	5,887,518
第2計算期間	128,406	—	6,015,924
第3計算期間	16,285,281	—	22,301,205
第4計算期間	3,847,754	—	26,148,959
第5計算期間	64,602,538	183,799	90,567,698
第6計算期間	—	34,773,015	55,794,683
第7計算期間	—	1,144,598	54,650,085
第8計算期間	1,516,467	10,811,940	45,354,612
第9計算期間	211,152	11,746,316	33,819,448
第10計算期間	—	1,081,264	32,738,184
第11計算期間	—	3,256,098	29,482,086
第12計算期間	—	5,949,882	23,532,204
第13計算期間	—	—	23,532,204
第14計算期間	—	1,086,838	22,445,366
第15計算期間	—	2,889,225	19,556,141
第16計算期間	—	—	19,556,141
第17計算期間	83,667	—	19,639,808
第18計算期間	11,973	—	19,651,781
第19計算期間	7,654,115	7,749,755	19,556,141

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和4年6月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	3,841,316,457	99.66
親投資信託受益証券	日本	4,570,826	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	8,588,163	0.22
純資産総額		3,854,475,446	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー	投資信託受益	ピムコ エマージング ボンド インカ	738,288.7676	5,105	3,768,964,158	5,203	3,841,316,457	99.66

ダ	証券	ム ファンド II - クラス J (MX N)						
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	4,489,124	1.0182	4,570,826	1.0182	4,570,826	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.66
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 6 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 22 日)	52,352,720,351	52,578,587,107	11,589	11,639
第 2 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 20 日)	57,535,245,738	59,265,151,996	11,641	11,991
第 3 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 20 日)	60,874,016,875	61,188,073,350	9,692	9,742
第 4 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 22 日)	79,947,051,563	80,329,504,253	10,452	10,502
第 5 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 20 日)	80,156,625,687	80,576,587,718	9,543	9,593
第 6 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 20 日)	93,991,862,769	94,457,090,961	10,102	10,152
第 7 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 21 日)	94,992,433,727	95,470,107,221	9,943	9,993
第 8 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 20 日)	96,593,036,887	97,080,023,150	9,917	9,967
第 9 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 20 日)	97,541,845,124	98,017,790,491	10,247	10,297
第 10 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 20 日)	95,032,948,575	95,506,005,707	10,045	10,095
第 11 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 20 日)	89,351,362,841	89,808,822,601	9,766	9,816
第 12 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 20 日)	84,761,251,696	85,191,323,524	9,854	9,904
第 13 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 21 日)	81,449,148,448	81,848,976,709	10,186	10,236
第 14 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 20 日)	76,766,383,462	77,137,105,604	10,354	10,404
第 15 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 20 日)	70,807,617,000	71,146,036,867	10,462	10,512

第 16 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	66,614,367,884	66,934,309,032	10,410	10,460
第 17 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	63,974,257,061	64,278,222,794	10,523	10,573
第 18 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	62,940,799,240	63,230,140,425	10,877	10,927
第 19 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	58,433,378,922	58,715,183,139	10,368	10,418
第 20 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	58,163,976,738	59,476,701,958	11,077	11,327
第 21 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	48,895,234,806	49,136,566,307	10,130	10,180
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	46,840,917,189	47,077,251,553	9,910	9,960
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	44,022,595,599	44,245,350,097	9,881	9,931
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	41,244,116,743	41,456,369,796	9,716	9,766
第 25 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	40,387,110,927	40,592,939,795	9,811	9,861
第 26 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	39,899,116,440	40,099,763,910	9,943	9,993
第 27 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	34,856,045,581	35,033,349,441	9,829	9,879
第 28 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	30,820,821,079	30,982,561,556	9,528	9,578
第 29 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	27,950,784,979	28,105,692,851	9,022	9,072
第 30 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	25,105,921,971	25,256,650,194	8,328	8,378
第 31 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	25,076,361,162	25,221,906,610	8,615	8,665
第 32 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	24,248,044,814	24,386,603,606	8,750	8,800
第 33 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	21,456,620,583	21,587,139,724	8,220	8,270
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	18,375,294,262	18,501,821,341	7,261	7,311
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	17,099,150,957	17,220,884,030	7,023	7,073
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	17,677,602,084	17,794,589,787	7,555	7,605
第 37 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	17,123,210,166	17,236,661,630	7,546	7,596
第 38 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	15,444,594,437	15,554,979,988	6,996	7,046
第 39 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	14,157,770,910	14,264,984,357	6,603	6,653
第 40 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	14,841,283,007	14,946,197,376	7,073	7,123
第 41 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	14,055,696,626	14,157,798,332	6,883	6,933
第 42 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	12,702,462,095	12,801,855,260	6,390	6,440
第 43 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	13,264,985,421	13,361,550,903	6,868	6,918
第 44 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	11,908,154,127	12,001,668,223	6,367	6,417
第 45 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	12,306,741,059	12,397,697,793	6,765	6,815
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	11,228,307,319	11,317,603,117	6,287	6,337
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	11,719,545,125	11,807,947,171	6,629	6,679
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	12,519,820,076	12,607,522,391	7,138	7,188
第 49 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	12,439,048,191	12,526,879,468	7,081	7,131
第 50 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	12,628,088,092	12,714,526,611	7,305	7,355
第 51 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	13,063,901,879	13,149,241,989	7,654	7,704
第 52 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	13,193,423,250	13,277,353,827	7,860	7,910
第 53 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	12,492,496,023	12,575,446,444	7,530	7,580
第 54 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	12,846,432,626	12,928,073,721	7,868	7,918
第 55 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	12,064,776,522	12,145,048,529	7,515	7,565
第 56 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	11,642,333,069	11,721,231,752	7,378	7,428

第 57 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	11,420,556,944	11,497,910,570	7,382	7,432
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	11,340,530,418	11,416,281,450	7,485	7,535
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	10,565,623,021	10,640,387,917	7,066	7,116
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	10,230,717,641	10,304,604,145	6,923	6,973
第 61 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	10,500,667,488	10,573,398,901	7,219	7,269
第 62 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	9,563,264,033	9,635,551,909	6,615	6,665
第 63 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	8,844,562,661	8,915,176,732	6,263	6,313
第 64 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	9,645,560,196	9,713,368,730	7,112	7,162
第 65 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	8,934,290,902	8,999,591,007	6,841	6,891
第 66 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	8,971,092,838	9,034,756,072	7,046	7,096
第 67 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	8,556,868,092	8,618,987,666	6,887	6,937
第 68 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	7,891,346,938	7,952,857,109	6,415	6,465
第 69 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	7,866,822,568	7,926,903,979	6,547	6,597
第 70 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	8,125,575,710	8,184,860,222	6,853	6,903
第 71 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	8,141,148,848	8,199,666,570	6,956	7,006
第 72 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	8,219,021,644	8,276,489,359	7,151	7,201
第 73 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	8,148,321,054	8,204,276,931	7,281	7,331
第 74 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	7,770,178,277	7,825,560,940	7,015	7,065
第 75 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	7,701,765,529	7,756,272,535	7,065	7,115
第 76 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	7,683,295,910	7,736,924,249	7,163	7,213
第 77 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	7,133,116,199	7,185,932,229	6,753	6,803
第 78 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	7,309,309,302	7,361,172,412	7,047	7,097
第 79 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	7,331,347,051	7,382,677,843	7,141	7,191
第 80 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	7,122,361,533	7,173,042,049	7,027	7,077
第 81 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	7,345,144,941	7,395,165,308	7,342	7,392
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	7,482,971,116	7,532,360,781	7,575	7,625
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	7,554,313,863	7,602,738,858	7,800	7,850
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	4,649,870,326	4,697,626,162	4,868	4,918
第 85 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	4,689,787,413	4,737,239,288	4,942	4,992
第 86 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	4,844,037,075	4,891,099,827	5,146	5,196
第 87 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	5,130,977,373	5,177,029,143	5,571	5,621
第 88 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	5,164,026,910	5,209,646,744	5,660	5,710
第 89 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	5,204,771,806	5,249,494,677	5,819	5,869
第 90 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	5,189,252,056	5,224,849,467	5,831	5,871
第 91 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	5,249,820,518	5,284,970,774	5,974	6,014
第 92 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	5,407,379,630	5,441,929,378	6,260	6,300
第 93 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	5,419,578,352	5,453,427,324	6,404	6,444
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	5,371,600,274	5,404,907,156	6,451	6,491
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	5,064,937,115	5,097,265,106	6,267	6,307
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	5,022,286,001	5,054,286,784	6,278	6,318
第 97 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	5,129,856,503	5,161,108,606	6,566	6,606

第98 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	5,011,025,722	5,041,491,955	6,579	6,619
第99 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	4,867,557,991	4,897,643,585	6,472	6,512
第100 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	4,906,247,177	4,935,772,774	6,647	6,687
第101 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	4,778,279,290	4,807,306,988	6,584	6,624
第102 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	4,717,140,350	4,745,839,742	6,575	6,615
第103 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	4,715,407,842	4,743,642,967	6,680	6,720
第104 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	4,488,488,321	4,516,397,910	6,433	6,473
第105 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	4,351,953,537	4,379,173,067	6,395	6,435
第106 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	4,181,482,796	4,218,034,796	6,292	6,347
第107 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	4,111,366,376	4,147,256,537	6,300	6,355
第108 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	3,971,646,135	4,007,222,702	6,140	6,195
第109 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	4,157,923,707	4,192,821,671	6,553	6,608
第110 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	3,899,973,271	3,934,434,762	6,224	6,279
第111 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	3,795,266,011	3,828,617,818	6,259	6,314
	令和 3 年 6 月末日	5,047,416,989	—	6,773	—
	7 月末日	4,938,861,684	—	6,705	—
	8 月末日	4,826,102,545	—	6,663	—
	9 月末日	4,654,658,137	—	6,539	—
	10 月末日	4,664,332,162	—	6,636	—
	11 月末日	4,155,129,140	—	6,035	—
	12 月末日	4,380,919,194	—	6,527	—
	令和 4 年 1 月末日	4,137,469,042	—	6,251	—
	2 月末日	3,988,183,025	—	6,118	—
	3 月末日	4,176,891,301	—	6,507	—
	4 月末日	3,977,345,478	—	6,326	—
	5 月末日	4,051,749,913	—	6,513	—
	6 月末日	3,854,475,446	—	6,375	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第1 計算期間	50 円
第2 計算期間	350 円
第3 計算期間	50 円
第4 計算期間	50 円
第5 計算期間	50 円
第6 計算期間	50 円
第7 計算期間	50 円
第8 計算期間	50 円

第 9 計算期間	50 円
第 10 計算期間	50 円
第 11 計算期間	50 円
第 12 計算期間	50 円
第 13 計算期間	50 円
第 14 計算期間	50 円
第 15 計算期間	50 円
第 16 計算期間	50 円
第 17 計算期間	50 円
第 18 計算期間	50 円
第 19 計算期間	50 円
第 20 計算期間	250 円
第 21 計算期間	50 円
第 22 計算期間	50 円
第 23 計算期間	50 円
第 24 計算期間	50 円
第 25 計算期間	50 円
第 26 計算期間	50 円
第 27 計算期間	50 円
第 28 計算期間	50 円
第 29 計算期間	50 円
第 30 計算期間	50 円
第 31 計算期間	50 円
第 32 計算期間	50 円
第 33 計算期間	50 円
第 34 計算期間	50 円
第 35 計算期間	50 円
第 36 計算期間	50 円
第 37 計算期間	50 円
第 38 計算期間	50 円
第 39 計算期間	50 円
第 40 計算期間	50 円
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円
第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円

第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円
第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	50 円
第 75 計算期間	50 円
第 76 計算期間	50 円
第 77 計算期間	50 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	40 円

第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	55 円
第 107 計算期間	55 円
第 108 計算期間	55 円
第 109 計算期間	55 円
第 110 計算期間	55 円
第 111 計算期間	55 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	16.39
第 2 計算期間	3.46
第 3 計算期間	△16.31
第 4 計算期間	8.35
第 5 計算期間	△8.21
第 6 計算期間	6.38
第 7 計算期間	△1.07
第 8 計算期間	0.24
第 9 計算期間	3.83
第 10 計算期間	△1.48
第 11 計算期間	△2.27
第 12 計算期間	1.41
第 13 計算期間	3.87
第 14 計算期間	2.14
第 15 計算期間	1.52
第 16 計算期間	△0.01

第 17 計算期間	1.56
第 18 計算期間	3.83
第 19 計算期間	△4.21
第 20 計算期間	9.24
第 21 計算期間	△8.09
第 22 計算期間	△1.67
第 23 計算期間	0.21
第 24 計算期間	△1.16
第 25 計算期間	1.49
第 26 計算期間	1.85
第 27 計算期間	△0.64
第 28 計算期間	△2.55
第 29 計算期間	△4.78
第 30 計算期間	△7.13
第 31 計算期間	4.04
第 32 計算期間	2.14
第 33 計算期間	△5.48
第 34 計算期間	△11.05
第 35 計算期間	△2.58
第 36 計算期間	8.28
第 37 計算期間	0.54
第 38 計算期間	△6.62
第 39 計算期間	△4.90
第 40 計算期間	7.87
第 41 計算期間	△1.97
第 42 計算期間	△6.43
第 43 計算期間	8.26
第 44 計算期間	△6.56
第 45 計算期間	7.03
第 46 計算期間	△6.32
第 47 計算期間	6.23
第 48 計算期間	8.43
第 49 計算期間	△0.09
第 50 計算期間	3.86
第 51 計算期間	5.46
第 52 計算期間	3.34
第 53 計算期間	△3.56
第 54 計算期間	5.15
第 55 計算期間	△3.85
第 56 計算期間	△1.15
第 57 計算期間	0.73

第 58 計算期間	2. 07
第 59 計算期間	△4. 92
第 60 計算期間	△1. 31
第 61 計算期間	4. 99
第 62 計算期間	△7. 67
第 63 計算期間	△4. 56
第 64 計算期間	14. 35
第 65 計算期間	△3. 10
第 66 計算期間	3. 72
第 67 計算期間	△1. 54
第 68 計算期間	△6. 12
第 69 計算期間	2. 83
第 70 計算期間	5. 43
第 71 計算期間	2. 23
第 72 計算期間	3. 52
第 73 計算期間	2. 51
第 74 計算期間	△2. 96
第 75 計算期間	1. 42
第 76 計算期間	2. 09
第 77 計算期間	△5. 02
第 78 計算期間	5. 09
第 79 計算期間	2. 04
第 80 計算期間	△0. 89
第 81 計算期間	5. 19
第 82 計算期間	3. 85
第 83 計算期間	3. 63
第 84 計算期間	△36. 94
第 85 計算期間	2. 54
第 86 計算期間	5. 13
第 87 計算期間	9. 23
第 88 計算期間	2. 49
第 89 計算期間	3. 69
第 90 計算期間	0. 89
第 91 計算期間	3. 13
第 92 計算期間	5. 45
第 93 計算期間	2. 93
第 94 計算期間	1. 35
第 95 計算期間	△2. 23
第 96 計算期間	0. 81
第 97 計算期間	5. 22
第 98 計算期間	0. 80

第 99 計算期間	△1.01
第 100 計算期間	3.32
第 101 計算期間	△0.34
第 102 計算期間	0.47
第 103 計算期間	2.20
第 104 計算期間	△3.09
第 105 計算期間	0.03
第 106 計算期間	△0.75
第 107 計算期間	1.00
第 108 計算期間	△1.66
第 109 計算期間	7.62
第 110 計算期間	△4.18
第 111 計算期間	1.44

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	46,231,525,743	1,058,174,387	45,173,351,356
第 2 計算期間	4,430,488,220	177,946,483	49,425,893,093
第 3 計算期間	13,801,772,996	416,371,004	62,811,295,085
第 4 計算期間	15,135,300,501	1,456,057,468	76,490,538,118
第 5 計算期間	7,725,103,985	223,235,720	83,992,406,383
第 6 計算期間	9,572,253,310	519,021,194	93,045,638,499
第 7 計算期間	3,114,116,782	625,056,474	95,534,698,807
第 8 計算期間	2,945,179,876	1,082,625,972	97,397,252,711
第 9 計算期間	1,255,349,931	3,463,529,061	95,189,073,581
第 10 計算期間	1,643,898,803	2,221,545,950	94,611,426,434
第 11 計算期間	1,288,536,805	4,408,011,132	91,491,952,107
第 12 計算期間	783,781,803	6,261,368,260	86,014,365,650
第 13 計算期間	308,782,831	6,357,496,262	79,965,652,219
第 14 計算期間	210,607,297	6,031,830,959	74,144,428,557
第 15 計算期間	188,823,155	6,649,278,274	67,683,973,438
第 16 計算期間	49,027,152	3,744,770,861	63,988,229,729
第 17 計算期間	40,726,192	3,235,809,215	60,793,146,706
第 18 計算期間	36,661,213	2,961,570,788	57,868,237,131
第 19 計算期間	32,278,161	1,539,671,824	56,360,843,468
第 20 計算期間	6,611,581	3,858,446,213	52,509,008,836
第 21 計算期間	20,710,499	4,263,418,996	48,266,300,339
第 22 計算期間	2,024,970	1,001,452,342	47,266,872,967
第 23 計算期間	6,706,109	2,722,679,474	44,550,899,602

第 24 計算期間	8,301,282	2,108,590,277	42,450,610,607
第 25 計算期間	297,354	1,285,134,202	41,165,773,759
第 26 計算期間	535,354	1,036,814,938	40,129,494,175
第 27 計算期間	9,874	4,668,731,997	35,460,772,052
第 28 計算期間	3,733,721	3,116,410,218	32,348,095,555
第 29 計算期間	170,450	1,366,691,542	30,981,574,463
第 30 計算期間	1,541,185	837,471,016	30,145,644,632
第 31 計算期間	5,966,472	1,042,521,481	29,109,089,623
第 32 計算期間	—	1,397,331,138	27,711,758,485
第 33 計算期間	5,076,767	1,613,006,908	26,103,828,344
第 34 計算期間	6,951,384	805,363,865	25,305,415,863
第 35 計算期間	206,614	959,007,794	24,346,614,683
第 36 計算期間	10,000	949,084,078	23,397,540,605
第 37 計算期間	1,401,556	708,649,340	22,690,292,821
第 38 計算期間	10,000	613,192,582	22,077,110,239
第 39 計算期間	3,027,764	637,448,583	21,442,689,420
第 40 計算期間	71,170,910	530,986,523	20,982,873,807
第 41 計算期間	30,654,426	593,186,958	20,420,341,275
第 42 計算期間	5,300,000	547,008,258	19,878,633,017
第 43 計算期間	10,000	565,546,572	19,313,096,445
第 44 計算期間	10,234,555	620,511,765	18,702,819,235
第 45 計算期間	156,842,225	668,314,571	18,191,346,889
第 46 計算期間	107,791,857	439,979,008	17,859,159,738
第 47 計算期間	261,235,942	439,986,474	17,680,409,206
第 48 計算期間	169,327,401	309,273,480	17,540,463,127
第 49 計算期間	320,110,713	294,318,378	17,566,255,462
第 50 計算期間	36,981,407	315,532,989	17,287,703,880
第 51 計算期間	122,857,931	342,539,727	17,068,022,084
第 52 計算期間	40,663,371	322,569,879	16,786,115,576
第 53 計算期間	79,845,031	275,876,291	16,590,084,316
第 54 計算期間	13,720,828	275,586,013	16,328,219,131
第 55 計算期間	20,838,398	294,656,075	16,054,401,454
第 56 計算期間	21,138,622	295,803,382	15,779,736,694
第 57 計算期間	1,309,496	310,320,945	15,470,725,245
第 58 計算期間	63,123	320,581,897	15,150,206,471
第 59 計算期間	1,802,815	199,029,993	14,952,979,293
第 60 計算期間	8,859,589	184,537,932	14,777,300,950
第 61 計算期間	—	231,018,164	14,546,282,786
第 62 計算期間	—	88,707,528	14,457,575,258
第 63 計算期間	2,609,042	337,369,923	14,122,814,377
第 64 計算期間	162,698	561,270,094	13,561,706,981

第 65 計算期間	27, 273	501, 713, 163	13, 060, 021, 091
第 66 計算期間	1, 401, 865	328, 776, 124	12, 732, 646, 832
第 67 計算期間	8, 861, 603	317, 593, 439	12, 423, 914, 996
第 68 計算期間	14, 635	121, 895, 388	12, 302, 034, 243
第 69 計算期間	1, 064, 832	286, 816, 822	12, 016, 282, 253
第 70 計算期間	312, 284	159, 692, 075	11, 856, 902, 462
第 71 計算期間	7, 418, 637	160, 776, 588	11, 703, 544, 511
第 72 計算期間	1, 418, 985	211, 420, 453	11, 493, 543, 043
第 73 計算期間	283, 984	302, 651, 470	11, 191, 175, 557
第 74 計算期間	982, 359	115, 625, 133	11, 076, 532, 783
第 75 計算期間	4, 000, 000	179, 131, 421	10, 901, 401, 362
第 76 計算期間	10, 635, 678	186, 369, 078	10, 725, 667, 962
第 77 計算期間	2, 785, 019	165, 246, 847	10, 563, 206, 134
第 78 計算期間	38, 352, 590	228, 936, 696	10, 372, 622, 028
第 79 計算期間	73, 634, 196	180, 097, 749	10, 266, 158, 475
第 80 計算期間	12, 504, 385	142, 559, 638	10, 136, 103, 222
第 81 計算期間	12, 842, 312	144, 872, 005	10, 004, 073, 529
第 82 計算期間	13, 620	126, 154, 063	9, 877, 933, 086
第 83 計算期間	9, 202, 138	202, 136, 134	9, 684, 999, 090
第 84 計算期間	49, 542, 815	183, 374, 558	9, 551, 167, 347
第 85 計算期間	1, 236, 780	62, 029, 068	9, 490, 375, 059
第 86 計算期間	962, 283	78, 786, 841	9, 412, 550, 501
第 87 計算期間	8, 224, 847	210, 421, 333	9, 210, 354, 015
第 88 計算期間	350, 000	86, 737, 202	9, 123, 966, 813
第 89 計算期間	5, 000, 000	184, 392, 493	8, 944, 574, 320
第 90 計算期間	22, 439, 449	67, 660, 794	8, 899, 352, 975
第 91 計算期間	2, 000, 000	113, 788, 730	8, 787, 564, 245
第 92 計算期間	9, 930, 197	160, 057, 246	8, 637, 437, 196
第 93 計算期間	1, 046, 000	176, 239, 994	8, 462, 243, 202
第 94 計算期間	3, 151, 615	138, 674, 128	8, 326, 720, 689
第 95 計算期間	1, 000, 000	245, 722, 723	8, 081, 997, 966
第 96 計算期間	—	81, 802, 149	8, 000, 195, 817
第 97 計算期間	1, 000, 000	188, 169, 838	7, 813, 025, 979
第 98 計算期間	—	196, 467, 517	7, 616, 558, 462
第 99 計算期間	1, 000, 000	96, 159, 722	7, 521, 398, 740
第 100 計算期間	1, 577, 945	141, 577, 370	7, 381, 399, 315
第 101 計算期間	—	124, 474, 664	7, 256, 924, 651
第 102 計算期間	1, 000, 000	83, 076, 597	7, 174, 848, 054
第 103 計算期間	—	116, 066, 685	7, 058, 781, 369
第 104 計算期間	1, 000, 000	82, 383, 881	6, 977, 397, 488
第 105 計算期間	1, 316, 826	173, 831, 805	6, 804, 882, 509

第 106 計算期間	2,762,254	161,826,493	6,645,818,270
第 107 計算期間	2,966,551	123,300,898	6,525,483,923
第 108 計算期間	3,541,110	60,558,236	6,468,466,797
第 109 計算期間	2,952,688	126,335,019	6,345,084,466
第 110 計算期間	—	79,358,829	6,265,725,637
第 111 計算期間	1,030,000	202,790,556	6,063,965,081

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	202,639,411	99.00
親投資信託受益証券	日本	283,345	0.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,760,302	0.86
純資産総額		204,683,058	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 6 月 30 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)	38,946.6483	5,105	198,822,639	5,203	202,639,411	99.00
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	278,281	1.0182	283,345	1.0182	283,345	0.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年6月20日)	3,537,328,951	3,541,006,892	9,618	9,628
第2計算期間末日 (平成25年12月20日)	4,327,195,737	4,331,329,856	10,467	10,477
第3計算期間末日 (平成26年6月20日)	3,563,679,702	3,566,921,669	10,992	11,002
第4計算期間末日 (平成26年12月22日)	2,622,863,339	2,625,218,533	11,137	11,147
第5計算期間末日 (平成27年6月22日)	1,684,322,868	1,685,836,201	11,130	11,140
第6計算期間末日 (平成27年12月21日)	1,092,629,573	1,092,629,573	9,635	9,635
第7計算期間末日 (平成28年6月20日)	802,882,275	802,882,275	8,076	8,076
第8計算期間末日 (平成28年12月20日)	743,626,794	743,626,794	8,650	8,650
第9計算期間末日 (平成29年6月20日)	781,633,446	781,633,446	10,205	10,205
第10計算期間末日 (平成29年12月20日)	668,060,788	668,714,150	10,225	10,235
第11計算期間末日 (平成30年6月20日)	553,552,845	553,552,845	9,059	9,059
第12計算期間末日 (平成30年12月20日)	526,111,698	526,111,698	9,891	9,891
第13計算期間末日 (令和1年6月20日)	482,302,424	482,736,137	11,120	11,130
第14計算期間末日 (令和1年12月20日)	439,280,665	439,645,569	12,038	12,048
第15計算期間末日 (令和2年6月22日)	317,182,741	317,182,741	9,650	9,650
第16計算期間末日 (令和2年12月21日)	339,528,824	339,822,423	11,564	11,574
第17計算期間末日 (令和3年6月21日)	293,093,881	293,335,818	12,114	12,124
第18計算期間末日 (令和3年12月20日)	249,383,836	249,584,873	12,405	12,415
第19計算期間末日 (令和4年6月20日)	201,671,863	201,829,604	12,785	12,795
令和3年6月末日	306,655,151	—	12,676	—
7月末日	300,845,934	—	12,623	—
8月末日	300,265,585	—	12,620	—
9月末日	277,640,154	—	12,462	—
10月末日	264,086,128	—	12,722	—
11月末日	236,510,217	—	11,646	—
12月末日	253,368,362	—	12,658	—
令和4年1月末日	237,347,969	—	12,231	—
2月末日	233,181,781	—	12,075	—

3 月末日	241,326,798	—	12,958	—
4 月末日	206,899,131	—	12,705	—
5 月末日	212,255,111	—	13,193	—
6 月末日	204,683,058	—	13,022	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	10 円
第 2 計算期間	10 円
第 3 計算期間	10 円
第 4 計算期間	10 円
第 5 計算期間	10 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	10 円
第 14 計算期間	10 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	10 円
第 17 計算期間	10 円
第 18 計算期間	10 円
第 19 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△3.72
第 2 計算期間	8.93
第 3 計算期間	5.11
第 4 計算期間	1.41
第 5 計算期間	0.02
第 6 計算期間	△13.43
第 7 計算期間	△16.18
第 8 計算期間	7.10
第 9 計算期間	17.97
第 10 計算期間	0.29

第 11 計算期間	△11.40
第 12 計算期間	9.18
第 13 計算期間	12.52
第 14 計算期間	8.34
第 15 計算期間	△19.83
第 16 計算期間	19.93
第 17 計算期間	4.84
第 18 計算期間	2.48
第 19 計算期間	3.14

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	3,736,587,443	58,645,519	3,677,941,924
第 2 計算期間	855,584,708	399,407,289	4,134,119,343
第 3 計算期間	417,151,867	1,309,303,479	3,241,967,731
第 4 計算期間	64,134,045	950,907,578	2,355,194,198
第 5 計算期間	8,204,807	850,065,564	1,513,333,441
第 6 計算期間	10,139,834	389,457,204	1,134,016,071
第 7 計算期間	5,535,478	145,360,650	994,190,899
第 8 計算期間	8,897,318	143,397,526	859,690,691
第 9 計算期間	23,803,556	117,553,180	765,941,067
第 10 計算期間	23,863,224	136,441,360	653,362,931
第 11 計算期間	3,657,873	45,949,794	611,071,010
第 12 計算期間	6,450,196	85,626,282	531,894,924
第 13 計算期間	54,578	98,236,008	433,713,494
第 14 計算期間	2,874,309	71,683,313	364,904,490
第 15 計算期間	4,430,180	40,643,329	328,691,341
第 16 計算期間	55,312	35,147,349	293,599,304
第 17 計算期間	49,398	51,711,667	241,937,035
第 18 計算期間	1,095,965	41,995,125	201,037,875
第 19 計算期間	46,506	43,342,875	157,741,506

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	2,401,583,213	99.42

親投資信託受益証券	日本	3,368,198	0.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	10,632,694	0.44
純資産総額		2,415,584,105	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (TRY)	166,029.2569	1,209	200,729,371	1,278	212,185,390	8.78
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CNH)	64,569.8114	3,166	204,428,022	3,169	204,621,732	8.47
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (USD)	24,075.4921	8,516	205,026,890	8,483	204,232,399	8.45
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (INR)	32,105.2222	6,387	205,056,054	6,300	202,262,899	8.37
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)	38,768.1695	5,105	197,911,505	5,203	201,710,785	8.35
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CAD)	31,144.7739	6,383	198,797,091	6,467	201,413,252	8.34
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (IDR)	32,494.2097	6,197	201,366,617	6,184	200,944,192	8.32
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (EUR)	29,875.5182	6,686	199,747,714	6,669	199,239,830	8.25
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)	31,488.3384	6,273	197,526,346	6,229	196,140,859	8.12
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (GBP)	30,318.9854	6,526	197,861,698	6,466	196,042,559	8.12
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (KRW)	28,961.7912	6,797	196,853,294	6,766	195,955,479	8.11
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL)	73,268.1714	2,602	190,643,781	2,550	186,833,837	7.73
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,307,993	1.0182	3,368,198	1.0182	3,368,198	0.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年6月30日現在

種類	投資比率(%)
----	---------

投資信託受益証券	99.42
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年9月20日)	1,533,834,356	1,541,357,804	10,194	10,244
第2計算期間末日 (平成25年10月21日)	1,673,915,750	1,682,148,833	10,166	10,216
第3計算期間末日 (平成25年11月20日)	2,240,632,154	2,251,804,469	10,028	10,078
第4計算期間末日 (平成25年12月20日)	2,619,984,878	2,632,763,764	10,251	10,301
第5計算期間末日 (平成26年1月20日)	2,853,103,435	2,867,069,083	10,215	10,265
第6計算期間末日 (平成26年2月20日)	3,123,149,793	3,145,204,563	9,913	9,983
第7計算期間末日 (平成26年3月20日)	4,254,877,874	4,284,753,106	9,970	10,040
第8計算期間末日 (平成26年4月21日)	5,834,956,592	5,874,338,115	10,372	10,442
第9計算期間末日 (平成26年5月20日)	11,073,713,945	11,147,316,623	10,532	10,602
第10計算期間末日 (平成26年6月20日)	17,578,544,190	17,694,366,441	10,624	10,694
第11計算期間末日 (平成26年7月22日)	20,576,855,886	20,713,204,500	10,564	10,634
第12計算期間末日 (平成26年8月20日)	22,713,512,827	22,863,631,408	10,591	10,661
第13計算期間末日 (平成26年9月22日)	24,864,778,205	25,025,636,832	10,820	10,890
第14計算期間末日 (平成26年10月20日)	24,554,997,512	24,721,167,008	10,344	10,414
第15計算期間末日 (平成26年11月20日)	26,906,213,815	27,077,047,644	11,025	11,095
第16計算期間末日 (平成26年12月22日)	25,641,863,258	25,814,858,013	10,376	10,446
第17計算期間末日 (平成27年1月20日)	25,075,312,357	25,250,061,000	10,045	10,115
第18計算期間末日 (平成27年2月20日)	25,153,886,145	25,329,447,920	10,029	10,099
第19計算期間末日 (平成27年3月20日)	24,528,128,309	24,703,465,675	9,792	9,862
第20計算期間末日 (平成27年4月20日)	25,362,955,457	25,537,645,553	10,163	10,233
第21計算期間末日 (平成27年5月20日)	25,526,158,684	25,698,811,723	10,349	10,419
第22計算期間末日 (平成27年6月22日)	25,050,901,242	25,223,018,811	10,188	10,258

第23 計算期間末日	(平成27年7月21日)	24,745,850,278	24,918,949,527	10,007	10,077
第24 計算期間末日	(平成27年8月20日)	23,094,208,275	23,265,100,845	9,460	9,530
第25 計算期間末日	(平成27年9月24日)	20,919,803,777	21,087,516,444	8,732	8,802
第26 計算期間末日	(平成27年10月20日)	20,987,269,644	21,149,464,733	9,058	9,128
第27 計算期間末日	(平成27年11月20日)	20,069,758,616	20,223,091,882	9,162	9,232
第28 計算期間末日	(平成27年12月21日)	18,069,825,940	18,216,523,267	8,622	8,692
第29 計算期間末日	(平成28年1月20日)	16,269,297,901	16,413,839,091	7,879	7,949
第30 計算期間末日	(平成28年2月22日)	14,954,355,621	15,089,516,127	7,745	7,815
第31 計算期間末日	(平成28年3月22日)	15,067,230,340	15,193,586,837	8,347	8,417
第32 計算期間末日	(平成28年4月20日)	14,312,589,446	14,431,778,310	8,406	8,476
第33 計算期間末日	(平成28年5月20日)	13,300,290,479	13,415,472,212	8,083	8,153
第34 計算期間末日	(平成28年6月20日)	12,511,878,887	12,623,430,316	7,851	7,921
第35 計算期間末日	(平成28年7月20日)	12,837,337,721	12,945,838,042	8,282	8,352
第36 計算期間末日	(平成28年8月22日)	11,958,545,170	12,063,402,570	7,983	8,053
第37 計算期間末日	(平成28年9月20日)	11,447,589,249	11,520,201,538	7,883	7,933
第38 計算期間末日	(平成28年10月20日)	10,756,828,929	10,823,484,569	8,069	8,119
第39 計算期間末日	(平成28年11月21日)	10,180,774,809	10,245,302,910	7,889	7,939
第40 計算期間末日	(平成28年12月20日)	10,551,308,381	10,614,216,000	8,386	8,436
第41 計算期間末日	(平成29年1月20日)	10,330,192,272	10,391,838,773	8,379	8,429
第42 計算期間末日	(平成29年2月20日)	10,084,259,448	10,143,995,698	8,441	8,491
第43 計算期間末日	(平成29年3月21日)	10,033,132,575	10,091,704,568	8,565	8,615
第44 計算期間末日	(平成29年4月20日)	9,638,648,134	9,696,234,489	8,369	8,419
第45 計算期間末日	(平成29年5月22日)	9,680,057,318	9,736,260,152	8,612	8,662
第46 計算期間末日	(平成29年6月20日)	9,477,881,776	9,532,510,099	8,675	8,725
第47 計算期間末日	(平成29年7月20日)	9,461,736,781	9,515,303,038	8,832	8,882
第48 計算期間末日	(平成29年8月21日)	9,033,585,719	9,086,016,941	8,615	8,665
第49 計算期間末日	(平成29年9月20日)	9,389,434,907	9,441,453,720	9,025	9,075
第50 計算期間末日	(平成29年10月20日)	9,185,882,152	9,237,007,276	8,984	9,034
第51 計算期間末日	(平成29年11月20日)	8,768,631,247	8,818,691,590	8,758	8,808
第52 計算期間末日	(平成29年12月20日)	8,819,234,635	8,868,893,539	8,880	8,930
第53 計算期間末日	(平成30年1月22日)	8,748,634,733	8,797,769,042	8,903	8,953
第54 計算期間末日	(平成30年2月20日)	8,046,600,617	8,094,752,801	8,355	8,405
第55 計算期間末日	(平成30年3月20日)	7,755,970,283	7,803,707,592	8,124	8,174
第56 計算期間末日	(平成30年4月20日)	7,829,165,403	7,876,779,327	8,222	8,272
第57 計算期間末日	(平成30年5月21日)	7,426,066,978	7,473,411,133	7,843	7,893
第58 計算期間末日	(平成30年6月20日)	6,997,531,388	7,044,123,740	7,509	7,559
第59 計算期間末日	(平成30年7月20日)	7,073,950,257	7,118,961,582	7,858	7,908
第60 計算期間末日	(平成30年8月20日)	6,503,331,042	6,547,635,756	7,339	7,389
第61 計算期間末日	(平成30年9月20日)	6,432,304,080	6,475,612,886	7,426	7,476
第62 計算期間末日	(平成30年10月22日)	6,313,003,675	6,355,213,916	7,478	7,528
第63 計算期間末日	(平成30年11月20日)	6,149,292,976	6,190,654,698	7,434	7,484

第 64 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	5,993,163,088	6,033,530,238	7,423	7,473
第 65 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	5,926,003,330	5,965,669,620	7,470	7,520
第 66 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	5,931,177,371	5,970,026,877	7,634	7,684
第 67 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	5,953,320,606	5,991,602,550	7,776	7,826
第 68 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	5,870,538,676	5,908,379,707	7,757	7,807
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	5,438,829,257	5,475,492,182	7,417	7,467
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	5,463,627,869	5,499,681,518	7,577	7,627
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	5,460,089,163	5,495,508,003	7,708	7,758
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	5,146,848,074	5,181,913,250	7,339	7,389
第 73 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	5,203,122,974	5,237,671,513	7,530	7,580
第 74 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	5,168,080,268	5,191,972,659	7,571	7,606
第 75 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	4,979,100,563	5,002,264,017	7,523	7,558
第 76 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	4,907,364,129	4,929,552,085	7,741	7,776
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	4,955,118,689	4,977,056,916	7,905	7,940
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	4,870,719,983	4,892,196,870	7,938	7,973
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	3,502,123,879	3,523,170,803	5,824	5,859
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	3,599,752,470	3,620,675,703	6,022	6,057
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	3,666,391,261	3,687,007,617	6,224	6,259
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	3,845,386,839	3,865,642,979	6,644	6,679
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	3,846,712,818	3,866,712,710	6,732	6,767
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	3,824,493,509	3,843,980,280	6,869	6,904
第 85 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	3,642,877,640	3,662,025,200	6,659	6,694
第 86 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	3,611,735,048	3,630,599,738	6,701	6,736
第 87 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	3,528,633,311	3,546,623,020	6,865	6,900
第 88 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	3,589,403,520	3,607,146,713	7,080	7,115
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	3,551,615,120	3,569,294,041	7,031	7,066
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	3,544,114,645	3,561,466,991	7,149	7,184
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	3,468,777,682	3,485,859,892	7,107	7,142
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	3,359,712,745	3,376,249,568	7,111	7,146
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	3,350,494,173	3,366,784,920	7,198	7,233
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	3,379,575,773	3,395,758,309	7,309	7,344
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	3,251,313,206	3,267,133,031	7,193	7,228
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	3,213,236,575	3,228,988,265	7,140	7,175
第 97 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	3,192,702,820	3,208,299,227	7,165	7,200
第 98 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	3,145,605,339	3,160,678,473	7,304	7,339
第 99 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	2,946,182,554	2,960,868,346	7,022	7,057
第 100 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	2,734,919,437	2,749,251,982	6,679	6,714
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	2,737,627,435	2,751,934,486	6,697	6,732
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	2,663,910,920	2,681,888,210	6,668	6,713
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	2,476,906,539	2,494,565,776	6,312	6,357
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	2,655,866,442	2,673,397,277	6,817	6,862

第105 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	2,395,404,319	2,412,681,341	6,239	6,284
第106 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	2,421,464,294	2,438,686,777	6,327	6,372
	令和 3 年 6 月末日	3,383,434,744	—	7,363	—
	7 月末日	3,299,727,990	—	7,300	—
	8 月末日	3,268,570,859	—	7,309	—
	9 月末日	3,136,263,088	—	7,168	—
	10 月末日	3,115,530,559	—	7,273	—
	11 月末日	2,815,879,634	—	6,727	—
	12 月末日	2,850,381,181	—	6,967	—
	令和 4 年 1 月末日	2,716,290,064	—	6,700	—
	2 月末日	2,567,923,409	—	6,434	—
	3 月末日	2,635,657,105	—	6,752	—
	4 月末日	2,523,138,808	—	6,560	—
	5 月末日	2,480,908,327	—	6,469	—
	6 月末日	2,415,584,105	—	6,338	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	50 円
第 2 計算期間	50 円
第 3 計算期間	50 円
第 4 計算期間	50 円
第 5 計算期間	50 円
第 6 計算期間	70 円
第 7 計算期間	70 円
第 8 計算期間	70 円
第 9 計算期間	70 円
第 10 計算期間	70 円
第 11 計算期間	70 円
第 12 計算期間	70 円
第 13 計算期間	70 円
第 14 計算期間	70 円
第 15 計算期間	70 円
第 16 計算期間	70 円
第 17 計算期間	70 円
第 18 計算期間	70 円
第 19 計算期間	70 円
第 20 計算期間	70 円

第 21 計算期間	70 円
第 22 計算期間	70 円
第 23 計算期間	70 円
第 24 計算期間	70 円
第 25 計算期間	70 円
第 26 計算期間	70 円
第 27 計算期間	70 円
第 28 計算期間	70 円
第 29 計算期間	70 円
第 30 計算期間	70 円
第 31 計算期間	70 円
第 32 計算期間	70 円
第 33 計算期間	70 円
第 34 計算期間	70 円
第 35 計算期間	70 円
第 36 計算期間	70 円
第 37 計算期間	50 円
第 38 計算期間	50 円
第 39 計算期間	50 円
第 40 計算期間	50 円
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円
第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円
第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円

第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円
第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	35 円
第 75 計算期間	35 円
第 76 計算期間	35 円
第 77 計算期間	35 円
第 78 計算期間	35 円
第 79 計算期間	35 円
第 80 計算期間	35 円
第 81 計算期間	35 円
第 82 計算期間	35 円
第 83 計算期間	35 円
第 84 計算期間	35 円
第 85 計算期間	35 円
第 86 計算期間	35 円
第 87 計算期間	35 円
第 88 計算期間	35 円
第 89 計算期間	35 円
第 90 計算期間	35 円
第 91 計算期間	35 円
第 92 計算期間	35 円
第 93 計算期間	35 円
第 94 計算期間	35 円
第 95 計算期間	35 円
第 96 計算期間	35 円
第 97 計算期間	35 円
第 98 計算期間	35 円
第 99 計算期間	35 円
第 100 計算期間	35 円
第 101 計算期間	35 円
第 102 計算期間	45 円

第 103 計算期間	45 円
第 104 計算期間	45 円
第 105 計算期間	45 円
第 106 計算期間	45 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	2.44
第 2 計算期間	0.21
第 3 計算期間	△0.86
第 4 計算期間	2.72
第 5 計算期間	0.13
第 6 計算期間	△2.27
第 7 計算期間	1.28
第 8 計算期間	4.73
第 9 計算期間	2.21
第 10 計算期間	1.53
第 11 計算期間	0.09
第 12 計算期間	0.91
第 13 計算期間	2.82
第 14 計算期間	△3.75
第 15 計算期間	7.26
第 16 計算期間	△5.25
第 17 計算期間	△2.51
第 18 計算期間	0.53
第 19 計算期間	△1.66
第 20 計算期間	4.50
第 21 計算期間	2.51
第 22 計算期間	△0.87
第 23 計算期間	△1.08
第 24 計算期間	△4.76
第 25 計算期間	△6.95
第 26 計算期間	4.53
第 27 計算期間	1.92
第 28 計算期間	△5.12
第 29 計算期間	△7.80
第 30 計算期間	△0.81
第 31 計算期間	8.67
第 32 計算期間	1.54
第 33 計算期間	△3.00

第 34 計算期間	△2.00
第 35 計算期間	6.38
第 36 計算期間	△2.76
第 37 計算期間	△0.62
第 38 計算期間	2.99
第 39 計算期間	△1.61
第 40 計算期間	6.93
第 41 計算期間	0.51
第 42 計算期間	1.33
第 43 計算期間	2.06
第 44 計算期間	△1.70
第 45 計算期間	3.50
第 46 計算期間	1.31
第 47 計算期間	2.38
第 48 計算期間	△1.89
第 49 計算期間	5.33
第 50 計算期間	0.09
第 51 計算期間	△1.95
第 52 計算期間	1.96
第 53 計算期間	0.82
第 54 計算期間	△5.59
第 55 計算期間	△2.16
第 56 計算期間	1.82
第 57 計算期間	△4.00
第 58 計算期間	△3.62
第 59 計算期間	5.31
第 60 計算期間	△5.96
第 61 計算期間	1.86
第 62 計算期間	1.37
第 63 計算期間	0.08
第 64 計算期間	0.52
第 65 計算期間	1.30
第 66 計算期間	2.86
第 67 計算期間	2.51
第 68 計算期間	0.39
第 69 計算期間	△3.73
第 70 計算期間	2.83
第 71 計算期間	2.38
第 72 計算期間	△4.13
第 73 計算期間	3.28
第 74 計算期間	1.00

第 75 計算期間	△0.17
第 76 計算期間	3.36
第 77 計算期間	2.57
第 78 計算期間	0.86
第 79 計算期間	△26.19
第 80 計算期間	4.00
第 81 計算期間	3.93
第 82 計算期間	7.31
第 83 計算期間	1.85
第 84 計算期間	2.55
第 85 計算期間	△2.54
第 86 計算期間	1.15
第 87 計算期間	2.96
第 88 計算期間	3.64
第 89 計算期間	△0.19
第 90 計算期間	2.17
第 91 計算期間	△0.09
第 92 計算期間	0.54
第 93 計算期間	1.71
第 94 計算期間	2.02
第 95 計算期間	△1.10
第 96 計算期間	△0.25
第 97 計算期間	0.84
第 98 計算期間	2.42
第 99 計算期間	△3.38
第 100 計算期間	△4.38
第 101 計算期間	0.79
第 102 計算期間	0.23
第 103 計算期間	△4.66
第 104 計算期間	8.71
第 105 計算期間	△7.81
第 106 計算期間	2.13

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	1,504,689,768	—	1,504,689,768
第 2 計算期間	141,926,986	—	1,646,616,754
第 3 計算期間	588,846,248	1,000,000	2,234,463,002
第 4 計算期間	338,712,170	17,397,969	2,555,777,203

第 5 計算期間	258,973,003	21,620,592	2,793,129,614
第 6 計算期間	434,804,413	77,252,532	3,150,681,495
第 7 計算期間	1,249,161,446	131,952,538	4,267,890,403
第 8 計算期間	1,440,961,594	82,920,124	5,625,931,873
第 9 計算期間	5,032,936,577	144,200,163	10,514,668,287
第 10 計算期間	6,294,944,607	263,576,914	16,546,035,980
第 11 計算期間	3,011,090,036	78,752,502	19,478,373,514
第 12 計算期間	2,000,940,849	33,802,706	21,445,511,657
第 13 計算期間	1,595,170,664	60,878,451	22,979,803,870
第 14 計算期間	963,510,389	204,814,740	23,738,499,519
第 15 計算期間	1,031,884,244	365,550,944	24,404,832,819
第 16 計算期間	448,164,230	139,460,577	24,713,536,472
第 17 計算期間	288,554,461	37,999,074	24,964,091,859
第 18 計算期間	175,980,789	59,818,997	25,080,253,651
第 19 計算期間	127,602,722	159,661,126	25,048,195,247
第 20 計算期間	153,756,707	246,223,931	24,955,728,023
第 21 計算期間	50,148,453	341,156,569	24,664,719,907
第 22 計算期間	446,509,629	523,005,272	24,588,224,264
第 23 計算期間	547,824,871	407,584,907	24,728,464,228
第 24 計算期間	101,260,423	416,500,334	24,413,224,317
第 25 計算期間	48,870,881	503,142,635	23,958,952,563
第 26 計算期間	12,113,229	800,338,670	23,170,727,122
第 27 計算期間	35,636,429	1,301,611,189	21,904,752,362
第 28 計算期間	6,130,217	954,121,460	20,956,761,119
第 29 計算期間	157,261,935	465,281,509	20,648,741,545
第 30 計算期間	20,224,444	1,360,322,146	19,308,643,843
第 31 計算期間	35,693,974	1,293,409,557	18,050,928,260
第 32 計算期間	7,334,274	1,031,281,952	17,026,980,582
第 33 計算期間	136,949,822	709,397,087	16,454,533,317
第 34 計算期間	45,956,543	564,571,423	15,935,918,437
第 35 計算期間	25,080,831	460,953,399	15,500,045,869
第 36 計算期間	178,790,549	699,207,823	14,979,628,595
第 37 計算期間	156,197,946	613,368,624	14,522,457,917
第 38 計算期間	61,780,711	1,253,110,620	13,331,128,008
第 39 計算期間	31,474,490	456,982,287	12,905,620,211
第 40 計算期間	5,531,800	329,628,157	12,581,523,854
第 41 計算期間	12,607,437	264,830,994	12,329,300,297
第 42 計算期間	1,910,803	383,960,930	11,947,250,170
第 43 計算期間	22,349,225	255,200,739	11,714,398,656
第 44 計算期間	71,505,532	268,633,072	11,517,271,116
第 45 計算期間	7,588,610	284,292,833	11,240,566,893

第 46 計算期間	6,858,655	321,760,867	10,925,664,681
第 47 計算期間	3,278,574	215,691,795	10,713,251,460
第 48 計算期間	4,194,989	231,201,893	10,486,244,556
第 49 計算期間	73,870,815	156,352,688	10,403,762,683
第 50 計算期間	7,128,777	185,866,495	10,225,024,965
第 51 計算期間	1,400,203	214,356,510	10,012,068,658
第 52 計算期間	25,265,838	105,553,634	9,931,780,862
第 53 計算期間	6,707,742	111,626,633	9,826,861,971
第 54 計算期間	534,507	196,959,577	9,630,436,901
第 55 計算期間	564,956	83,539,926	9,547,461,931
第 56 計算期間	263,085	24,940,190	9,522,784,826
第 57 計算期間	10,000	53,963,714	9,468,831,112
第 58 計算期間	293,478	150,654,065	9,318,470,525
第 59 計算期間	661,123	316,866,493	9,002,265,155
第 60 計算期間	24,722	141,346,897	8,860,942,980
第 61 計算期間	308,519	199,490,273	8,661,761,226
第 62 計算期間	13,045	219,725,965	8,442,048,306
第 63 計算期間	113,348	169,817,108	8,272,344,546
第 64 計算期間	1,813,914	200,728,427	8,073,430,033
第 65 計算期間	12,729,614	152,901,539	7,933,258,108
第 66 計算期間	13,387	163,370,286	7,769,901,209
第 67 計算期間	13,099	113,525,314	7,656,388,994
第 68 計算期間	1,729,541	89,912,303	7,568,206,232
第 69 計算期間	12,912	235,634,059	7,332,585,085
第 70 計算期間	314,896	122,170,059	7,210,729,922
第 71 計算期間	28,558,897	155,520,790	7,083,768,029
第 72 計算期間	9,865,329	80,598,093	7,013,035,265
第 73 計算期間	684,058	104,011,374	6,909,707,949
第 74 計算期間	8,012,176	91,322,516	6,826,397,609
第 75 計算期間	9,496,631	217,764,416	6,618,129,824
第 76 計算期間	222,873	278,936,527	6,339,416,170
第 77 計算期間	11,324,541	82,675,805	6,268,064,906
第 78 計算期間	—	131,811,316	6,136,253,590
第 79 計算期間	1,558,442	124,405,112	6,013,406,920
第 80 計算期間	—	35,340,303	5,978,066,617
第 81 計算期間	9,993,342	97,672,281	5,890,387,678
第 82 計算期間	100,000	103,019,066	5,787,468,612
第 83 計算期間	—	73,213,663	5,714,254,949
第 84 計算期間	—	146,605,838	5,567,649,111
第 85 計算期間	104,027	97,021,533	5,470,731,605
第 86 計算期間	899,286	81,719,348	5,389,911,543

第 87 計算期間	—	249,994,679	5,139,916,864
第 88 計算期間	255,323	70,688,458	5,069,483,729
第 89 計算期間	21,937,995	40,301,202	5,051,120,522
第 90 計算期間	6,986,600	100,293,880	4,957,813,242
第 91 計算期間	5,818,759	83,000,436	4,880,631,565
第 92 計算期間	10,000	155,834,931	4,724,806,634
第 93 計算期間	329,378	70,636,773	4,654,499,239
第 94 計算期間	—	30,917,415	4,623,581,824
第 95 計算期間	—	103,631,772	4,519,950,052
第 96 計算期間	8,807,341	28,274,313	4,500,483,080
第 97 計算期間	10,000	44,376,543	4,456,116,537
第 98 計算期間	5,070,423	154,577,153	4,306,609,807
第 99 計算期間	—	110,669,084	4,195,940,723
第 100 計算期間	761,337	101,689,150	4,095,012,910
第 101 計算期間	7,176,383	14,460,332	4,087,728,961
第 102 計算期間	—	92,775,427	3,994,953,534
第 103 計算期間	569,921	71,248,456	3,924,274,999
第 104 計算期間	2,188,610	30,722,437	3,895,741,172
第 105 計算期間	381,955	56,784,784	3,839,338,343
第 106 計算期間	7,213,710	19,333,442	3,827,218,611

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	110,458,067	99.10
親投資信託受益証券	日本	134,954	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	867,414	0.78
純資産総額		111,460,435	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 6 月 30 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー	投資信託受益	ピムコ エマージング ボンド インカ	7,634.43	1,209	9,230,025	1,278	9,756,801	8.75

ダ	証券	ム ファンド II - クラス J (TR Y)						
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CNH)	2,969,9517	3,166	9,402,867	3,169	9,411,776	8.44
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (USD)	1,107,4864	8,516	9,431,354	8,483	9,394,807	8.43
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (INR)	1,476,8563	6,387	9,432,681	6,300	9,304,194	8.35
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)	1,783,027	5,105	9,102,352	5,203	9,277,089	8.32
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CAD)	1,432,6713	6,383	9,144,740	6,467	9,265,085	8.31
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (IDR)	1,494,8591	6,197	9,263,641	6,184	9,244,208	8.29
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (EUR)	1,374,0374	6,686	9,186,814	6,669	9,163,455	8.22
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)	1,448,1724	6,273	9,084,385	6,229	9,020,665	8.09
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (GBP)	1,394,1109	6,526	9,097,967	6,466	9,014,321	8.09
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (KRW)	1,332,2156	6,797	9,055,069	6,766	9,013,770	8.09
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL)	3,369,3712	2,602	8,767,103	2,550	8,591,896	7.71
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	132,542	1,0182	134,954	1,0182	134,954	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.10
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年12月20日)	118,575,524	118,689,022	10,447	10,457
第2計算期間末日 (平成26年6月20日)	494,577,887	495,017,549	11,249	11,259
第3計算期間末日 (平成26年12月22日)	763,658,878	764,327,669	11,418	11,428
第4計算期間末日 (平成27年6月22日)	857,278,077	858,012,320	11,676	11,686
第5計算期間末日 (平成27年12月21日)	601,199,722	601,781,552	10,333	10,343
第6計算期間末日 (平成28年6月20日)	486,187,963	486,187,963	9,916	9,916
第7計算期間末日 (平成28年12月20日)	386,016,516	386,366,342	11,035	11,045
第8計算期間末日 (平成29年6月20日)	356,362,231	356,663,975	11,810	11,820
第9計算期間末日 (平成29年12月20日)	282,032,323	282,258,147	12,489	12,499
第10計算期間末日 (平成30年6月20日)	246,319,107	246,544,139	10,946	10,956
第11計算期間末日 (平成30年12月20日)	212,914,687	213,103,987	11,247	11,257
第12計算期間末日 (令和1年6月20日)	178,115,343	178,264,651	11,929	11,939
第13計算期間末日 (令和1年12月20日)	170,128,358	170,263,460	12,593	12,603
第14計算期間末日 (令和2年6月22日)	140,374,600	140,500,410	11,158	11,168
第15計算期間末日 (令和2年12月21日)	147,521,450	147,641,881	12,249	12,259
第16計算期間末日 (令和3年6月21日)	141,055,357	141,163,795	13,008	13,018
第17計算期間末日 (令和3年12月20日)	115,071,345	115,165,429	12,231	12,241
第18計算期間末日 (令和4年6月20日)	111,256,903	111,349,275	12,044	12,054
令和3年6月末日	141,177,749	—	13,102	—
7月末日	140,675,994	—	13,054	—
8月末日	127,462,997	—	13,132	—
9月末日	125,621,553	—	12,940	—
10月末日	125,239,331	—	13,193	—
11月末日	115,378,754	—	12,265	—
12月末日	120,030,108	—	12,758	—
令和4年1月末日	116,053,278	—	12,334	—
2月末日	112,179,129	—	11,921	—
3月末日	117,415,899	—	12,597	—
4月末日	114,843,202	—	12,320	—
5月末日	114,087,456	—	12,238	—
6月末日	111,460,435	—	12,066	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	10 円
第 2 計算期間	10 円
第 3 計算期間	10 円
第 4 計算期間	10 円
第 5 計算期間	10 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	10 円
第 8 計算期間	10 円
第 9 計算期間	10 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	10 円
第 12 計算期間	10 円
第 13 計算期間	10 円
第 14 計算期間	10 円
第 15 計算期間	10 円
第 16 計算期間	10 円
第 17 計算期間	10 円
第 18 計算期間	10 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	4.57
第 2 計算期間	7.77
第 3 計算期間	1.59
第 4 計算期間	2.34
第 5 計算期間	△11.41
第 6 計算期間	△4.03
第 7 計算期間	11.38
第 8 計算期間	7.11
第 9 計算期間	5.83
第 10 計算期間	△12.27
第 11 計算期間	2.84
第 12 計算期間	6.15
第 13 計算期間	5.65
第 14 計算期間	△11.31
第 15 計算期間	9.86
第 16 計算期間	6.27
第 17 計算期間	△5.89
第 18 計算期間	△1.44

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	113,528,982	30,540	113,498,442
第2計算期間	352,099,364	25,935,214	439,662,592
第3計算期間	242,385,686	13,257,263	668,791,015
第4計算期間	96,423,558	30,970,596	734,243,977
第5計算期間	2,292,715	154,706,559	581,830,133
第6計算期間	13,904,090	105,441,339	490,292,884
第7計算期間	1,357,805	141,824,485	349,826,204
第8計算期間	7,719,956	55,802,044	301,744,116
第9計算期間	4,324,831	80,244,354	225,824,593
第10計算期間	7,905,023	8,696,938	225,032,678
第11計算期間	191,172	35,923,484	189,300,366
第12計算期間	141,167	40,133,302	149,308,231
第13計算期間	144,275	14,349,653	135,102,853
第14計算期間	153,440	9,446,129	125,810,164
第15計算期間	108,534	5,487,688	120,431,010
第16計算期間	92,828	12,085,225	108,438,613
第17計算期間	2,252,991	16,607,392	94,084,212
第18計算期間	47,731	1,758,946	92,372,997

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和4年6月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,942,737,675	100.00
純資産総額		2,942,737,675	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》



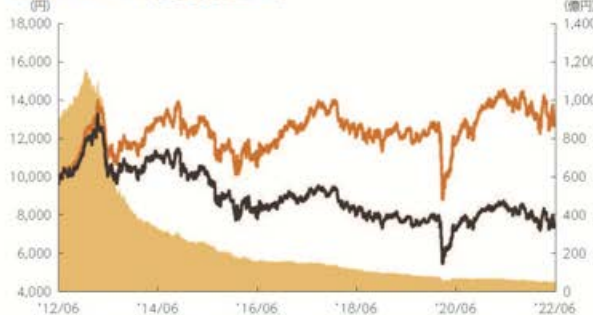
運用実績

2022年6月30日現在

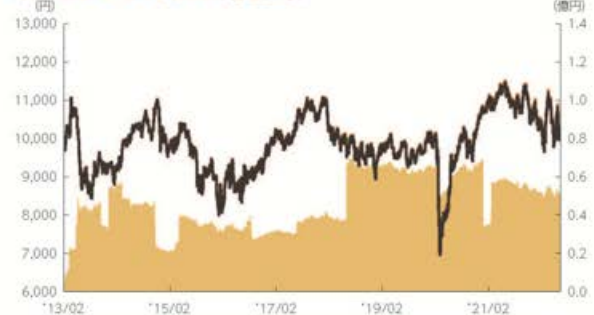
■基準価額・純資産の推移

2012年6月29日～2022年6月30日 (豪ドルコース(毎月分配型)／ブラジルリアルコース(毎月分配型))
 2013年1月16日(設定日)～2022年6月30日 (メキシコペソコース(毎月分配型))
 2013年2月20日(設定日)～2022年6月30日 (豪ドルコース(年2回分配型)／ブラジルリアルコース(年2回分配型)／メキシコペソコース(年2回分配型))
 2013年7月1日(設定日)～2022年6月30日 (世界通貨分散コース(毎月分配型)／世界通貨分散コース(年2回分配型))

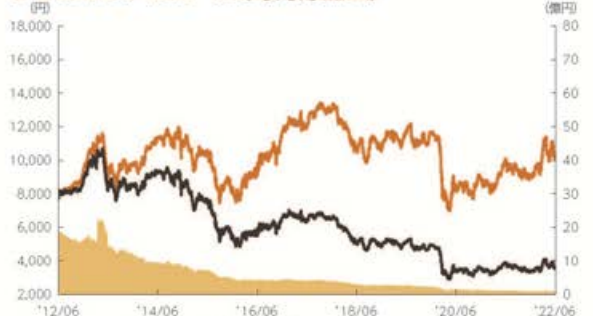
豪ドルコース(毎月分配型)



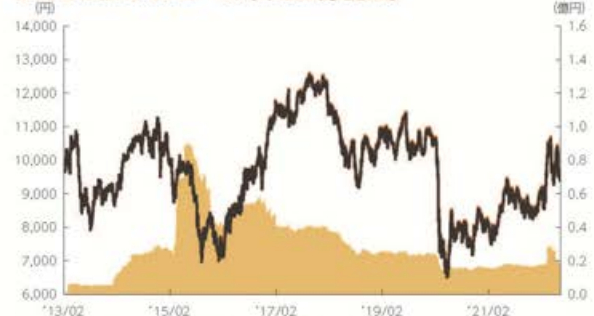
豪ドルコース(年2回分配型)



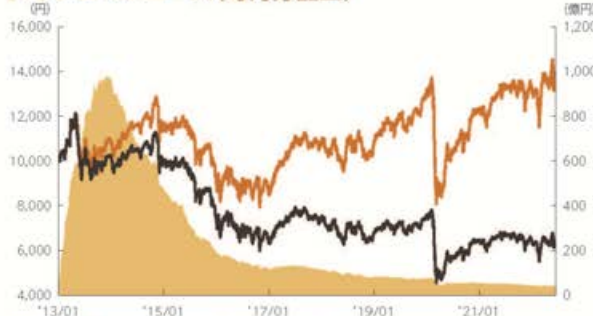
ブラジルリアルコース(毎月分配型)



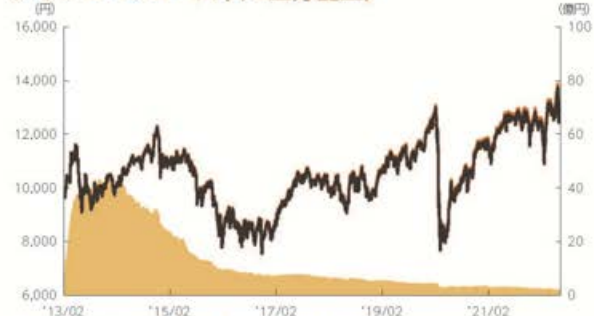
ブラジルリアルコース(年2回分配型)



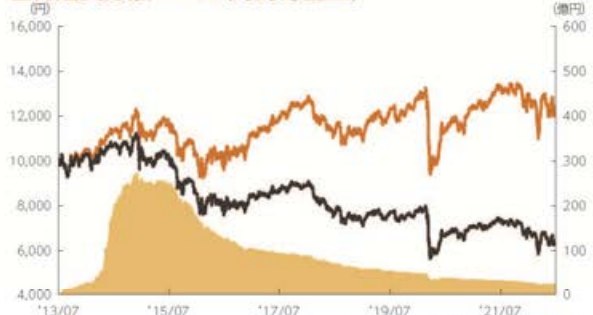
メキシコペソコース(毎月分配型)



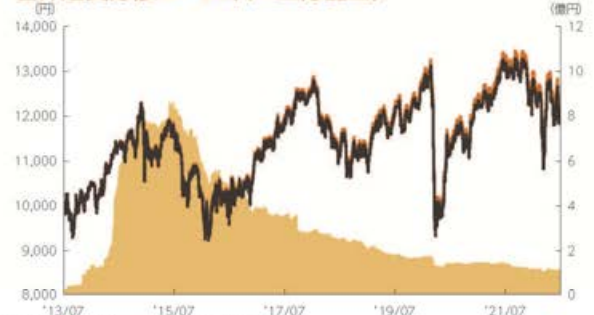
メキシコペソコース(年2回分配型)



世界通貨分散コース(毎月分配型)



世界通貨分散コース(年2回分配型)



・各ファンド(豪ドルコース(毎月分配型)およびブラジルリアルコース(毎月分配型)を除く):基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
 ・豪ドルコース(毎月分配型)およびブラジルリアルコース(毎月分配型):基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
 ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■基準価額・純資産

	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
基準価額	7,364円	3,539円	6,375円	6,338円
純資産総額	47.8億円	0.8億円	38.5億円	24.1億円

	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
基準価額	10,016円	9,422円	13,022円	12,066円
純資産総額	0.4億円	0.1億円	2.0億円	1.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
2022年6月	35円	50円	55円	45円
2022年5月	35円	50円	55円	45円
2022年4月	20円	50円	55円	45円
2022年3月	20円	30円	55円	45円
2022年2月	20円	30円	55円	45円
2022年1月	20円	30円	55円	35円
直近1年間累計	270円	380円	570円	470円
設定来累計	6,080円	7,745円	5,920円	5,475円

	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
2022年6月	0円	0円	10円	10円
2021年12月	10円	0円	10円	10円
2021年6月	10円	0円	10円	10円
2020年12月	10円	0円	10円	10円
2020年6月	0円	0円	0円	10円
2019年12月	0円	10円	10円	10円
設定来累計	60円	70円	120円	170円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

資産構成	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
外国投資信託	99.4%	99.1%	99.7%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

コールローン他 (負債控除後)	0.5%	0.8%	0.2%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
外国投資信託	99.4%	99.4%	99.0%	99.1%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%

コールローン他 (負債控除後)	0.5%	0.4%	0.9%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1 U S TREASURY BILLS	0.0000%	2022/07/21	2.5%
2 PERUSAHAAN GAS NEGARA SR UNSEC REGS	5.1250%	2024/05/16	2.1%
3 EXPORT CREDIT BANK OF TU SR UNSEC REGS	5.3750%	2023/10/24	2.0%
4 REPUBLIC OF NIGERIA	6.3750%	2023/07/12	1.8%
5 ESKOM HOLDINGS SOC LTD SR UNSEC REGS	6.3500%	2028/08/10	1.5%
6 ARAB REPUBLIC OF EGYPT	4.7500%	2026/04/16	1.3%
7 BRAZIL MINAS SPE REGS	5.3330%	2028/02/15	1.3%
8 U S TREASURY BOND	2.0000%	2041/11/15	1.2%
9 FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.2%
10 PEMEX SR UNSEC	7.6900%	2050/01/23	1.1%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 余裕資金運用に伴う短期金融商品保有分を含む(レポ取引・CPを除く)

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

豪ドルコース(毎月分配型)



•2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

豪ドルコース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

ブラジルリアルコース(毎月分配型)



•2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

ブラジルリアルコース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

メキシコペソコース(毎月分配型)



•2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

メキシコペソコース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

世界通貨分散コース(毎月分配型)



•2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

世界通貨分散コース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1 【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
2025年11月20日まで（2011年3月31日設定）
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
2025年11月20日まで（2013年1月16日設定）
「豪ドルコース（年2回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」
「メキシコペソコース（年2回分配型）」
2025年11月20日まで（2013年2月20日設定）
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」
「世界通貨分散コース（年2回分配型）」
2025年11月20日まで（2013年7月1日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」
毎月21日から翌月20日まで
「豪ドルコース（年2回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」
「メキシコペソコース（年2回分配型）」
「世界通貨分散コース（年2回分配型）」
毎年6月21日から12月20日および12月21日から翌年6月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする投資信託証券（「世界通貨分散コース（毎月分配型）」、「世界通貨分散コース（年2回分配型）」）はすべての投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、

法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 12 月 21 日から令和 4 年 6 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,148,936	19,603,249
投資信託受益証券	5,542,759,202	4,814,847,370
親投資信託受益証券	5,649,175	5,649,175
未収入金	30,000,000	30,000,000
流動資産合計	5,604,557,313	4,870,099,794
資産合計	5,604,557,313	4,870,099,794
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,024,891	22,823,757
未払解約金	2,983,968	1,052,642
未払受託者報酬	189,665	185,921
未払委託者報酬	7,634,034	7,483,381
未払利息	20	27
その他未払費用	14,215	13,933
流動負債合計	24,846,793	31,559,661
負債合計	24,846,793	31,559,661
純資産の部		
元本等		
元本	7,012,445,712	6,521,073,628
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,432,735,192	△1,682,533,495
(分配準備積立金)	2,729,290,012	2,567,808,379
元本等合計	5,579,710,520	4,838,540,133
純資産合計	5,579,710,520	4,838,540,133
負債純資産合計	5,604,557,313	4,870,099,794

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
営業収益		
受取配当金	201,199,897	162,221,532
受取利息	43	25
有価証券売買等損益	△408,600,486	△370,133,364
営業収益合計	△207,400,546	△207,911,807

営業費用

支払利息	4,293	1,757
受託者報酬	1,311,115	1,151,725
委託者報酬	52,772,401	46,356,912
その他費用	98,273	86,321
営業費用合計	54,186,082	47,596,715
営業利益又は営業損失(△)	△261,586,628	△255,508,522
経常利益又は経常損失(△)	△261,586,628	△255,508,522
当期純利益又は当期純損失(△)	△261,586,628	△255,508,522
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,325,278	△202,330
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,160,718,253	△1,432,735,192
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,223,765	105,660,181
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,223,765	105,660,181
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	190,131
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	190,131
分配金	86,328,798	99,962,161
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,432,735,192	△1,682,533,495

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 期首元本額	7,454,160,757 円	7,012,445,712 円
期中追加設定元本額	— 円	1,084,124 円
期中一部解約元本額	441,715,045 円	492,456,208 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,432,735,192 円	1,682,533,495 円
3. 受益権の総数	7,012,445,712 口	6,521,073,628 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 59 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 59 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 122 期

令和 3 年 6 月 22 日

令和 3 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,057,092 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	632,716,491 円
分配準備積立金額	D	2,790,056,708 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,447,830,291 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,364,675,310 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,681 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,729,350 円

第 123 期

令和 3 年 7 月 21 日

令和 3 年 8 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,693,200 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	626,031,081 円
分配準備積立金額	D	2,770,795,034 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,420,519,315 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,286,859,953 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,694 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,573,719 円

第 124 期

令和 3 年 8 月 21 日

令和 3 年 9 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,643,836 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	621,028,578 円
分配準備積立金額	D	2,757,700,717 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,408,373,131 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,228,631,317 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,715 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,457,262 円

第 125 期

令和 3 年 9 月 22 日

令和 3 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,329,390 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	615,952,827 円
分配準備積立金額	D	2,750,224,110 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,399,506,327 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,169,550,390 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,741 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円

第 128 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,541,147 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	593,958,546 円
分配準備積立金額	D	2,690,796,564 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,300,296,257 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,913,543,640 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,773 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,827,087 円

第 129 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,957,708 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	583,974,628 円
分配準備積立金額	D	2,647,251,901 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,248,184,237 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,797,335,704 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,778 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,594,671 円

第 130 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,110,498 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	579,655,932 円
分配準備積立金額	D	2,630,991,298 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,233,757,728 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,747,021,009 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,792 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,494,042 円

第 131 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,923,313 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	571,340,700 円
分配準備積立金額	D	2,600,597,637 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,199,861,650 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,645,772,534 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,814 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,339,100円
---------	--------------	-------------

第126期
令和3年10月21日
令和3年11月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,116,010円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	610,169,879円
分配準備積立金額	D	2,743,215,304円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,377,501,193円
当ファンドの期末残存口数	F	7,102,238,355口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,755円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,204,476円

第127期
令和3年11月23日
令和3年12月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,995,952円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	602,455,478円
分配準備積立金額	D	2,718,318,951円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,345,770,381円
当ファンドの期末残存口数	F	7,012,445,712口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,771円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,024,891円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,291,545円
---------	--------------	-------------

第132期
令和4年4月21日
令和4年5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,140,883円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	563,256,116円
分配準備積立金額	D	2,578,223,396円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,161,620,395円
当ファンドの期末残存口数	F	6,551,731,276口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,825円
1万円当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,931,059円

第133期
令和4年5月21日
令和4年6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,285,444円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	560,655,845円
分配準備積立金額	D	2,563,346,692円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,151,287,981円
当ファンドの期末残存口数	F	6,521,073,628口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,832円
1万円当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,823,757円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	当期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△158,612,103	56,837,151
親投資信託受益証券	—	—
合計	△158,612,103	56,837,151

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.7957 円 (7,957 円)	0.7420 円 (7,420 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (AUD)	767,550.99	4,814,847,370	
投資信託受益証券 合計		767,550.99	4,814,847,370	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,548,198	5,649,175	
親投資信託受益証券 合計		5,548,198	5,649,175	
合計		6,315,748.99	4,820,496,545	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月24日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	951,619	729,874
投資信託受益証券	52,229,476	49,815,259
親投資信託受益証券	71,026	71,026
流動資産合計	53,252,121	50,616,159
資産合計	53,252,121	50,616,159
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	49,692	-
未払受託者報酬	12,151	11,394
未払委託者報酬	489,154	458,382
未払利息	-	1
その他未払費用	743	693
流動負債合計	551,740	470,470
負債合計	551,740	470,470
純資産の部		
元本等		
元本	49,692,310	49,692,310
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,008,071	453,379
(分配準備積立金)	10,131,056	11,278,314
元本等合計	52,700,381	50,145,689
純資産合計	52,700,381	50,145,689
負債純資産合計	53,252,121	50,616,159

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第19期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
営業収益		
受取配当金	1,857,004	1,617,733
有価証券売買等損益	△3,779,596	△3,701,950
営業収益合計	△1,922,592	△2,084,217
営業費用		
支払利息	17	6
受託者報酬	12,151	11,394
委託者報酬	489,154	458,382
その他費用	743	693

営業費用合計	502,065	470,475
営業利益又は営業損失(△)	△2,424,657	△2,554,692
経常利益又は経常損失(△)	△2,424,657	△2,554,692
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,424,657	△2,554,692
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△14,499	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,704,497	3,008,071
剰余金減少額又は欠損金増加額	236,576	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	236,576	-
分配金	49,692	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,008,071	453,379

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
1. 期首元本額	51,842,248円	49,692,310円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	2,149,938円	—円
2. 受益権の総数	49,692,310口	49,692,310口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第19期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日																																																												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,337,654円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>19,802,723円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>8,843,094円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>29,983,471円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>49,692,310口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>6,033円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>49,692円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,337,654円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,802,723円	分配準備積立金額	D	8,843,094円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,983,471円	当ファンドの期末残存口数	F	49,692,310口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,033円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,692円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,147,258円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>19,802,723円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>10,131,056円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>31,081,037円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>49,692,310口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>6,254円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>—円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,147,258円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,802,723円	分配準備積立金額	D	10,131,056円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,081,037円	当ファンドの期末残存口数	F	49,692,310口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,254円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,337,654円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	19,802,723円																																																											
分配準備積立金額	D	8,843,094円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,983,471円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	49,692,310口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,033円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,692円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,147,258円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	19,802,723円																																																											
分配準備積立金額	D	10,131,056円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,081,037円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	49,692,310口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,254円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第19期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる	同左

る前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△3,724,918	△3,709,708
親投資信託受益証券	—	—
合計	△3,724,918	△3,709,708

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0605円	1.0091円
(1万口当たり純資産額)	(10,605円)	(10,091円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (AUD)	7,941.21	49,815,259	
投資信託受益証券 合計		7,941.21	49,815,259	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	69,757	71,026	
親投資信託受益証券 合計		69,757	71,026	
合計		77,698.21	49,886,285	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月24日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,692,075	1,238,207
投資信託受益証券	85,726,078	86,939,418
親投資信託受益証券	125,661	125,661
未収入金	2,000,000	320,000
流動資産合計	89,543,814	88,623,286
資産合計	89,543,814	88,623,286
負債の部		
流動負債		
未払金	1,000,000	-
未払収益分配金	771,234	1,207,984
未払解約金	1,389,490	-
未払受託者報酬	3,027	3,438
未払委託者報酬	121,830	138,346
未払利息	1	1
その他未払費用	222	247
流動負債合計	3,285,804	1,350,016
負債合計	3,285,804	1,350,016
純資産の部		
元本等		
元本	257,078,040	241,596,928
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△170,820,030	△154,323,658
(分配準備積立金)	54,935,858	48,331,959
元本等合計	86,258,010	87,273,270
純資産合計	86,258,010	87,273,270
負債純資産合計	89,543,814	88,623,286

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
営業収益		
受取配当金	6,142,725	4,790,505
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	△14,351,643	8,742,835
営業収益合計	△8,208,917	13,533,340
営業費用		

支払利息	59	28
受託者報酬	21,524	20,006
委託者報酬	866,462	805,100
その他費用	1,561	1,433
営業費用合計	889,606	826,567
営業利益又は営業損失(△)	△9,098,523	12,706,773
経常利益又は経常損失(△)	△9,098,523	12,706,773
当期純利益又は当期純損失(△)	△9,098,523	12,706,773
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△35,596	194,172
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△173,360,043	△170,820,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,420,980	15,304,247
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,420,980	15,304,247
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,665	5,362,616
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,665	5,362,616
分配金	3,760,375	5,957,860
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△170,820,030	△154,323,658

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月20日現在]	当期 [令和4年6月20日現在]
1. 期首元本額	280,913,012円	257,078,040円
期中追加設定元本額	90,000円	8,468,888円
期中一部解約元本額	23,924,972円	23,950,000円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	170,820,030円	154,323,658円
3. 受益権の総数	257,078,040口	241,596,928口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	当期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第122期	2. 分配金の計算過程 第128期

令和 3 年 6 月 22 日
令和 3 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	810,023 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	16,528,041 円
分配準備積立金額	D	58,254,468 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,592,532 円
当ファンドの期末残存口数	F	280,133,012 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,698 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	560,266 円

第 123 期

令和 3 年 7 月 21 日
令和 3 年 8 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	796,112 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	16,219,644 円
分配準備積立金額	D	57,412,596 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,428,352 円
当ファンドの期末残存口数	F	274,905,756 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,707 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	549,811 円

第 124 期

令和 3 年 8 月 21 日
令和 3 年 9 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	910,323 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	16,029,353 円
分配準備積立金額	D	56,982,433 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,922,109 円
当ファンドの期末残存口数	F	271,680,811 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,720 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	543,361 円

第 125 期

令和 3 年 9 月 22 日
令和 3 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	860,711 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,777,940 円
分配準備積立金額	D	56,382,636 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,021,287 円
当ファンドの期末残存口数	F	267,170,811 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,733 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	534,341 円

令和 3 年 12 月 21 日
令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	913,288 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,530,149 円
分配準備積立金額	D	54,776,483 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,219,920 円
当ファンドの期末残存口数	F	257,770,747 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,762 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	773,312 円

第 129 期

令和 4 年 1 月 21 日
令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	770,691 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,421,716 円
分配準備積立金額	D	54,533,026 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,725,433 円
当ファンドの期末残存口数	F	255,970,747 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,763 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	767,912 円

第 130 期

令和 4 年 2 月 22 日
令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	733,997 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,689,126 円
分配準備積立金額	D	54,077,768 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,500,891 円
当ファンドの期末残存口数	F	255,273,321 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,761 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	765,819 円

第 131 期

令和 4 年 3 月 23 日
令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	734,460 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,223,983 円
分配準備積立金額	D	51,293,682 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,252,125 円
当ファンドの期末残存口数	F	243,495,306 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,761 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,217,476 円

第 126 期

令和 3 年 10 月 21 日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	967,411 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,774,987 円
分配準備積立金額	D	56,698,392 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,440,790 円
当ファンドの期末残存口数	F	267,120,811 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,749 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	801,362 円

第 127 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	980,656 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,181,876 円
分配準備積立金額	D	54,726,436 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,888,968 円
当ファンドの期末残存口数	F	257,078,040 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,757 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	771,234 円

第 132 期

令和 4 年 4 月 21 日

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	611,930 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,651,539 円
分配準備積立金額	D	50,810,666 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,074,135 円
当ファンドの期末残存口数	F	245,071,579 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,736 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,225,357 円

第 133 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	615,732 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,991,160 円
分配準備積立金額	D	48,924,211 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,531,103 円
当ファンドの期末残存口数	F	241,596,928 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,712 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,207,984 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同左

	<p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△3,040,613	170,738
親投資信託受益証券	—	—
合計	△3,040,613	170,738

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期
--	----	----

	[令和 3 年 12 月 20 日現在]	[令和 4 年 6 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額	0.3355 円	0.3612 円
(1 万口当たり純資産額)	(3,355 円)	(3,612 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (BRL)	33,412.53	86,939,418	
投資信託受益証券 合計		33,412.53	86,939,418	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	123,415	125,661	
親投資信託受益証券 合計		123,415	125,661	
合計		156,827.53	87,065,079	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	260,631	284,256
投資信託受益証券	16,341,110	18,680,317
親投資信託受益証券	11,010	31,011
流動資産合計	16,612,751	18,995,584
資産合計	16,612,751	18,995,584
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,782	4,514
未払委託者報酬	152,151	181,690
その他未払費用	197	250
流動負債合計	156,130	186,454
負債合計	156,130	186,454
純資産の部		
元本等		
元本	19,651,781	19,556,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,195,160	△747,011
(分配準備積立金)	17,053,564	12,953,211
元本等合計	16,456,621	18,809,130
純資産合計	16,456,621	18,809,130
負債純資産合計	16,612,751	18,995,584

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第19期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
営業収益		
受取配当金	1,093,395	1,086,246
有価証券売買等損益	△2,532,296	1,372,962
営業収益合計	△1,438,901	2,459,208
営業費用		
支払利息	-	5
受託者報酬	3,782	4,514
委託者報酬	152,151	181,690
その他費用	197	250
営業費用合計	156,130	186,459
営業利益又は営業損失 (△)	△1,595,031	2,272,749

経常利益又は経常損失 (△)	△1,595,031	2,272,749
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,595,031	2,272,749
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	-	799,462
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,598,681	△3,195,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	974,862
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	884,544
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	90,318
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,448	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,448	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,195,160	△747,011

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 期首元本額	19,639,808 円	19,651,781 円
期中追加設定元本額	11,973 円	7,654,115 円
期中一部解約元本額	—円	7,749,755 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,195,160 円	747,011 円
3. 受益権の総数	19,651,781 口	19,556,141 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 18 期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日			第 19 期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日				
1. 運用に係る権限を委託するための費用	信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 59 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		1. 運用に係る権限を委託するための費用	信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 59 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。			
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程				
	項目			項目			
	費用控除後の配当等収益額	A	937,265 円		費用控除後の配当等収益額	A	756,333 円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	5,494,915 円		収益調整金額	C	10,358,458 円
	分配準備積立金額	D	16,116,299 円		分配準備積立金額	D	12,196,878 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,548,479 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,311,669 円
当ファンドの期末残存口数	F	19,651,781 口	当ファンドの期末残存口数	F	19,556,141 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,473 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,920 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 18 期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	第 19 期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△2,523,899	788,635
親投資信託受益証券	—	1
合計	△2,523,899	788,636

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	0.8374円	0.9618円
(1万口当たり純資産額)	(8,374円)	(9,618円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (BRL)	7,179.21	18,680,317	
投資信託受益証券 合計		7,179.21	18,680,317	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	30,457	31,011	
親投資信託受益証券 合計		30,457	31,011	

合計	37,636.21	18,711,328	
----	-----------	------------	--

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月24日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,160,841	15,292,445
投資信託受益証券	4,311,263,939	3,777,005,817
親投資信託受益証券	4,570,826	4,570,826
未収入金	61,800,000	43,200,000
流動資産合計	4,396,795,606	3,840,069,088
資産合計	4,396,795,606	3,840,069,088
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,219,530	33,351,807
未払解約金	11,595,311	5,275,990
未払受託者報酬	145,849	149,431
未払委託者報酬	5,870,436	6,014,632
未払利息	14	21
その他未払費用	10,929	11,196
流動負債合計	44,842,069	44,803,077
負債合計	44,842,069	44,803,077
純資産の部		
元本等		
元本	6,804,882,509	6,063,965,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△2,452,928,972	△2,268,699,070
(分配準備積立金)	1,519,576,975	1,382,199,570
元本等合計	4,351,953,537	3,795,266,011
純資産合計	4,351,953,537	3,795,266,011
負債純資産合計	4,396,795,606	3,840,069,088

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
営業収益		
受取配当金	266,711,591	272,835,649
受取利息	36	14
有価証券売買等損益	△99,465,648	△107,393,771
営業収益合計	167,245,979	165,441,892
営業費用		
支払利息	2,989	1,467

受託者報酬	1,036,281	897,442
委託者報酬	41,710,355	36,121,877
その他費用	77,658	67,250
営業費用合計	42,827,283	37,088,036
営業利益又は営業損失(△)	124,418,696	128,353,856
経常利益又は経常損失(△)	124,418,696	128,353,856
当期純利益又は当期純損失(△)	124,418,696	128,353,856
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	411,981	7,526,499
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△2,653,840,749	△2,452,928,972
剰余金増加額又は欠損金減少額	249,186,329	279,143,902
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	249,186,329	279,143,902
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,664,336	5,011,367
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,664,336	5,011,367
分配金	170,616,931	210,729,990
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△2,452,928,972	△2,268,699,070

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月20日現在]	当期 [令和4年6月20日現在]
1. 期首元本額	7,521,398,740円	6,804,882,509円
期中追加設定元本額	4,894,771円	13,252,603円
期中一部解約元本額	721,411,002円	754,170,031円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,452,928,972円	2,268,699,070円
3. 受益権の総数	6,804,882,509口	6,063,965,081口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	当期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第100期 令和3年6月22日	2. 分配金の計算過程 第106期 令和3年12月21日

令和 3 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,067,431 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	815,189,299 円
分配準備積立金額	D	1,584,292,231 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,442,548,961 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,381,399,315 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,309 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,525,597 円

第 101 期

令和 3 年 7 月 21 日

令和 3 年 8 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,764,876 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	801,442,093 円
分配準備積立金額	D	1,570,888,476 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,409,095,445 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,256,924,651 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,319 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,027,698 円

第 102 期

令和 3 年 8 月 21 日

令和 3 年 9 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,120,837 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	792,594,998 円
分配準備積立金額	D	1,560,554,420 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,390,270,255 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,174,848,054 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,331 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,699,392 円

第 103 期

令和 3 年 9 月 22 日

令和 3 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,679,372 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	779,773,332 円
分配準備積立金額	D	1,543,594,832 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,364,047,536 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,058,781,369 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,349 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,235,125 円

第 104 期

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,121,738 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	735,256,853 円
分配準備積立金額	D	1,483,446,278 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,255,824,869 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,645,818,270 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,394 円
1 万口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,552,000 円

第 107 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,110,520 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	722,600,106 円
分配準備積立金額	D	1,456,489,382 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,215,200,008 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,525,483,923 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,394 円
1 万口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,890,161 円

第 108 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,185,910 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	717,075,631 円
分配準備積立金額	D	1,443,191,708 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,195,453,249 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,468,466,797 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,394 円
1 万口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,576,567 円

第 109 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,527,820 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	704,049,432 円
分配準備積立金額	D	1,414,630,010 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,164,207,262 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,345,084,466 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,410 円
1 万口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,897,964 円

第 110 期

令和 3 年 10 月 21 日
令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,788,482 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	771,001,018 円
分配準備積立金額	D	1,537,880,861 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,346,670,361 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,977,397,488 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,363 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,909,589 円

第 105 期

令和 3 年 11 月 23 日
令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,596,527 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	752,228,786 円
分配準備積立金額	D	1,509,199,978 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,299,025,291 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,804,882,509 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,378 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,219,530 円

令和 4 年 4 月 21 日
令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,397,308 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	695,243,652 円
分配準備積立金額	D	1,407,433,669 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,146,074,629 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,265,725,637 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,425 円
1 万口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,461,491 円

第 111 期

令和 4 年 5 月 21 日
令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,023,153 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	673,096,700 円
分配準備積立金額	D	1,370,528,224 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,088,648,077 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,063,965,081 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,444 円
1 万口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,351,807 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△35,412,781	10,949,987
親投資信託受益証券	—	—
合計	△35,412,781	10,949,987

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]

1 口当たり純資産額	0.6395 円	0.6259 円
(1 万口当たり純資産額)	(6,395 円)	(6,259 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (MXN)	739,864.01	3,777,005,817	
投資信託受益証券 合計		739,864.01	3,777,005,817	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	4,489,124	4,570,826	
親投資信託受益証券 合計		4,489,124	4,570,826	
合計		5,228,988.01	3,781,576,643	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月24日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,856,285	5,224,091
投資信託受益証券	247,995,198	199,863,880
親投資信託受益証券	283,345	283,345
流動資産合計	252,134,828	205,371,316
資産合計	252,134,828	205,371,316
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	201,037	157,741
未払解約金	-	1,462,347
未払受託者報酬	61,719	50,329
未払委託者報酬	2,484,283	2,025,826
未払利息	3	7
その他未払費用	3,950	3,203
流動負債合計	2,750,992	3,699,453
負債合計	2,750,992	3,699,453
純資産の部		
元本等		
元本	201,037,875	157,741,506
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	48,345,961	43,930,357
(分配準備積立金)	173,896,607	147,814,167
元本等合計	249,383,836	201,671,863
純資産合計	249,383,836	201,671,863
負債純資産合計	252,134,828	205,371,316

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第19期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
営業収益		
受取配当金	15,608,091	15,128,883
受取利息	3	1
有価証券売買等損益	△5,053,889	△6,300,201
営業収益合計	10,554,205	8,828,683
営業費用		
支払利息	443	198
受託者報酬	61,719	50,329

委託者報酬	2,484,283	2,025,826
その他費用	3,950	3,203
営業費用合計	2,550,395	2,079,556
営業利益又は営業損失(△)	8,003,810	6,749,127
経常利益又は経常損失(△)	8,003,810	6,749,127
当期純利益又は当期純損失(△)	8,003,810	6,749,127
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,022,799	595,339
期首剰余金又は期首欠損金(△)	51,156,846	48,345,961
剰余金増加額又は欠損金減少額	291,791	11,579
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	291,791	11,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,882,650	10,423,230
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,882,650	10,423,230
分配金	201,037	157,741
期末剰余金又は期末欠損金(△)	48,345,961	43,930,357

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第18期 [令和3年12月20日現在]	第19期 [令和4年6月20日現在]
1. 期首元本額	241,937,035円	201,037,875円
期中追加設定元本額	1,095,965円	46,506円
期中一部解約元本額	41,995,125円	43,342,875円
2. 受益権の総数	201,037,875口	157,741,506口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日			第19期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日		
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。			1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,922,235円	費用控除後の配当等収益額	A	11,562,094円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,006,073円	収益調整金額	C	13,379,839円
分配準備積立金額	D	162,175,409円	分配準備積立金額	D	136,409,814円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191, 103, 717 円
当ファンドの期末残存口数	F	201, 037, 875 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	9, 505 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	201, 037 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161, 351, 747 円
当ファンドの期末残存口数	F	157, 741, 506 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	10, 228 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	157, 741 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 18 期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	第 19 期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△6,042,240	△5,409,569
親投資信託受益証券	—	—
合計	△6,042,240	△5,409,569

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 18 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 19 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	1,2405 円	1,2785 円
(1万口当たり純資産額)	(12,405 円)	(12,785 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (MXN)	39,150.61	199,863,880	
投資信託受益証券 合計		39,150.61	199,863,880	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	278,281	283,345	
親投資信託受益証券 合計		278,281	283,345	

合計	317,431.61	200,147,225	
----	------------	-------------	--

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月24日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,076,447	16,406,901
投資信託受益証券	2,714,080,810	2,402,970,787
親投資信託受益証券	3,368,198	3,368,198
未収入金	54,882,776	21,000,000
流動資産合計	2,788,408,231	2,443,745,886
資産合計	2,788,408,231	2,443,745,886
負債の部		
流動負債		
未払金	27,882,776	-
未払収益分配金	14,332,545	17,222,483
未払解約金	7,314,285	1,242,739
未払受託者報酬	95,805	92,350
未払委託者報酬	3,856,197	3,717,081
未払利息	12	23
その他未払費用	7,174	6,916
流動負債合計	53,488,794	22,281,592
負債合計	53,488,794	22,281,592
純資産の部		
元本等		
元本	4,095,012,910	3,827,218,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,360,093,473	△1,405,754,317
(分配準備積立金)	680,507,386	626,708,789
元本等合計	2,734,919,437	2,421,464,294
純資産合計	2,734,919,437	2,421,464,294
負債純資産合計	2,788,408,231	2,443,745,886

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
営業収益		
受取配当金	164,633,916	112,425,948
受取利息	41	13
有価証券売買等損益	△310,794,424	△126,535,971
営業収益合計	△146,160,467	△14,110,010
営業費用		

支払利息	3,131	1,230
受託者報酬	694,531	571,095
委託者報酬	27,954,897	22,986,572
その他費用	52,033	42,770
営業費用合計	28,704,592	23,601,667
営業利益又は営業損失(△)	△174,865,059	△37,711,677
経常利益又は経常損失(△)	△174,865,059	△37,711,677
当期純利益又は当期純損失(△)	△174,865,059	△37,711,677
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,690,148	△4,007,267
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,244,006,051	△1,360,093,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	152,461,179	95,857,731
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	152,461,179	95,857,731
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,114,297	5,840,247
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,114,297	5,840,247
分配金	91,259,393	101,973,918
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,360,093,473	△1,405,754,317

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月20日現在]	当期 [令和4年6月20日現在]
1. 期首元本額	4,623,581,824円	4,095,012,910円
期中追加設定元本額	14,649,101円	17,530,579円
期中一部解約元本額	543,218,015円	285,324,878円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,360,093,473円	1,405,754,317円
3. 受益権の総数	4,095,012,910口	3,827,218,611口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	当期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第95期	2. 分配金の計算過程 第101期

令和 3 年 6 月 22 日

令和 3 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,489,989 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	415,960,773 円
分配準備積立金額	D	703,545,946 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,142,996,708 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,519,950,052 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,528 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,819,825 円

第 96 期

令和 3 年 7 月 21 日

令和 3 年 8 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,780,397 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	415,563,375 円
分配準備積立金額	D	706,770,379 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,145,114,151 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,500,483,080 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,544 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,751,690 円

第 97 期

令和 3 年 8 月 21 日

令和 3 年 9 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,650,109 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	411,468,179 円
分配準備積立金額	D	706,760,604 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,141,878,892 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,456,116,537 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,562 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,596,407 円

第 98 期

令和 3 年 9 月 22 日

令和 3 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,791,432 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	398,464,568 円
分配準備積立金額	D	690,031,044 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,114,287,044 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,306,609,807 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,587 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,073,134 円

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,145,392 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	379,526,795 円
分配準備積立金額	D	678,105,150 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,075,777,337 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,087,728,961 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,631 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,307,051 円

第 102 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,951,359 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	370,912,983 円
分配準備積立金額	D	666,465,974 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,051,330,316 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,994,953,534 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,631 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,977,290 円

第 103 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,197,058 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	364,443,945 円
分配準備積立金額	D	650,627,392 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,028,268,395 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,924,274,999 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,620 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,659,237 円

第 104 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,356,653 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	362,153,324 円
分配準備積立金額	D	641,107,643 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,020,617,620 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,895,741,172 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,619 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,530,835 円

第 99 期

令和 3 年 10 月 21 日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22, 185, 132 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	388, 224, 862 円
分配準備積立金額	D	682, 741, 549 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 093, 151, 543 円
当ファンドの期末残存口数	F	4, 195, 940, 723 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	2, 605 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	14, 685, 792 円

第 100 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21, 324, 057 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	379, 009, 041 円
分配準備積立金額	D	673, 515, 874 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 073, 848, 972 円
当ファンドの期末残存口数	F	4, 095, 012, 910 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	2, 622 円
1 万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	14, 332, 545 円

第 105 期

令和 4 年 4 月 21 日

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15, 460, 367 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	356, 972, 671 円
分配準備積立金額	D	631, 591, 110 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 004, 024, 148 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 839, 338, 343 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	2, 615 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	17, 277, 022 円

第 106 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17, 325, 314 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	357, 026, 342 円
分配準備積立金額	D	626, 605, 958 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 000, 957, 614 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 827, 218, 611 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	2, 615 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	17, 222, 483 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	当期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同左

	<p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△145,358,454	34,471,995
親投資信託受益証券	—	—
合計	△145,358,454	34,471,995

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期

	[令和 3 年 12 月 20 日現在]	[令和 4 年 6 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.6679 円 (6,679 円)	0.6327 円 (6,327 円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (AUD)	31,581.85	198,112,953	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (BRL)	73,495.85	191,236,223	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (MXN)	38,880.15	198,483,192	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III ー クラス J (USD)	24,144.5	205,614,642	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III ー クラス J (EUR)	29,962.81	200,331,397	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III ー クラス J (GBP)	30,408.33	198,444,763	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (CAD)	31,236.03	199,379,603	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (TRY)	166,513.75	201,315,127	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (INR)	32,197.27	205,643,989	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (IDR)	32,588.89	201,953,358	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (CNH)	64,754.58	205,013,018	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (KRW)	29,048.48	197,442,522	
	投資信託受益証券 合計		584,812.54	2,402,970,787
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,307,993	3,368,198	
親投資信託受益証券 合計		3,307,993	3,368,198	
	合計	3,892,805.54	2,406,338,985	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)の令和3年12月21日から令和4年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)の令和4年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 [令和3年12月20日現在]	第18期 [令和4年6月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,052,042	2,054,240
投資信託受益証券	114,139,143	110,198,998
親投資信託受益証券	134,954	134,954
未収入金	1,161,417	-
流動資産合計	117,487,556	112,388,192
資産合計	117,487,556	112,388,192
負債の部		
流動負債		
未払金	1,161,417	-
未払収益分配金	94,084	92,372
未払受託者報酬	28,094	25,146
未払委託者報酬	1,130,845	1,012,183
未払利息	1	2
その他未払費用	1,770	1,586
流動負債合計	2,416,211	1,131,289
負債合計	2,416,211	1,131,289
純資産の部		
元本等		
元本	94,084,212	92,372,997
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20,987,133	18,883,906
(分配準備積立金)	71,082,649	73,547,291
元本等合計	115,071,345	111,256,903
純資産合計	115,071,345	111,256,903
負債純資産合計	117,487,556	112,388,192

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第18期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日
営業収益		
受取配当金	6,635,814	4,967,966
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	△12,718,310	△5,708,111
営業収益合計	△6,082,495	△740,145
営業費用		
支払利息	198	37

受託者報酬	28,094	25,146
委託者報酬	1,130,845	1,012,183
その他費用	1,770	1,586
営業費用合計	1,160,907	1,038,952
営業利益又は営業損失(△)	△7,243,402	△1,779,097
経常利益又は経常損失(△)	△7,243,402	△1,779,097
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,243,402	△1,779,097
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△27,092	△150,252
期首剰余金又は期首欠損金(△)	32,616,744	20,987,133
剰余金増加額又は欠損金減少額	675,954	10,354
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	675,954	10,354
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,995,171	392,364
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,995,171	392,364
分配金	94,084	92,372
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20,987,133	18,883,906

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [令和3年12月20日現在]	第18期 [令和4年6月20日現在]
1. 期首元本額	108,438,613円	94,084,212円
期中追加設定元本額	2,252,991円	47,731円
期中一部解約元本額	16,607,392円	1,758,946円
2. 受益権の総数	94,084,212口	92,372,997口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 令和3年6月22日 至 令和3年12月20日	第18期 自 令和3年12月21日 至 令和4年6月20日																								
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>5,242,554円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>15,080,333円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,242,554円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	15,080,333円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,885,490円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>14,842,515円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,885,490円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	14,842,515円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	5,242,554円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																							
収益調整金額	C	15,080,333円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	3,885,490円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																							
収益調整金額	C	14,842,515円																							

分配準備積立金額	D	65,934,179 円	分配準備積立金額	D	69,754,173 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,257,066 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,482,178 円
当ファンドの期末残存口数	F	94,084,212 口	当ファンドの期末残存口数	F	92,372,997 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,168 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,578 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	94,084 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	92,372 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 令和 3 年 6 月 22 日 至 令和 3 年 12 月 20 日	第 18 期 自 令和 3 年 12 月 21 日 至 令和 4 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はあり	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△12,275,737	△6,481,350
親投資信託受益証券	—	—
合計	△12,275,737	△6,481,350

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 [令和 3 年 12 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 6 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	1,2231円	1,2044円
(1万口当たり純資産額)	(12,231円)	(12,044円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (AUD)	1,448.17	9,084,385	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (BRL)	3,369.37	8,767,103	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II	1,783.02	9,102,352	

	ー クラス J (MXN)			
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III ー クラス J (USD)	1,107.48	9,431,354	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III ー クラス J (EUR)	1,374.03	9,186,814	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III ー クラス J (GBP)	1,394.11	9,097,967	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (CAD)	1,432.67	9,144,740	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (TRY)	7,634.43	9,230,025	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (INR)	1,476.85	9,432,681	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (IDR)	1,494.85	9,263,641	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (CNH)	2,969.95	9,402,867	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラス J (KRW)	1,332.21	9,055,069	
投資信託受益証券 合計		26,817.18	110,198,998	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	132,542	134,954	
親投資信託受益証券 合計		132,542	134,954	
合計		159,359.18	110,333,952	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年6月20日現在]

資産の部

流動資産

コール・ローン

530,679,518

現先取引勘定

2,399,998,676

流動資産合計	2,930,678,194
資産合計	2,930,678,194
負債の部	
流動負債	
未払解約金	100,025
未払利息	755
流動負債合計	100,780
負債合計	100,780
純資産の部	
元本等	
元本	2,878,252,301
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	52,325,113
元本等合計	2,930,577,414
純資産合計	2,930,577,414
負債純資産合計	2,930,678,194

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年6月20日現在]
1. 期首	令和3年12月21日
期首元本額	1,652,455,882円
期中追加設定元本額	1,313,819,486円
期中一部解約元本額	88,023,067円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	508,537,329円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,683,862円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)	111,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)	282,290円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,074,934円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	47,991,626円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)	669,935円

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	212,322 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	10,715,809 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	1,378,553 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	123,415 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,857,128 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	1,339,040 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,145,161 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	16,341,949 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	953,994 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	642,729 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	71,494,389 円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	3,947,842 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	4,489,124 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	30,649 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	69,757 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	30,457 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	278,281 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	665,580 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,149,232 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,449 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,828,976 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	3,307,993 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	132,542 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	1,936,118 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,156,977 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	7,196,270 円

三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	3,517,041 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	845,131 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,016,827 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)	2,895,129 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型)	1,528,278 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型)	2,664,317 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型)	215,434 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	490,224 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型)	175,974 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型)	213,510 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型)	345,928 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	56,356,879 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,215 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	2,178,993 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,411,821 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	1,020,693 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	2,065,331 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	521,457 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	217,015 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	1,628,892 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	5,812,610 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	3,545,187 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	8,124,755 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	2,990,177 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	3,377,211 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	8,478,079 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	4,145,749 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	8,067,104 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	3,319,056 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	13,122,469 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	1,616,484 円
三菱UFJ/マッコーリー オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム (毎月決算型)	5,899,118 円

三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型)	4,433,586 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (年2回分配型)	1,171,788 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (毎月分配型)	10,787 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (年2回分配型)	10,795 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	511,609 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	177,761 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	368,276 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	89,371 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	3,063,931 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	6,324,266 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	749,282,578 円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820 円
スマート・プロテクター90オープン	981,933 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	138,420 円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	1,453,944 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	6,675,966 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	2,474,981 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	9,376,245 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	87,384 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	1,080,337,852 円
三菱UFJ/マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	11,293,333 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	9,875,796 円

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）	6,887,212円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）	9,187,206円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	3,987,431円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	41,131,411円
合計	2,878,252,301円
2. 受益権の総数	2,878,252,301口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 12月 21日 至 令和 4年 6月 20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 6月 20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 4 年 6 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0182 円 (10,182 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	4,794,332,005
II 負債総額	5,070,579
III 純資産総額 (I - II)	4,789,261,426
IV 発行済口数	6,503,187,447 口
V 1 口当たり純資産価額 (III / IV)	0.7364
(10,000 口当たり)	(7,364)

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年 2 回分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	49,796,275
II 負債総額	24,992
III 純資産総額 (I - II)	49,771,283
IV 発行済口数	49,692,310 口
V 1 口当たり純資産価額 (III / IV)	1.0016

(10,000 口当たり)	(10,016)
---------------	----------

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	86,055,571
II 負債総額	43,207
III 純資産総額 (I - II)	86,012,364
IV 発行済口数	243,026,797口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.3539
(10,000 口当たり)	(3,539)

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	18,435,811
II 負債総額	9,267
III 純資産総額 (I - II)	18,426,544
IV 発行済口数	19,556,141口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.9422
(10,000 口当たり)	(9,422)

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,861,500,984
II 負債総額	7,025,538
III 純資産総額 (I - II)	3,854,475,446
IV 発行済口数	6,046,124,661口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.6375
(10,000 口当たり)	(6,375)

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	204,785,382
II 負債総額	102,324
III 純資産総額 (I - II)	204,683,058
IV 発行済口数	157,180,353口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.3022
(10,000口当たり)	(13,022)

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,420,853,629
II 負債総額	5,269,524
III 純資産総額 (I - II)	2,415,584,105
IV 発行済口数	3,811,066,687口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.6338
(10,000口当たり)	(6,338)

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	111,515,964
II 負債総額	55,529
III 純資産総額 (I - II)	111,460,435
IV 発行済口数	92,372,997口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2066
(10,000口当たり)	(12,066)

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,942,738,403
II 負債総額	728
III 純資産総額 (I - II)	2,942,737,675
IV 発行済口数	2,890,201,304口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0182
(10,000口当たり)	(10,182)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	904	19,365,803
追加型公社債投資信託	16	1,403,852
単位型株式投資信託	93	425,414
単位型公社債投資信託	52	160,162
合計	1,065	21,355,231

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)		第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示してまいります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年3月31日から2011年6月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年3月31日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとしません。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法

第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド
東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど

別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年2月20日から2013年6月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年2月20日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
- ②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
- ③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとしします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年3月31日から2011年6月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年3月31日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BRL)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います(このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
- ②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
- ③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとしません。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法

第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド
東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど

別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年2月20日から2013年6月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年2月20日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BRL)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
- ②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
- ③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年1月16日から2013年4月22日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年1月16日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN) の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
- ②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
- ③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとしません。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法

第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド
東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど

別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年2月20日から2013年6月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年2月20日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」
 - 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。投資信託証券への投資にあたっては、異なる通貨への投資効果を有する別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、通貨の分散に配慮して投資を行うことを基本とします。各指定投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は概ね均等になることを基本とします。指定投資信託証券は、長期的な経済構造の変化に応じて見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託も含まれます。）に指定されることがあります。指定投資信託証券への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、各対象通貨買いの為替取引を行います。ただし、対象通貨が米ドルの指定投資信託証券においては当該為替取引を行いません。（このため、基準価額はすべての対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金2億2,500万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2億2,500万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年7月1日から2013年9月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ

てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、すべての別に定める投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別

の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年7月1日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

2. 約款第17条第1項および第39条第2項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CAD)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (IDR)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (INR)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (KRW)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CNH)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (TRY)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (EUR)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (GBP)」
外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (USD)」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(毎月分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(年2回分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)」

> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>
(年2回分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>
(年2回分配型)」

追加型証券投資信託

PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。投資信託証券への投資にあたっては、異なる通貨への投資効果を有する別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、通貨の分散に配慮して投資を行うことを基本とします。各指定投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は概ね均等になることを基本とします。指定投資信託証券は、長期的な経済構造の変化に応じて見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託も含まれます。）に指定されることがあります。指定投資信託証券への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、各対象通貨買いの為替取引を行います。ただし、対象通貨が米ドルの指定投資信託証券においては当該為替取引を行いません。（このため、基準価額はすべての対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,500万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年11月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,500万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年7月1日から2013年12月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の165の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益

をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を

受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回る場合となった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、すべての別に定める投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前ま

で、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者

の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年7月1日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

2. 約款第17条第1項および第39条第2項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (AUD)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (BRL)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (MXN)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CAD)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (IDR)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (INR)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (KRW)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (CNH)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラス J (TRY)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (EUR)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (GBP)」
- 外国投資信託「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラス J (USD)」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)」
- 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)」
- 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(毎月分配型)」
- 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)」
- 追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(年2回分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)」

追加型証券投資信託「PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)」

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信